

平成26年度第1回
市有地公募売却事業



ヨコハマの土地売ります!

一般競争入札売払 募集要領

市有地公募販売の特徴

- ・ 誰でも購入できます。
- ・ 代替地用地等、市が保有している物件です。
- ・ 仲介手数料等が不要です。

平成26年6月実施

横 浜 市



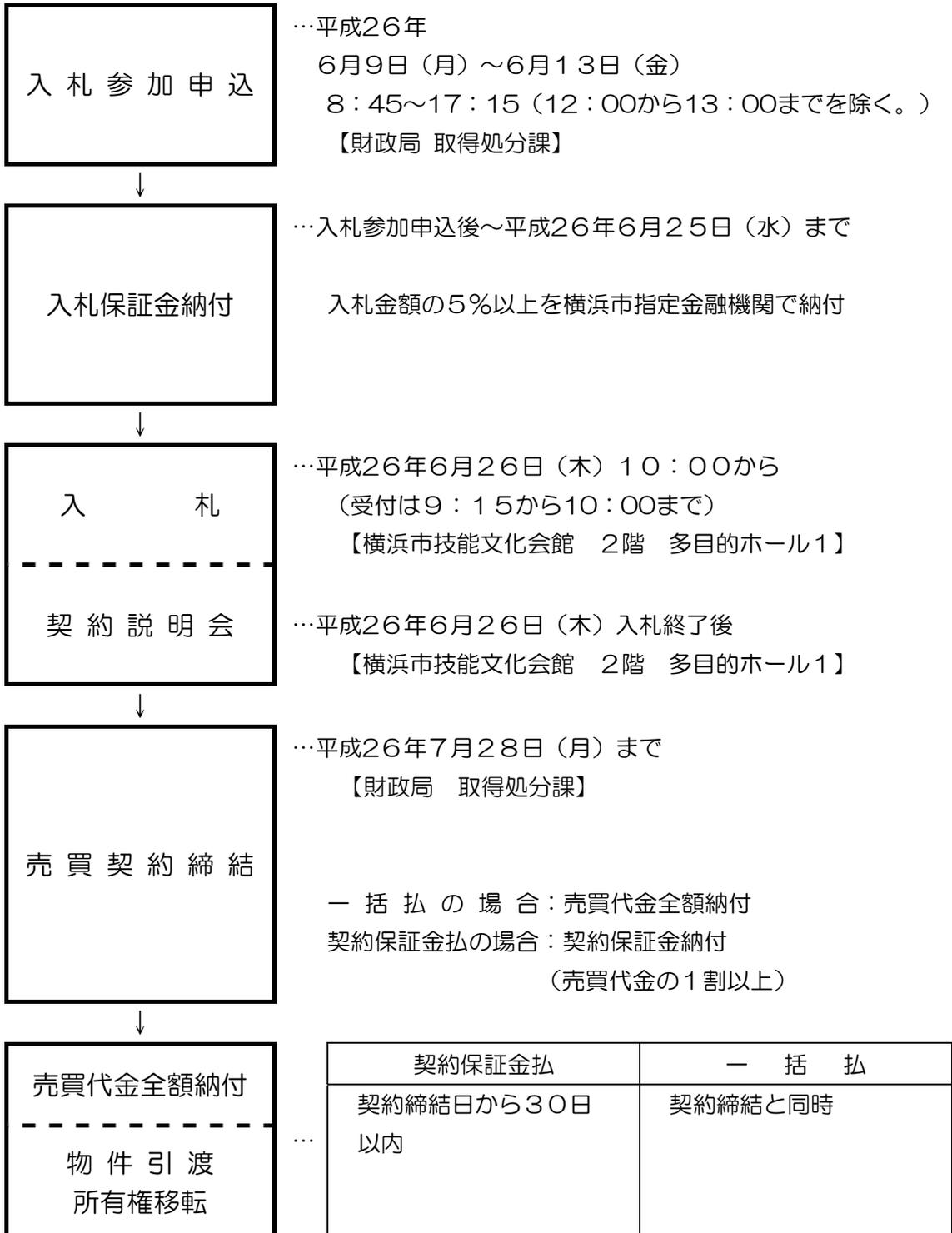
入 札 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在 地	地 目	地積(m ²)	最低売却価格 (万円)	売 払 人
2477	中区竹之丸 14 番 6	宅地	346.80	2, 8 5 1	財 政 局
2478	港南区港南台八丁目 20 番 7	宅地	181.06	3, 0 0 6	財 政 局
2479	港南区野庭町 81 番 56 外	宅地	843.36	6, 1 4 9	財 政 局
2480	旭区笹野台四丁目 1 番 93	宅地	178.50	2, 1 1 4	財 政 局
2481	旭区笹野台四丁目 1 番 95	宅地	198.53	2, 5 0 8	財 政 局
2482	磯子区磯子七丁目 400 番 27	宅地	145.07	1, 0 3 0	財 政 局
2483	磯子区杉田三丁目 1226 番 4 外	宅地	476.32	7, 8 6 0	財 政 局
2484	磯子区杉田六丁目 979 番 109	宅地	161.18	2, 6 1 5	財 政 局
2485	磯子区杉田六丁目 979 番 122	宅地	151.17	2, 4 5 2	財 政 局
2486	磯子区杉田七丁目 979 番 107 外	宅地	309.38	4, 8 8 9	財 政 局
2487	磯子区杉田八丁目 1930 番 11	宅地	194.00	2, 8 5 6	財 政 局
2488	磯子区田中一丁目 538 番 33	宅地	252.84	3, 5 4 0	財 政 局
2489	金沢区西柴二丁目 136 番 13	宅地	216.83	2, 7 8 9	財 政 局
2490	金沢区六浦東三丁目 901 番 107	宅地	526.78	6, 5 9 1	財 政 局
2491	金沢区六浦南三丁目 1352 番 55	宅地	168.52	2, 5 7 9	財 政 局
2492	金沢区六浦南四丁目 1948 番 10	宅地	189.78	3, 0 0 1	財 政 局
2493	欠番				
2494	港北区篠原町 1090 番 3	宅地	219.85	4, 6 1 7	財 政 局

2495	青葉区千草台 29 番 7	宅地	422.34	3,958	財 政 局
2496	瀬谷区三ツ境 132 番 6 外	宅地	345.04	5,694	財 政 局
2497	瀬谷区三ツ境 145 番 5	宅地	180.27	3,750	財 政 局
2498	瀬谷区三ツ境 150 番 3	宅地	163.46	3,335	財 政 局

- (注) 1 「地積」欄は登記記録上の面積です。
2 物件により入札を中止する場合があります。

入札方式による売払いの流れ（概要）



目 次

募集要領

1 入札物件	1
2 入札参加者の資格	1
3 入札の参加申込	1
4 特約条件	2
5 入札物件の現地開放	3
6 販売相談会	3
7 入札及び開札の日時及び場所	3
8 入札方法等	3
9 入札の無効	4
10 落札者の決定方法	4
11 契約の締結等	4
12 売買代金の支払方法	4
13 所有権の移転等	5
14 不落等物件の売払	5
15 暴力団の排除	5
16 担当窓口	6
〈参考〉	6
入札要領	7
売払物件について	10
物件調書	14
一般競争入札参加申込書	59
委任状	61
市有財産売買契約書（標準契約書）〔一括払〕	63
市有財産売買契約書（標準契約書）〔戸建住宅用地指定・一括払〕	68
市有財産売買契約書（標準契約書）〔契約保証金払〕	74
市有財産売買契約書（標準契約書）〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕	79

市有財産一般競争入札売払募集要領

1 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」のとおりです。
なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。

2 入札参加者の資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3、地方自治法施行令第167条の4、又は横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は同条例第7条の規定に該当する者、又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、以外の者とします。（8ページ参照）

3 入札の参加申込

入札の参加に当たっては、本募集要領を十分お読みのうえご参加ください。
受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。

ア 受付期間

平成26年6月9日（月）から平成26年6月13日（金）まで

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

イ 受付場所

電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市財政局管財部取得処分課（横浜市庁舎4階 部屋番号409）

ウ 申込必要書類

- ① 一般競争入札参加申込書（本募集要領61ページに掲載のもの）
- ② 添付書類（発行後3箇月以内のもの）
個人の場合 住民票及び印鑑証明書（各1通）
法人の場合 資格証明書（※）及び印鑑証明書（各1通）

（※）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

（注）1 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

エ その他

（ア）申込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。

- ① 一般競争入札参加申込書（写し）
- ② 入札保証金返還請求書
- ③ 入札保証金の納付書（振込用紙）
- ④ 入札書及び入札用封筒
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 役員名簿（法人のみ）

手続き及び、必要事項の記入・押印等を行ったうえ、入札日に必ず持参してください。

（イ）代理人により入札参加の申込みを行う場合は、委任状（本募集要領63ページに掲載のもの）をご提出ください。

（注） 1 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

2 委任者及び受任者双方とも実印を押印し、資格証明書及び印鑑証明書を添付願います。（個人の場合は、印鑑証明書のみ添付してください。）

3 委任した場合、入札書に受任者の署名・押印（実印）がなければ、その入札は無効となります。

（ウ）複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに、一般競争入札参加申込書等をご提出ください。なお、添付書類は1物件に原本を1部添付し、他の物件は原本のコピーの添付でも可能です。

4 特約条件

- (1) 売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。契約内容については、本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」(標準契約書)をご参照ください。

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない」及び
 「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない」

- (2) 戸建住宅用地用途指定の売買契約に当たっては、所有権移転の日から5年間、(1)の他次の条件を付します。また、この用途指定に伴い10年間の買戻特約を設定します。なお、契約内容については本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」(標準契約書)[戸建住宅用地指定]をご参照ください。

「(1) 落札者は、売買物件を所有権移転の日から5年間、戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。(2) 落札者は、売買物件において、所有権移転の日から5年以内に住宅の建築工事を完了しなければならない。」

- (3) 落札者が(1)の条件に違反したときは横浜市に対し売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
 (4) 落札者が(2)の条件に違反したときは横浜市が買戻権を行使する場合、売払代金の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
 (5) 次の売払物件については「特記事項」として、売買契約書に次の条項を追加します。

物件番号	追加条項
2477番	乙は、売買する土地に築造されている敷地内南側(崖地部分)の擁壁の再築造及び法面(下法)保護等の開発行為(造成工事)を承諾し、乙の負担で開発行為をするものとする。 2 乙は、開発行為(造成工事)にかかる隣接地権者及び居住者との協議を行うものとする。 3 乙は、宅地造成規制法に関する規定及び横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定を遵守すること。 4 なお、1項から3項の条件については買戻特約を設定し、本契約におけるその他の買戻特約を設定した条件と同様の取り扱いとする。
2481番	乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「現況工作物に関する確認書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
2483番	乙は、「フレッシュタウン杉田建築協定」を遵守すること。 2 乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「覚書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
2484番	乙は、土地売買契約と同時に甲と「有線テレビジョン(CATV)放送用電線施設使用に関する覚書」を取り交すこと。 2 乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「覚書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
2485番	乙は、土地売買契約と同時に甲と「有線テレビジョン(CATV)放送用電線施設使用に関する覚書」を取り交すこと。
2486番	乙は、「メール・ド磯子まちづくりルール」を遵守すること。 2 乙は、土地売買契約と同時に甲と「有線テレビジョン(CATV)放送用電線施設使用に関する覚書」を取り交すこと。
2492番	乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「覚書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
2495番	乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「現況工作物に関する確認書」に関し、甲の地位を承継するものとする。

売買契約書へ追加する箇所：

標準契約書〔一括払〕第18条の次

標準契約書〔戸建住宅用地指定・一括払い〕第22条の次

標準契約書〔契約保証金払〕第19条の次

標準契約書〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕第23条の次

5 入札物件の現地開放

次の物件については、道路からの物件状況の確認が難しいため、入札参加申込み時まで16の窓口にて鍵を貸出しますので、現況をご確認ください。

その他の入札物件については鍵の貸出しはしませんので、本募集要領の物件調書をお読みの上、入札参加申込時までに現地及び物件状況をご確認ください。入札参加及び買受にあたっては、すべて承知されたものとし売買契約の際、現地及び物件調書記載事項について確認書を提出していただきます。

物件番号	所 在
2486番	磯子区杉田七丁目979番107外
2487番	磯子区杉田八丁目1930番11
2495番	青葉区千草台29番7

6 販売相談会

次の日程で販売相談会を実施します。ご質問等に直接お答えします。

日 時	場 所
平成26年5月24日（土） 5月25日（日） 【11:00～16:00】	ハウスクエア横浜 情報館1階 都筑区中川1-4-1 （市営地下鉄中川駅から徒歩約2分）
平成26年5月31日（土） 6月1日（日） 【10:00～15:00】	t v kハウジングプラザ横浜 コミュニケーションハウス 西区西平沼町6-1 （相鉄線平沼橋駅から徒歩約5分）

7 入札及び開札の日時及び場所

日 時 平成26年6月26日（木）午前10時から

※受付は午前9時15分から午前10時まで（厳守）

場 所 横浜市中区万代町2丁目4番地の7 横浜市技能文化会館 2階 多目的ホール1

(注) 次の書類を必ずご持参ください。

- ① 一般競争入札参加申込書（写し）
- ② 入札保証金返還請求書（記入・押印願います。）
- ③ 入札保証金の振込領収証書（原本及び写し）
（受付で確認の上、原本はその場でお返しします。写しは1物件につき1枚でお願いします。）
- ④ 入札書及び入札用封筒（記入・押印してください。）
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 役員名簿（法人のみ）

8 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により、指定する金融機関の窓口で事前に納付願います。

イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめご了承ください。

ウ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法

入札は、本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入していただきます。

入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収証書原本の提示のない入札
- (5) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (6) 同一の物件に2通以上の入札をしたもの
- (7) その他入札要領において無効とするもの

10 落札者の決定方法

- (1) 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、横浜市の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者又は入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 入札結果は、すべての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしません。）及び入札金額
- (4) 落札者・落札金額については、公式WEBサイト上においても公表します。（16参照）
- (5) 再度入札は実施しません。

11 契約の締結等

(1) 契約説明会の日時場所

次のとおり契約説明会を実施し契約書等の書類を交付しますので、落札者は必ずご参加ください。

日 時	平成26年6月26日（木）	入札終了後
場 所	横浜市中区万代町2丁目4番地の7 横浜市技能文化会館 2階 多目的ホール1	
落札者は誓約書と役員名簿（法人のみ）を契約説明会時にご提出ください。		

(2) 契約の締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、平成26年7月28日（月）までに、16の窓口にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。また、契約を辞退した日から2年間一般競争入札売払への入札参加資格が停止されます。

(3) 売買契約書

別添「市有財産売買契約書」（標準契約書）（本募集要領65ページ以降）をご参照ください。

(4) 身分証明書

個人の落札者は、契約時に身分証明書（破産者名簿に記載がないこと、後見の登記の通知を受けていないことなどを証明するものです。）の提出が必要になります。

12 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次のア又はイの2通りがあります。

ア 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

イ 契約保証金払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上(円未満切り上げ)を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、横浜市が発行する納入通知書等により、売買契約締結の日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、契約を辞退した日から2年間は、一般競争入札売払への入札参加資格が停止されます。

(注) 売買代金の分割納入はできません。

13 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転を行い、物件を引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、横浜市が行います。
- (3) 売買契約書(横浜市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

14 不落等物件の売払

入札者のない物件又は落札者のない物件は、次のとおり希望者に売却します。詳細については、入札実施後に公式WEBサイト上にてお知らせしますので、ご覧いただくか、直接16の担当窓口にお問い合わせください。

(1) 買受申請受付期間

平成26年7月3日(木)から平成26年10月3日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 申請方法

受付は、横浜市の定めた買受申請書(不落等物件)による「持参申請」のみとします。

申請時には、買受申請書と次の書類をご提出ください。

- ① 資格証明書(個人の場合は住民票)
- ② 印鑑証明書(①、②ともに発行後3箇月以内のもので、共有の場合は各1部が必要)
- ③ 誓約書
- ④ 役員名簿(法人のみ)

買受申請書(不落物件等)は、公式WEBサイト上から入手するか、16の窓口にお問い合わせください。

(3) 買受人の決定方法

ア 横浜市の定めた最低売却価格以上(落札者が契約しなかった物件についてはその落札価格以上)の買受金額を提示した申請者と、先着順で売買契約を締結します。

イ それぞれの日の受付開始時点(午前8時45分)において、アの条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と、売買契約を締結します。なお、同額である場合は当該申請者等にくじを引いていただき、決定します。

15 暴力団の排除

- (1) 平成24年4月1日に施行された「横浜市暴力団排除条例」に基づき、同条例第2条又は同条例第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、に該当する者(以下「暴力団等」という。)は、入札への参加はできません。また、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実があ

- る者も入札への参加はできません。
- (2) 暴力団等でないことを確認するため、落札者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。
- (3) 誓約書及び役員名簿に基づき、神奈川県警察本部長に対し、暴力団等でないことを確認するため照会します。その際、収集した個人情報を警察に提供します。
- (4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行いません。また、すでに契約済みの場合は、契約を解除します。

16 担当窓口

【書類の提出先・お問い合わせ窓口】

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
 横浜市財政局管財部取得処分課（横浜市庁舎4階409号室）
 電話 045-671-2264
 E-mail : za-uriti@city.yokohama.jp

【市有地公募売却事業 公式WEBサイト】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/uriti/index.html>

入札物件の入札中止、入札結果、不落等物件の売払い等に関する情報は、上記WEBサイト上にて告知いたします。

<参 考>

契約に当たっての費用

1 印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1千万円以下	5千円
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円

2 登録免許税

（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×

（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

入札要領

第1条 入札希望者は、市有財産売払公示書、市有財産一般競争入札売払募集要領、市有財産売買契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消を行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
- 2 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
- 3 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- 4 郵送をもって、入札書を送付してきた入札
- 5 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 6 入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札
- 7 納付した入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
- 8 最低売却価格に達しない入札
- 9 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札
- 10 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のない入札
- 11 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のない入札
- 12 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- 13 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札
- 14 その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 落札者は、市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同額の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、銀行振込によりお返しします。落札者の入札保証金は、第14条に定める売買代金又は契約保証金の納付の際、売買代金又は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、契約締結後（売買代金又は契約保証金の納付確認後）にお返しします。

第13条 落札者が落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、落札者として

の資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付するか、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を納付してください。

第15条 落札者は、前条で契約保証金を納付した場合は、契約締結の日から30日以内に売払代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。落札者が契約保証金の返還を希望する場合は、売買代金の納付確認後にお返しします。

なお、落札者が契約締結の日から30日以内に売買代金を納付しない場合には、契約保証金は横浜市に帰属することになります。

第16条 本要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

<参考>

<p>地方自治法 （職員の行為の制限） 第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p>
<p>地方自治法施行令 （一般競争入札の参加者の資格） 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>
<p>横浜市暴力団排除条例 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （省略） (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。 (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。 （契約に関する事務における暴力団排除） 第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（事情に規定する事業に関する事務を除く。）の執</p>

行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例

（利益供与の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は、暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

横浜市契約規則

（入札の無効）

第19条 市長が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格のない者が入札したとき、又は第15条第7項に規定する委任状及び書類を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 入札書(電子入札案件にあっては、第15条第3項に規定する入札金額その他別に定める事項を記録した電磁的記録)が所定の日時まで(電子入札案件にあっては、所定の入札期間内)に提出されず、又は到達しないとき。
- (3) 第15条第5項の規定により市長が方法を特定した場合に当該特定した方法以外の方法により入札したとき。
- (4) 入札保証金等の納付を要する入札において、これを納付しないとき。
- (5) 入札事項の表示がないとき、若しくは不明なとき、又は一定の金額をもって価格若しくは価額を表示しないとき。
- (6) 同一事項に対し2通以上の入札をしたとき。
- (7) 他人の代理をかね、または2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に記名押印のないとき。
- (9) 電子入札案件において第15条第3項に規定する方法によらないとき。
- (10) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (11) その他この規則または市長の定める条件に違反したとき。

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

- 売払物件（以下「物件」と言います。）はすべて、物件調書に特段の記載のない限り、**現状での売買及び引渡しとなります**。買受に当っては、物件調書をご覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況をご確認ください。
- ・物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。
 - ・物件によっては、敷地内に擁壁、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、その構造物にひび、破損、エフロレンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。また、擁壁等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続きの申請先である各審査機関等へお問い合わせください。
 - ・物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。
 - ・物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について横浜市は対応いたしません。
 - ・物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問い合わせください。横浜市は対応いたしません。
 - ・物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の除去についても同様です。
 - ・土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、「横浜市市有地処分に係る土壌汚染対策事務処理要綱」第4条に基づく「一般調査」を実施し、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
 - ・地盤に関する調査は行っていません。
- 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、境界標の存在を確認しています。現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、すべて許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。
- 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。
（主な項目の見方）
- 所在地欄**には、物件の筆頭地番を記載しています。
- 住居表示欄**には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「実測」 実測面積を記載する必要がある場合に記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問い合わせください。

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定を横浜市一円としています（S26年10月告示第132号）が、規定内容は「防火地域」「準防火地域」の指定地域では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項の規定により、横浜市建築基準条例第4条の4で制限の対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問い合わせください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。詳しくは建築局宅地審査部へお問い合わせください。

宅地審査部の担当区及び連絡先

宅地審査課 (市街化区域)	東部担当	鶴見、神奈川、西、中、港北	671-4518
	北部担当	緑、青葉、都筑	671-4515
	南部担当	港南、磯子、金沢、戸塚、栄	671-4516
	西部担当	南、保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷	671-4517
調整区域課 (市街化調整区域)		神奈川、西、旭、磯子、金沢、戸塚、栄、青葉	671-4522
		鶴見、中、南、港南、保土ヶ谷、港北、緑、瀬谷、泉、都筑	671-4521

- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」に位置する物件における建築・造成等の行為は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3279）に届出が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ・緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。詳しくは環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当（045-671-3946）へお問い合わせください。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。届出窓口は建築局建築審査課です。

建築審査課の担当区及び連絡先		
審査検査係	全区	671-4531

※なお、法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマップ）を基に、区域・地域等に指定されているものが記載されております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令の定めにより、記載の建ぺい率・容積率等に別途制限が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担、共有管理、セットバック及び持分等の有無、並びにその内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・ 施設の種類
 - 「有」 … 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のまま使用できない場合があります。
 - 「可」 … 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
 - 「なし」 … 前面道路に配管等がありません。
- ・ なお、以上に関し、それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・ また、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

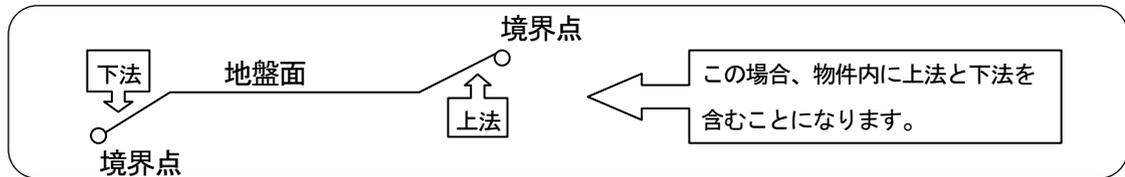
公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。（距離は目安です。）

- ・ 横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。通学区域において、小・中学校が2校以上記載されている物件については、上段記載の小・中学校が指定校になっておりますが、転入学時にご希望により下段記載の小・中学校に変更できます。
- ・ 通学区域は変更になる場合がありますので、その都度ご確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会WEBページの小中学校・通学区域制度の情報を基にしております。詳しくは教育委員会学校計画課（045-671-3252）へお問い合わせください。

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、ご留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。

公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地をご確認の際は、近隣のご迷惑にならないようご配慮くださいますようお願いいたします。

物 件 調 査 書

物件番号 2477

最低売却価格

2,851万円

所在地	横浜市中区竹之丸14番6						
住居表示	-						
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積			
	14番6	宅地	346.80㎡	-			
	合計(1筆)		※1	346.80㎡	-		
道路と敷地の関係	北側で幅員約1.9mの舗装市道に接面 ※2 (東側で接面している私道について※3)						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	100%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡	防火地域	準防火地域
	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)						
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) ※4					
		緑化地域(都市緑地法)					
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※5							
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	有	負担等の内容	セットバック ※2			
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状		況	事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力(株)神奈川カスタマーセンター (第一)0120-99-5771	
	上水道	可	前面道路配管(100mm管)、宅内引込なし			横浜市水道局中部第一給水維持課 045-252-9001	
	下水道	有	敷地内に排水マス設置済み(合流)			横浜市中区中土木事務所 045-641-7681	
	都市ガス	可	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込なし			東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり			(株)ジェイコムイースト 0120-999-000	
公共施設等	中区役所		物件の北西方	約1.9km			
	横浜市立立野小学校		物件の南方	約0.7km			
	横浜市立仲尾台中学校		物件の南方	約0.9km			

本物件は、現状での引渡しとなります。

本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。

※A 本物件の敷地内南側(崖地部分)については、防災上の課題を抱えているため、南側隣接地(14番4)の安全が確保される措置として、築造されている擁壁の再築造及び法面(下法)保護等の開発行為(造成工事)を、宅地造成等規制法に関する規定及び横浜市宅地造成等規制法施行細則を遵守のうえ、行なう必要があります(売買契約書に明記)。これについて、買戻し特約の設定を行います。開発行為(造成工事)を行なうにあたっては周囲隣接地権者等との協議が必要です。開発行為(造成工事)にかかる費用負担及び協議等について横浜市は対応いたしません。なお、周囲隣接地権者には開発行為を行なうにあたっての了解は得ております。

※1 本物件は公簿面積により販売します。(本市が現況測量を行ったところ、境界点間距離及び面積は法務局備え付け地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)

※2 本物件の北側側面道路は、建築基準法第42条2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックの必要があります。道路中心線の位置及びセットバックの距離等については、横浜市建築局建築道路課にお問い合わせください。

※3 本物件の東側で接している道路形態の土地(35番1の一部)は、私道ですが、建築基準法43条第1項ただし書きに該当する道路状空地となっております。このただし書き道路状空地は、本物件の敷地のために許可を受けたものではないため、建築にあたっては北側前面道路から接道を確保する必要があります。

※4 本物件は宅地造成工事規制区域内にありますが、検査済交付等を受けておりません。現状のままでは、当該地は建築基準法19条4項の規定又は、建築基準条例3条の規定が適用されます。なお、宅地造成時の擁壁の構造図面及び構造計算書等はありません。建築行為等にあたっては、必要な手続きの申請先である各審査機関等へお問い合わせください。

※5 当該地の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:104-H20-069、箇所名:竹之丸2)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。

留意事項

・**本物件は戸建住宅用地指定となります。**詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。

・本物件の地盤面は北側前面道路より低く、南側隣接地より高くなっています。また、敷地内の北端から中央部にかけて(平坦部分)は緩やかに南側に傾斜していますが、南端部では傾斜角が大きく崖地を形成しています。

・本物件の敷地内平坦部分の周囲にフェンス(フェンスの基礎が一部擁壁と一体化している箇所あり)が設置されており、一部に破損等が確認されています。また、平坦部分南側のフェンスにおいては、一部が西側隣接地(14番)に位置しています。フェンスの移設及び撤去等においては隣接地権者等とご協議ください。

・本物件の敷地内南側(崖地部分)に落石防止ネット及び落石防止柵が設置されています。これらの工作物については、上記(※A)の開発行為を行なう際に南側隣接地権者(14番4)等とご協議ください。

・本物件の敷地内東側に危険防止のためのB型バリケードが設置されています。撤去等にあたっては横浜市財政局管財課とご協議ください。

・本物件の敷地内に擁壁及び階段が築造されており、これらの構造物の一部に欠け及び石灰質の析出等が確認されています。また、南側の擁壁については、西側隣接地(14番)と一体構造となっております。これらの構造物については(※A)の開発行為を行なう際に周囲隣接地権者等とご協議ください。なお、この擁壁に水抜き穴が敷地内に向けて設置されておりますが、この水抜き穴から流れる水を処理するU字溝等の排水設備は設置されておりません。

・本物件の南側隣接地の上水道引き込み管(私設管)の一部が、本物件の敷地内南側端の地中にて位置しております。引き込み管の取扱いについては、上記(※A)の開発行為を行なう際に隣接地権者等とご協議ください。

・本物件の敷地内東側(フェンス外側)に引込柱が設置されており、引込柱につながる電線等が敷地内東側(フェンス外側)上空を通過しています。引込柱の設置については、横浜市と東京電力(株)とで一時貸付契約を締結しています。この契約は所有権が移転した時点で終了しますので、買受人と東京電力(株)とでご協議ください。

・本物件の敷地内に樹木が多数あります。その樹木の一部が西側・南側及び東側隣接地(私道箇所)に位置しています。また、東側隣接地(私道箇所)のアスファルト敷き、縁石等の一部が本物件の敷地に位置しています。樹木の剪定・伐採及びアスファルトの取扱い等については隣接地権者等と協議が必要です。

・本物件の敷地内北側に上水道の引込配管の一部が露出しておりますが、機能しておりません。上水道配管平面図上では前面道路に配管が敷設されているのみで、本物件の敷地内に引込配管は敷設されておりません(水道局中部第一給水維持課確認済)。上水道の使用等にあたっては上水道の管理者等とご協議ください。

・本物件の北側前面道路を挟んで北側が空地となっておりますが、今後の土地利用により、募集時点における環境条件に変化が生じる場合があります。

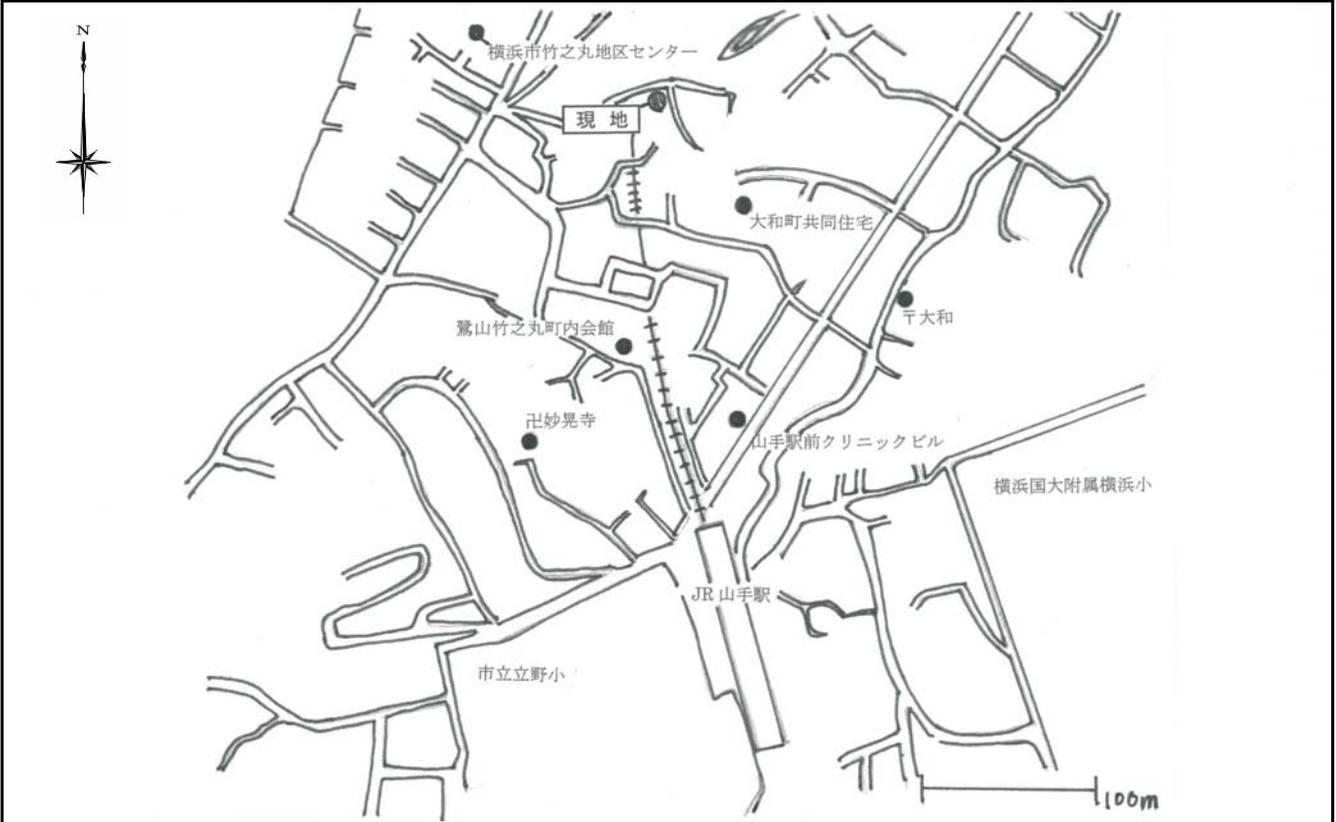
・本物件の南側近隣に、JR根岸線が通っています。また、列車通過に伴う騒音があります。

「売払物件について」も必ずご確認ください。

本物件の売払人(連絡先)

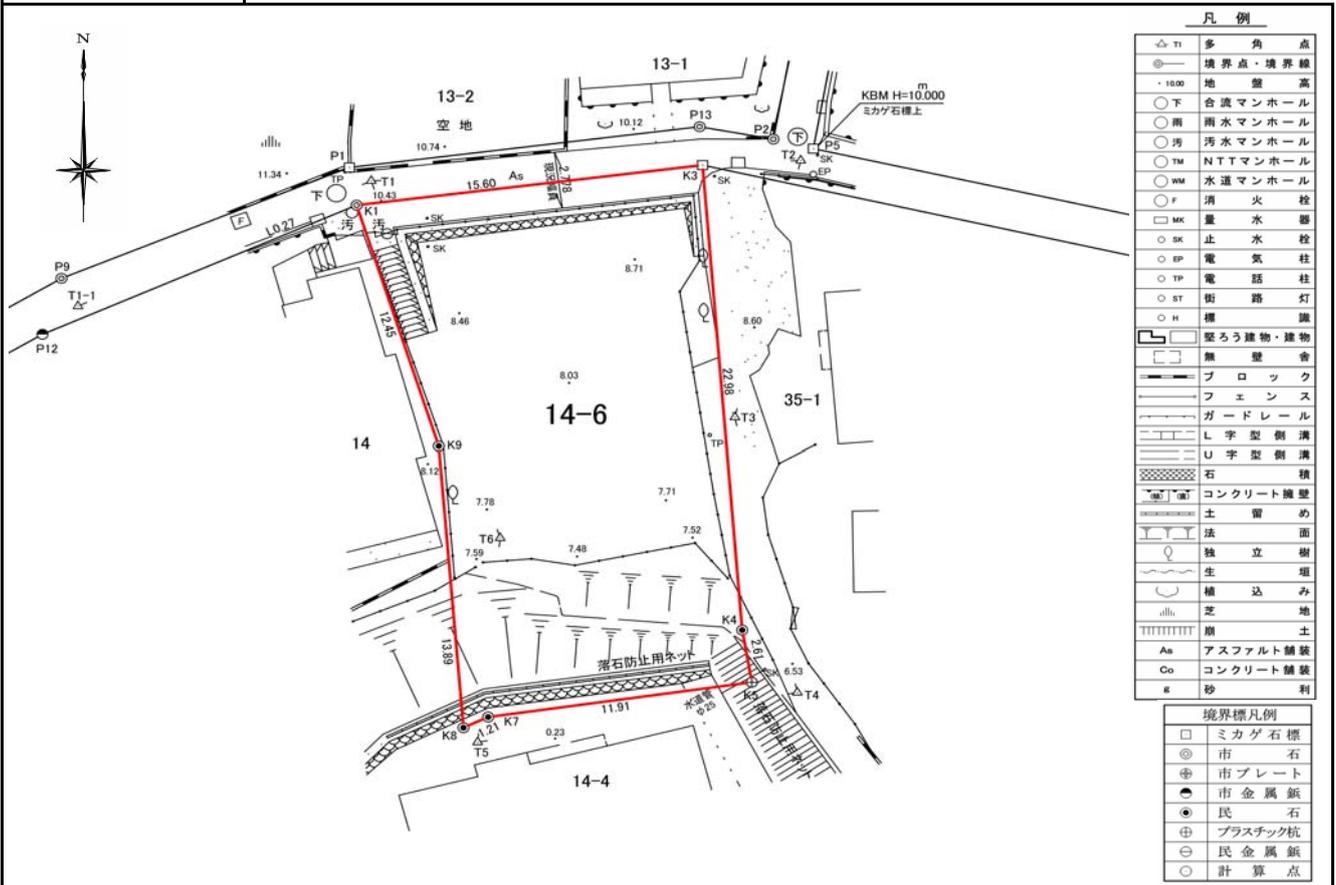
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関 JR根岸線「山手」駅から北方約0.95km(階段状街路は通行しない)(道路距離)徒歩約12分

現況図





物 件 調 査 書

物件番号 2478

最低売却価格

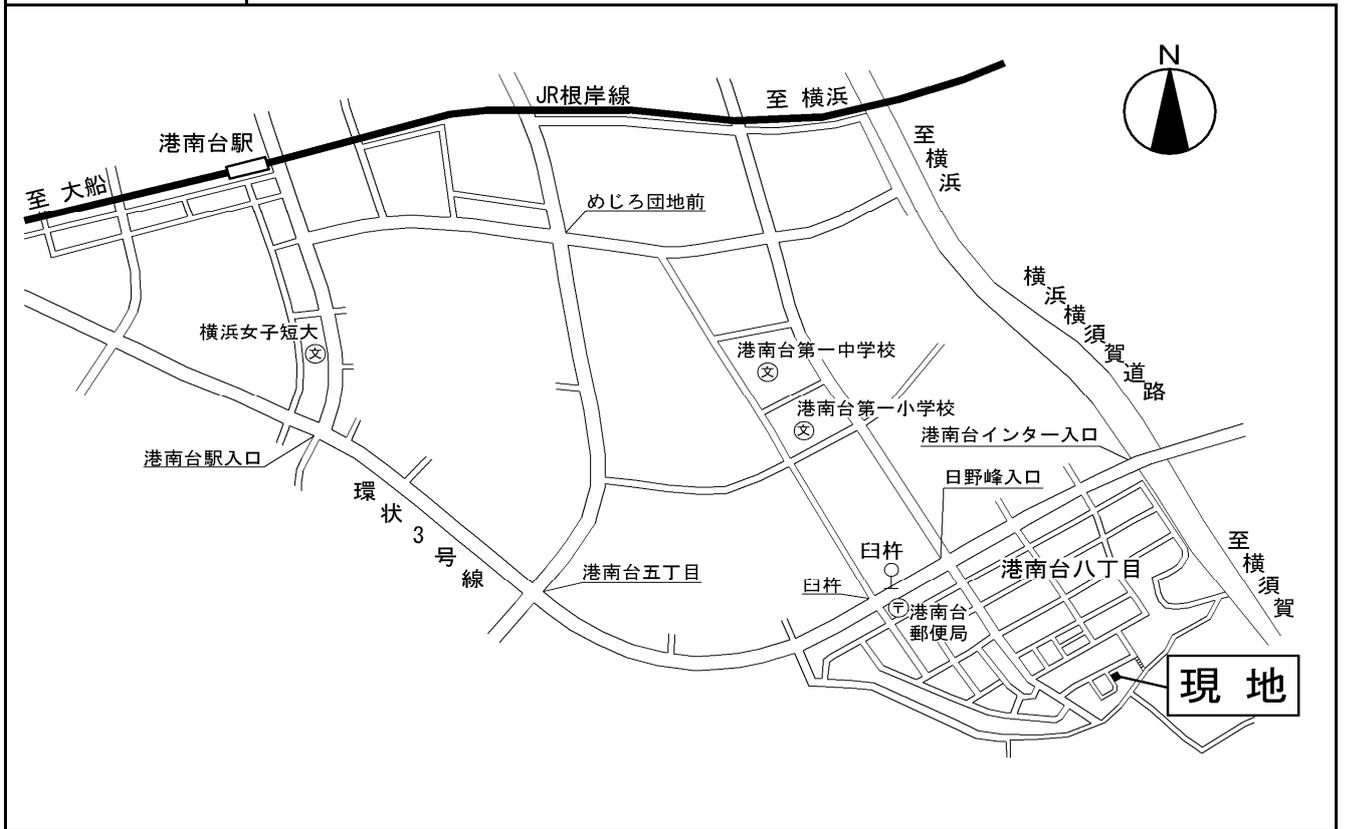
3,006万円

所在地	横浜市港南区港南台八丁目20番7				
住居表示	横浜市港南区港南台八丁目20番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	20番7	宅地	181.06㎡	-	
	合計(1筆)		※1	181.06㎡	-
道路と敷地の関係	南西側で幅員約5.5mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	建ぺい率	40%	容積率	80%	高度地区 第1種高度地区
	外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	125㎡	防火地域 防火指定なし
	建築基準法第22条による区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法)			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類	状 況			事業所等
	電気	可	地上配線		東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771
	上水道	有	南西道路配管(私有管50mm)、宅内引込 25mm(昭和59年設置)		横浜市水道局南部第二給水維持課 045-871-6461
	下水道	有	敷地内に汚水マス設置済(分流)		横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711
	都市ガス	有	南西道路配管(低圧50mm)、宅内引込 25mm		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり		(株)JCN横浜 0120-4580-35(カスタマーセンター)
公共施設等	港南区役所		物件の北方	約5.3km	
	横浜市立港南台第一小学校		物件の北西方	約0.9km	
	横浜市立港南台第一中学校		物件の北西方	約1.0km	
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p> <p>※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件は港南台土地区画整理事業(昭和57年3月13日に換地処分による公告)地内の宅地で、幅員約5.5mの市道にはほぼ等高〜約1.3m高く接面する長方形の一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、道路側は法面を形成しています。 ・本物件の地盤面は、南東側隣接地より約1.2m低く、北東側隣接地より2.2m高くなっています。また、北西側隣接地は等高です。 ・敷地内北東側に間知石による擁壁が施工されています。この擁壁は宅地造成工事の許可(許可番号:第59規664号、許可年月日:昭和60年4月11日、検査済証交付年月日:昭和60年11月30日)を得て築造されたものですが、経年による劣化・老朽化が見られます。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・南東側隣接地の樹木の枝が本物件の敷地上に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご承知ください。 				
	「売払物件について」も必ずご確認ください。				

本物件の売払人(連絡先)

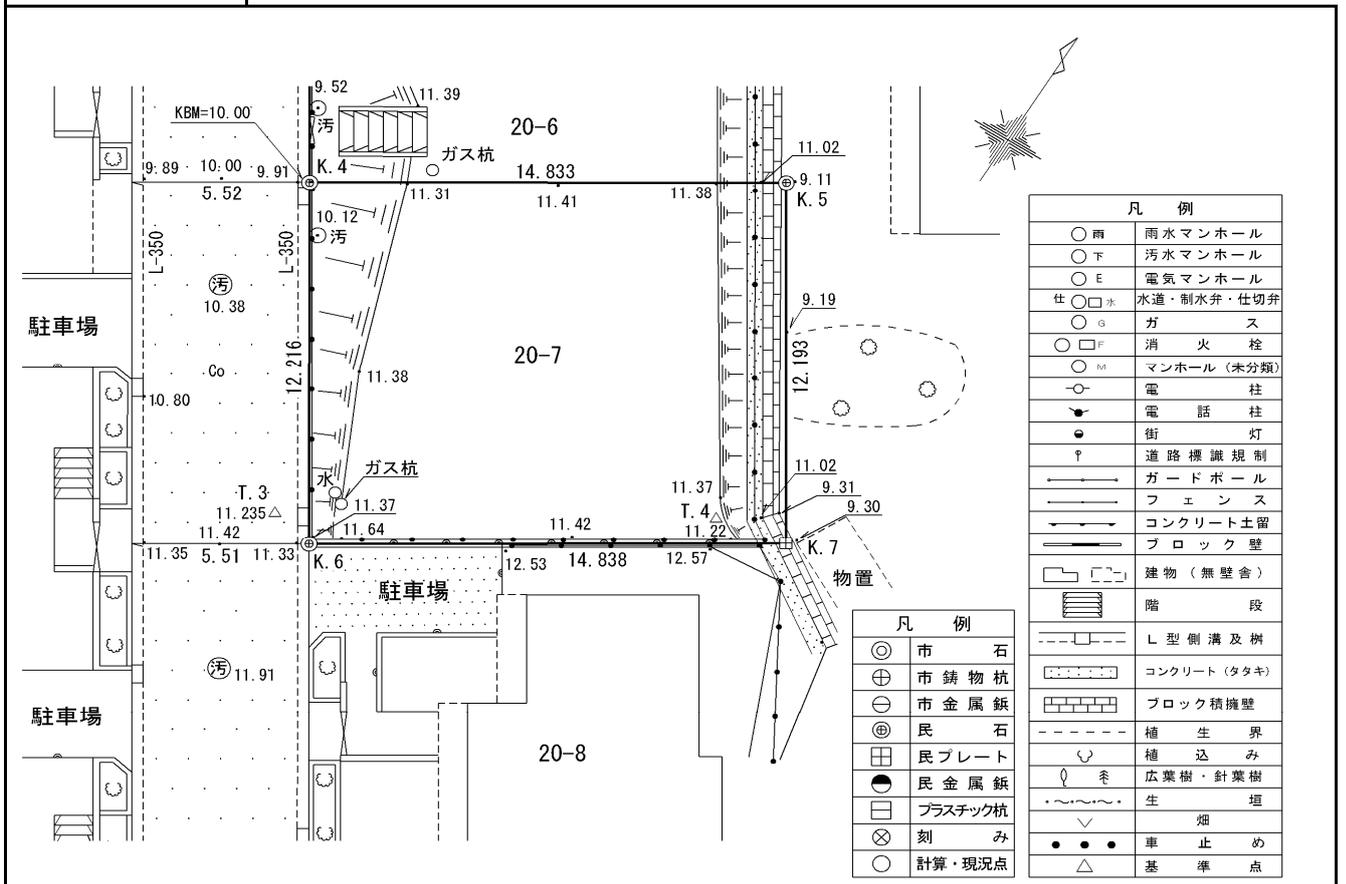
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関 JR根岸線「港南台」駅から南東方約2.5km(道路距離)
同駅から横浜市営バス111系統「臼杵」バス停下車 徒歩約8分

現況図



物 件 調 書

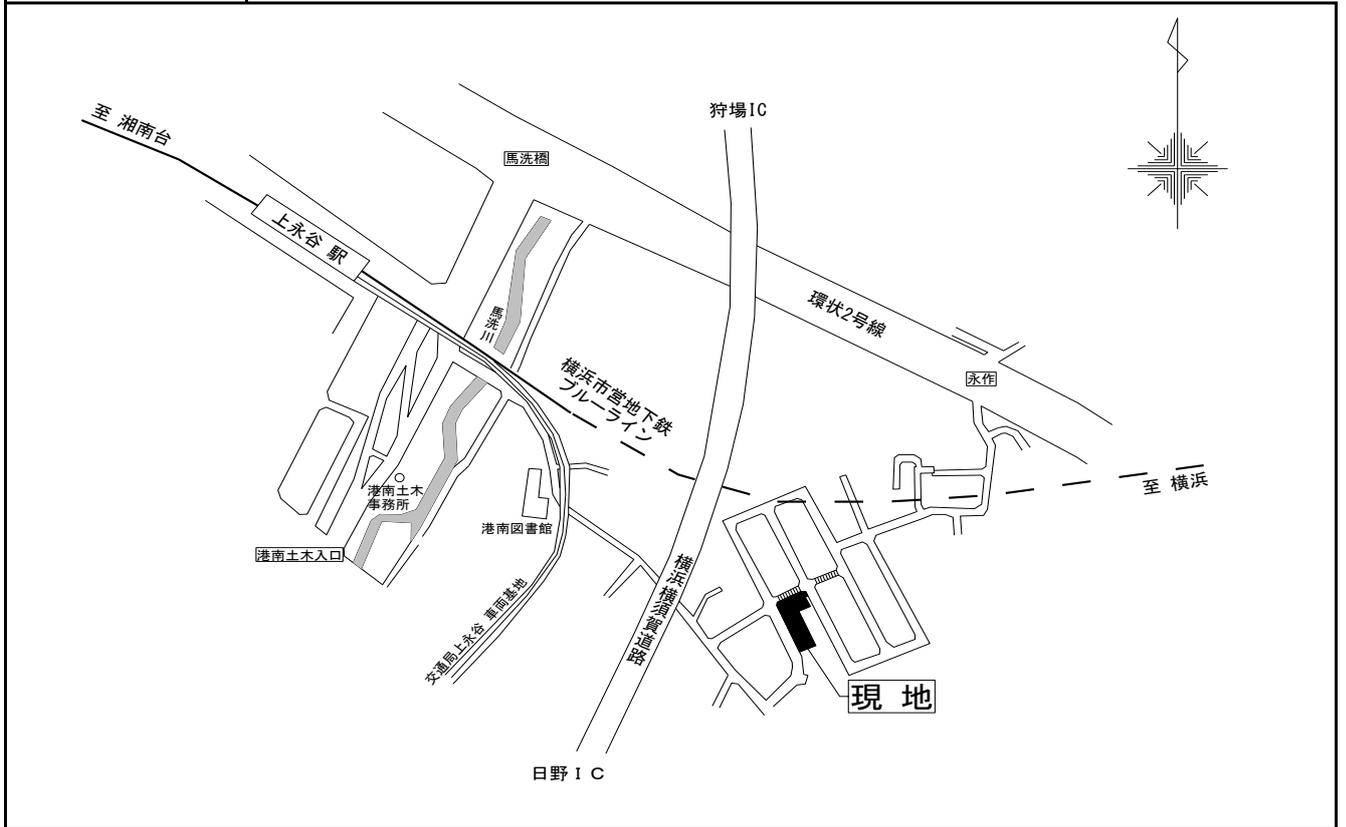
物件番号 2479

最低売却価格

6,149万円

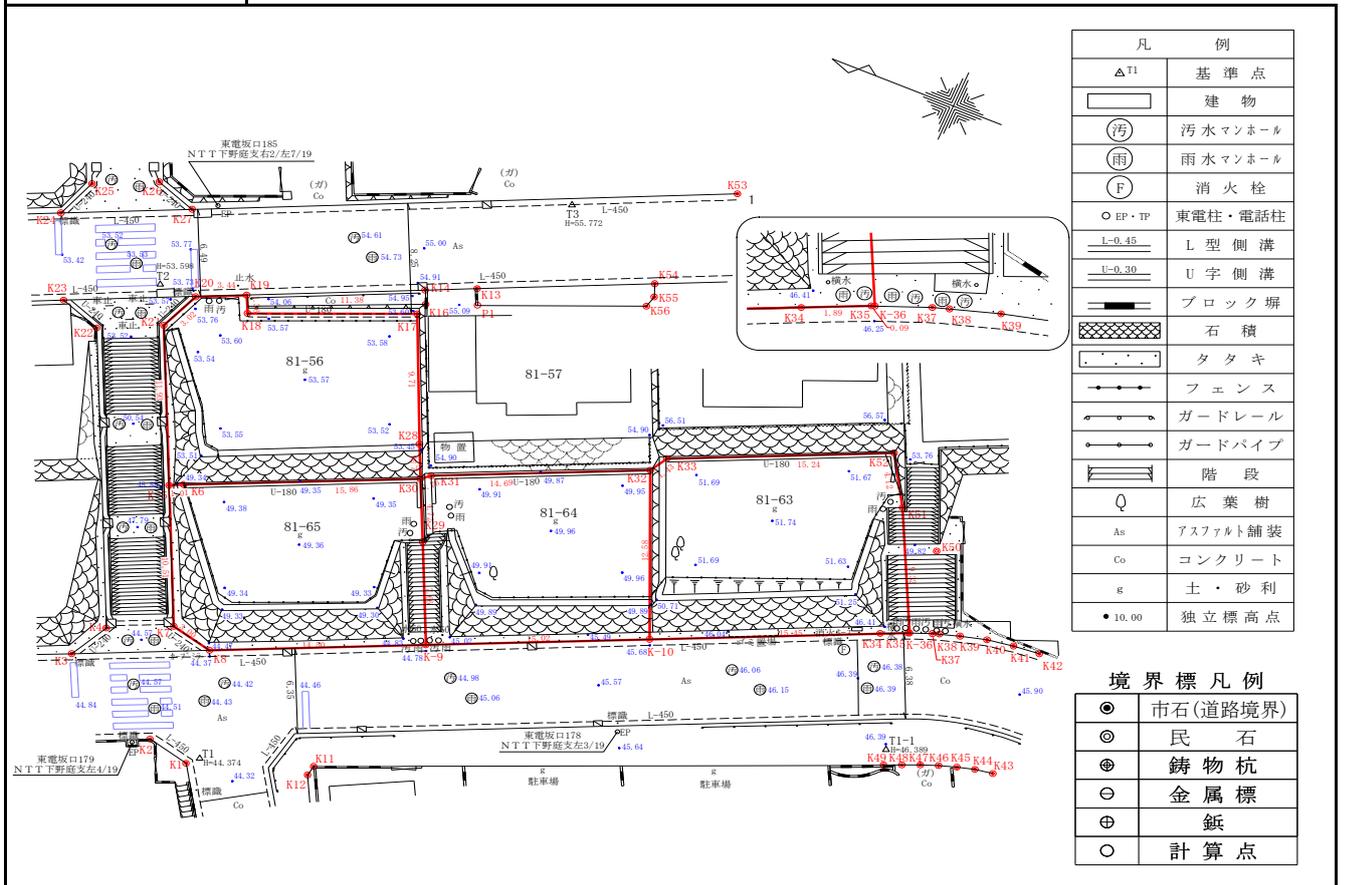
所在地	横浜市港南区野庭町81番56外3筆					
住居表示	-					
内訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積		
	81番56	宅 地	217.36㎡	-		
	81番63	宅 地	227.81㎡	-		
	81番64	宅 地	191.40㎡	-		
	81番65	宅 地	206.79㎡	-		
	合計(4筆)		※1	843.36㎡		
道路と敷地の関係	A区画(81番56)は北東側で幅員約6.5mの舗装市道、北西側で幅員約4.5mの階段状の舗装市道に接面 B区画(81番63)及びC区画(81番64)は南西側で幅員約6.5mの舗装市道に接面 D区画(81番65)は南西側で幅員約6.5mの舗装市道、北西側で幅員約4.5mの階段状の舗装市道に接面					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
		外壁後退 距離	-	敷地面積 最低限度	125㎡	防火地域
	その他の 制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)(遺跡番号港南区33) ※2 緑化地域(都市緑地法)				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771		
	上水道	有	前面道路配管(50mm・150mm)、宅内引込 25mm(S57.8.19)	横浜市水道局南部第二給水維持課 045-871-6461		
	下水道	有	敷地内に雨水・汚水マス設置済(分流)	横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711		
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込 25mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)JCN横浜 0120-4580-35(カスタマーセンター)		
公共施設等	港南区役所		物件の東方	約1.8km		
	横浜市立下野庭小学校		物件の南西方	約1.3km		
	横浜市立丸山台中学校		物件の西方	約1.8km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。 ※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。) ※2 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡番号港南区33)内にありますが、宅地化により破壊されているため、建築にあたって、届出は必要ありません。(横浜市教育委員会生涯学習文化財課に確認済) ・ 本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。 ・本物件は周辺一帯の開発及び宅造許可(許可番号:第56開605号、第56規624号、許可年月日:昭和57年3月12日、検査済交付年月日:昭和57年6月29日、完了公告年月日:昭和60年4月5日 第120号)を得て造成された宅地で、A区画は前面道路より約0.2m~1.2m低く、他の区画は前面道路より約4.5~5.5m高く接面する雑壇上の4区画です。敷地内は平坦ですが、各区画の間には約0.6m~4.2mの擁壁が設置されています。 ・これらの区画には隣接地の擁壁に設置された水抜き穴から流出する水を処理するため、敷地内にU字溝が設置されていますが、土砂等が堆積しています。また、隣接地の擁壁の基礎が地中にて境界を越えて敷地内に入り込んでいる可能性があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・A区画の北東側市道上にガードレール、北西側階段市道上にパイプ柵が設置されています。この撤去等の可否、費用負担に関する問合せは港南土木事務所にご相談ください。 ・B区画及びC区画の敷地内西側に中木が所在します。 ・B区画の擁壁下に消防ホース格納箱、ゴミ集積場が設置されています。移設・撤去等に関しては地元町内会と協議してください。 ・本物件の西側近隣に横浜横須賀道路が通過しています。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。					
	「売却物件について」も必ずご確認ください。					
	本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)			

案内図



交通機関	横浜市営地下鉄ブルーライン線「上永谷」駅から南東方約0.6km(道路距離) 徒歩約8分
------	---

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2480

最低売却価格

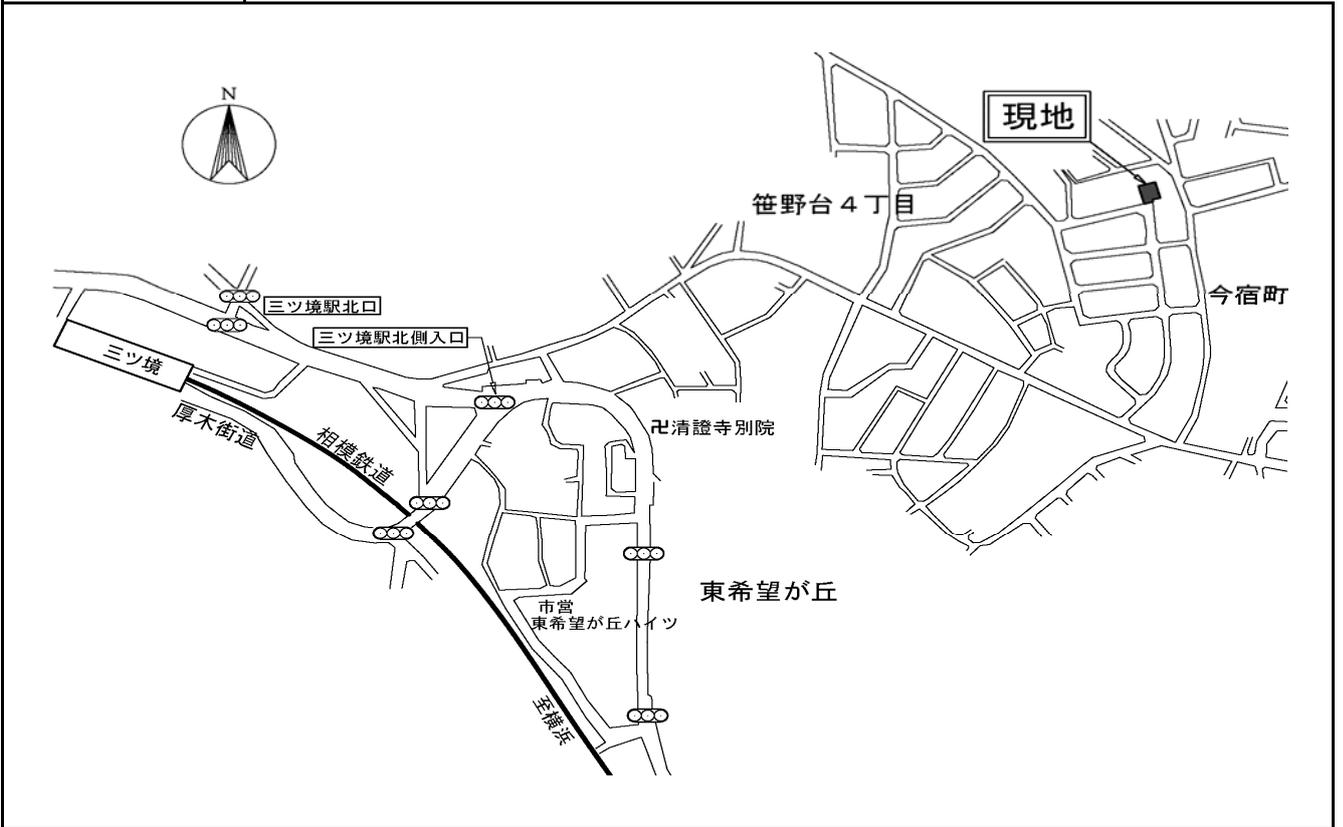
2,114万円

所在地	横浜市旭区笹野台四丁目1番93				
住居表示	横浜市旭区笹野台四丁目26番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	1番93	宅地	178.50㎡	-	
	合計(1筆)		※1 178.50㎡	-	
道路と敷地の関係	南西側で幅員約6.5mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	80%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	125㎡
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)			
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間。)			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	可	地上配線	東京電力㈱神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	有	前面道路配管(150mm)、宅内引込 25mm(S58・10・11)	横浜市水道局西部第一給水維持課 045-363-1541	
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市旭区旭土木事務所 045-953-8801	
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込 25mm	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	横浜ケーブルビジョン㈱ 0120-595-775	
公共施設等	旭区役所		物件の北東方	約3.9km	
	横浜市立笹野台小学校		物件の北西方	約0.7km	
	横浜市立希望が丘中学校		物件の南東方	約0.8km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。				
	本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。				
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)				
	・ 本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。				
	・本物件は幅員約6.5mの舗装市道に約2.5m高く接面する長方形の一方路地です。敷地内は概ね平坦です。				
	・本物件の市道境界及び隣接地境界には間知石の擁壁が施工されています。この擁壁は宅地造成工事の許可(許可番号:第60規802号、許可年月日:昭和60年7月30日、検査済証交付年月日:昭和60年10月28日)を得て施工されたものですが、経年による劣化・老朽化が見られます。なお、南側隣接地の擁壁は鉄筋コンクリート造の擁壁に改造されています。				
	・本物件の東側隣接地の擁壁に水抜き穴が設置されていますが、この水を処理する排水設備(U字溝、枡等)は設置されていません。				
	・本物件敷地の南西端部に電柱(もえぎ坂305)及びその支線が存在します。電柱等の設置については、横浜市と東京電力(株)とで一時的貸付契約を締結しています。この契約は所有権が移転した時点で終了しますので、買受人と東京電力(株)とでご協議ください。				
	・本物件の南側隣接地の引込線が、本物件の敷地内の上空にあります。				
	・本物件の敷地内にフェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。				
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。					
「売却物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売出人(連絡先)

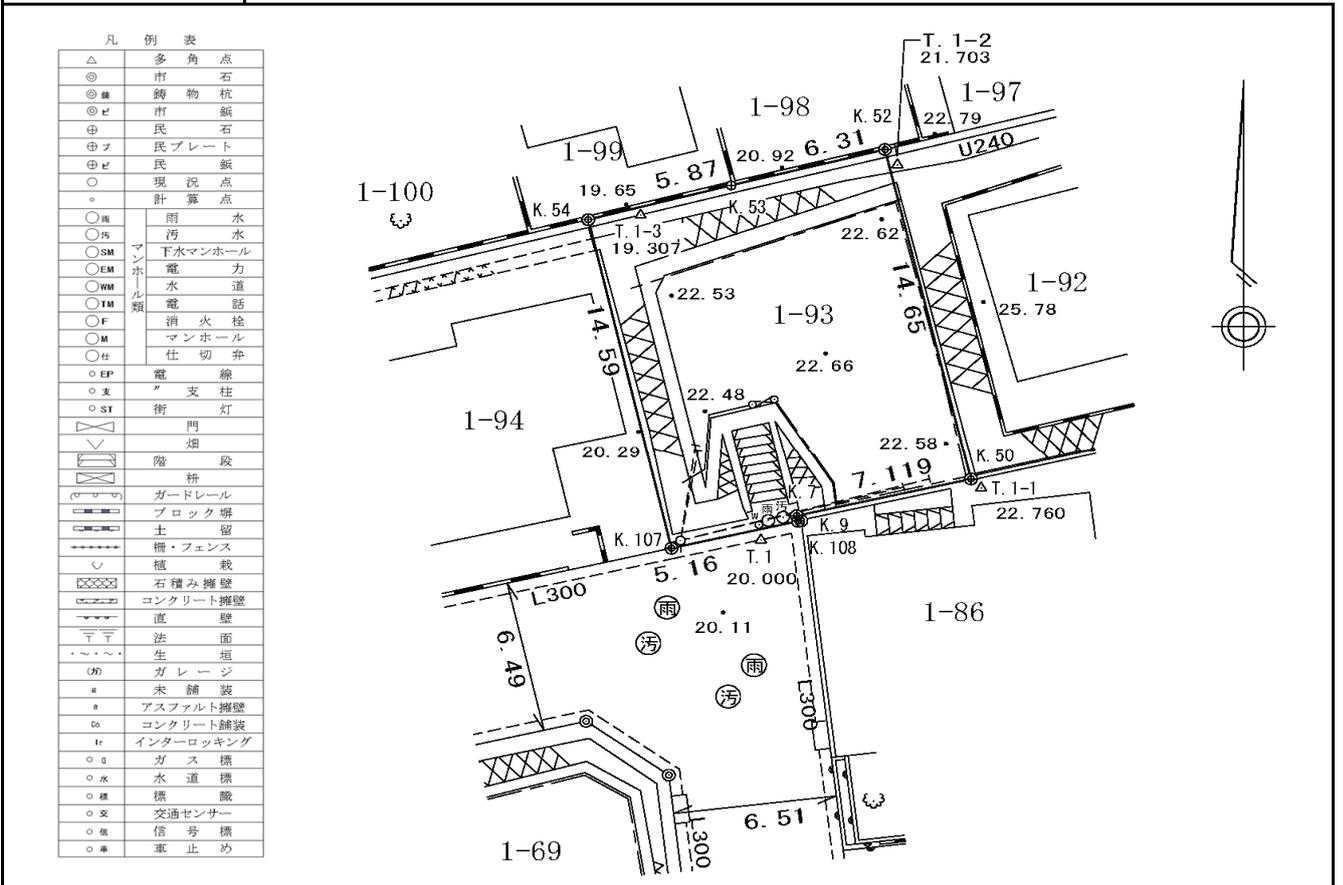
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関	相模鉄道線「三ツ境」駅から北東方約1.1km(道路距離) 徒歩約14分
------	-------------------------------------

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2481

最低売却価格

2,508万円

所在地	横浜市旭区笹野台四丁目1番95						
住居表示	横浜市旭区笹野台四丁目26番街区						
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積			
	1番95	宅地	198.53㎡	-			
	合計(1筆)		※1 198.53㎡	-			
道路と敷地の関係	南東側で幅員約6.5mの舗装市道に接面						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	80%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退 距離	-	敷地面積 最低限度	125㎡	防火地域	防火指定なし
		建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)					
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物1.5m/3時間/2時間)					
その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)						
	緑化地域(都市緑地法)						
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-			
供給処理施設の状況	施設の種類の		状		況	事業所等	
	電気	可	地上配線		東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771		
	上水道	有	前面道路配管(150mm)、宅内引込 25mm(S58・10・11)		横浜市水道局西部第一給水維持課 045-363-1541		
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)		横浜市旭区旭土木事務所 045-953-8801		
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込 25mm		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり		横浜ケーブルビジョン(株) 0120-595-775		
公共施設等	旭区役所		物件の北東方		約3.9km		
	横浜市立笹野台小学校		物件の北西方		約0.7km		
	横浜市立希望が丘中学校		物件の南東方		約0.8km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。						
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)						
	・ 本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。						
	・本物件は幅員約6.5mの市道に等高～約1.2m低く接面する台形状の一方路地です。敷地の上部は平坦ですが、擁壁下用地との一体利用は難しく、法下は空地及び排水路用地となっています。						
	・本物件の市道境界、隣接地境界には間知石の擁壁が施工されています。この擁壁は宅地造成工事の許可(許可番号:第60規802号、許可年月日:昭和60年7月30日、検査済証交付年月日:昭和60年10月28日)を得て施工されたものですが、経年による劣化・老朽化が見られます。						
	・西側隣接地の駐車場屋根の支柱及びフェンスの一部が本物件の敷地内に位置しています。これらに関しては、西側隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、財政局取得処分課にお問い合わせください。						
	・本物件の敷地内に設置されている管理フェンスの一部が東側隣接地の敷地内に位置しています。一方、東側隣接地の人工地盤(ウッドデッキ)の基礎の一部が本敷地内に位置しています。これらの工作物に関しては、隣接地権者の立会を求め、相互で確認しています。						
	・本物件敷地の南西端部に電柱(もえぎ坂306)が存在します。電柱の設置については、横浜市と東京電力(株)とで一時貸付契約を締結しています。この契約は所有権が移転した時点で終了しますので、買受人と東京電力(株)とでご協議ください。						
	・本物件の敷地内南側道路沿いに設置されているガードレールは土木事務所の管轄外です。このガードレールの撤去は買主負担となります。						
	・本物件の敷地内にフェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。						
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
「売却物件について」も必ずご確認ください。							

本物件の売出人(連絡先)

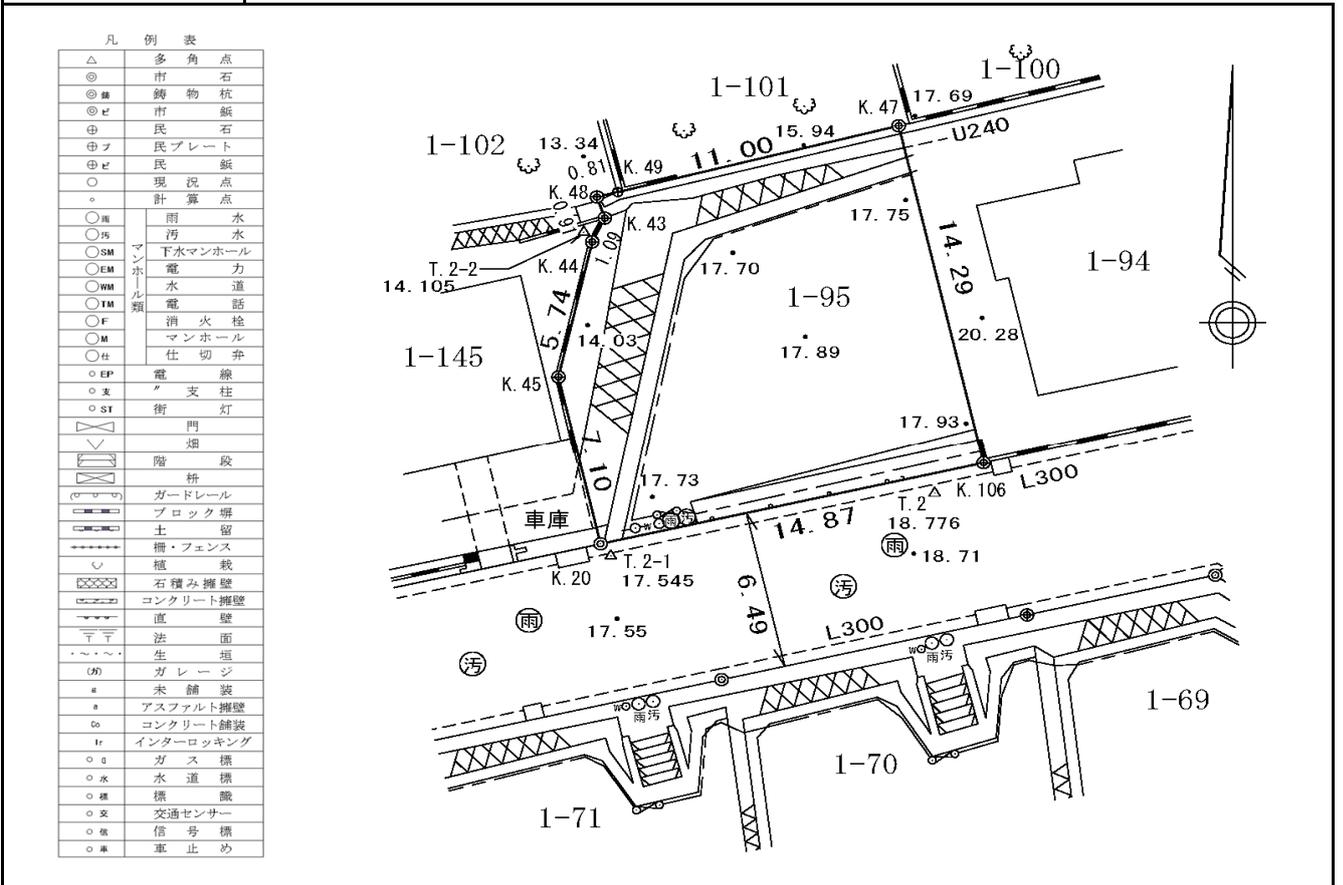
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関 相模鉄道線「三ツ境」駅から北東方約1.1km(道路距離) 徒歩約14分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2482

最低売却価格

1,030万円

所在地	横浜市磯子区磯子七丁目400番27					
住居表示	横浜市磯子区磯子七丁目23番街区					
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積		
	400番27	宅地	145.07㎡	-		
	合計(1筆)		※1	145.07㎡	-	
道路と敷地の関係	南側で幅員約4.3mの舗装市道に接面					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40%	容積率	80%	
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	125㎡	防火地域 防火指定なし
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 第3種風致地区(横浜市風致地区条例)※2 緑化地域(都市緑地法) 土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※3				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上配線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター (第一)0120-99-5771		
	上水道	有	前面道路配管(100mm)、宅内引込25mm(昭和38年設置)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491		
	下水道	有	敷地内に排水マス設置済(合流)	横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081		
	都市ガス	可	前面道路配管(低圧100mm)、※4	東京ガス(株)お客さまセンター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)ジェイコムイースト 0120-999-000		
公共施設等	磯子区役所		物件の南方	約1.5km		
	横浜市立山王台小学校		物件の南西方	約1.3km		
	横浜市立汐見台中学校		物件の南西方	約1.5km		
留意事項	<p>本物件は、現状での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p>					
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付け地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)					
	※2 本物件は、第3種風致地区内のため、用途地域による制限のほか、建ぺい率(40%)・容積率(用途地域で規定)、建築物の高さ(10m)、外壁後退(道路2m、その他1m)に関する制限が定められています。					
	※3 当該地の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:107-H21-035、箇所名:磯子7丁目1)に位置しています。詳細については、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。					
	※4 専用通路内に設置されているガス管は、隣地への分岐解消に伴い道路上で止栓されています。					
	・本物件は幅員約4.3mの舗装市道に間口2.0mが等高に接面する旗竿状の一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、防草シートが一面に敷設され、東側隣接地より低く、北側及び西側隣接地より高くなっています。なお、北側隣接地は北西に向かって下り傾斜の自然法となっています。また、敷地内南側の専用通路部分は傾斜しています。					
	・本物件は宅地造成工事規制区域内にありますが、検査交付を受けておりません。現状のままでは、当該地は建築基準法19条4項の規定又は、建築基準法3条の規定が適用されます。なお、宅地造成時の擁壁の構造図面及び構造計算書等はありません。建築行為等に当たっては、必要な手続きの申請先である各審査機関等へお問い合わせください。					
	・本物件の敷地内に工作物(管理フェンス、擁壁、ブロック塀、階段等)が設置され、経年劣化による破損等が見られます。また、東側隣接地の擁壁の一部に水抜き穴が設置されていますが、この水を処理するU字溝等の排水設備は設置されていません。なお、敷地内北側のフェンスは2列設置されていますが、共に本物件の敷地内に位置しています。					
	・本物件の敷地内北側に植栽及び高木があり、その一部が北側及び東側隣接地の敷地上に位置しています。また、北側に設置された管理フェンスの一部が東側隣接地内に位置しています。					
	・南側隣接地の建替えに伴い、次ページの現況図は現地と異なっています。隣接建物の位置、境界部分に設置された工作物等は現地にて確認してください。					
「売却物件について」も必ずご確認ください。						

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

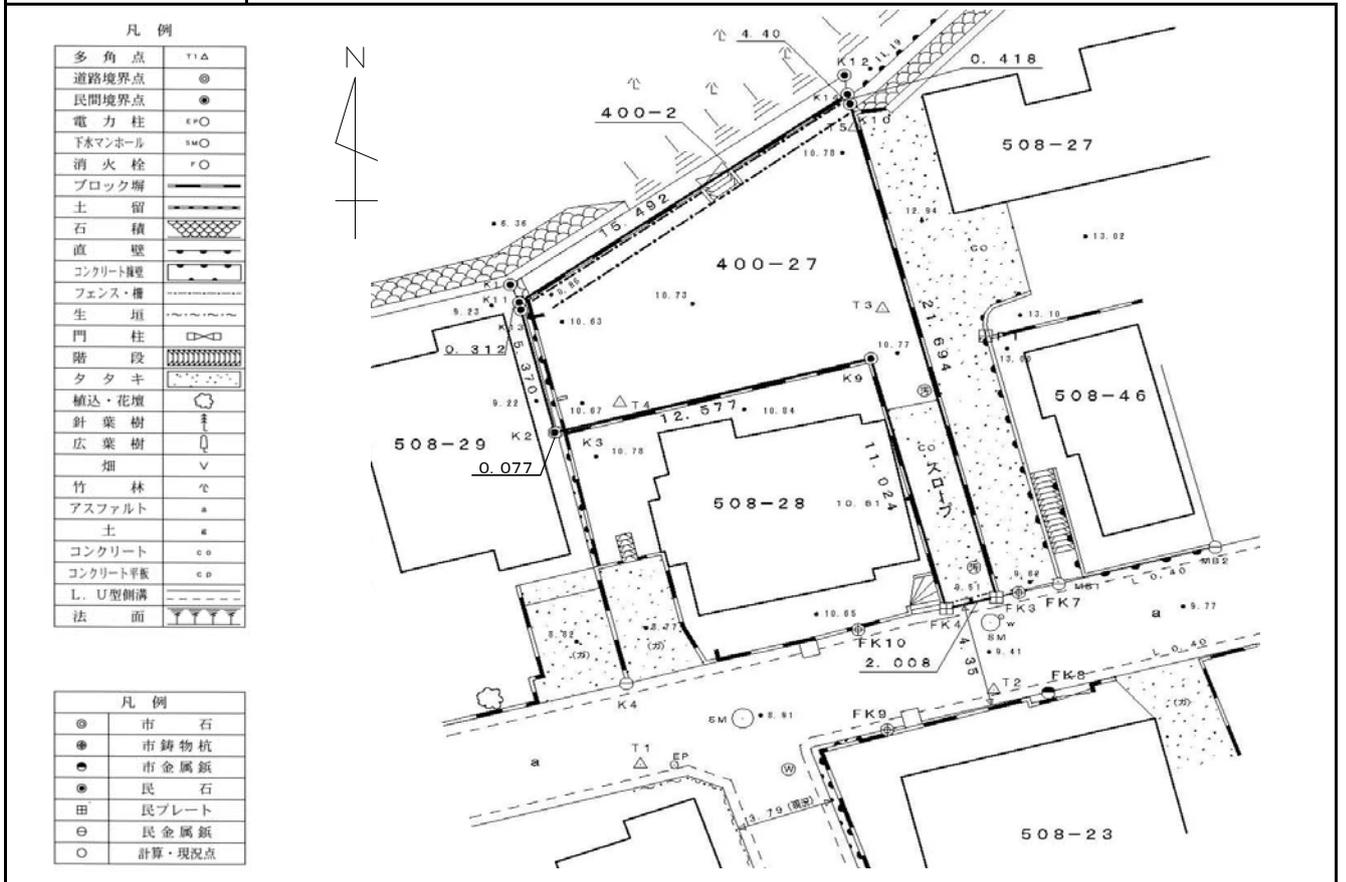
案内図



交通機関

J R 根岸線「磯子」駅から北方約1.9km(道路距離)
 同駅から横浜市営バス9・58・99・113系統、または神奈中バス60系統、横浜京急バス110系統「芦名橋」バス停下車 徒歩約8分

現況図



物 件 調 書

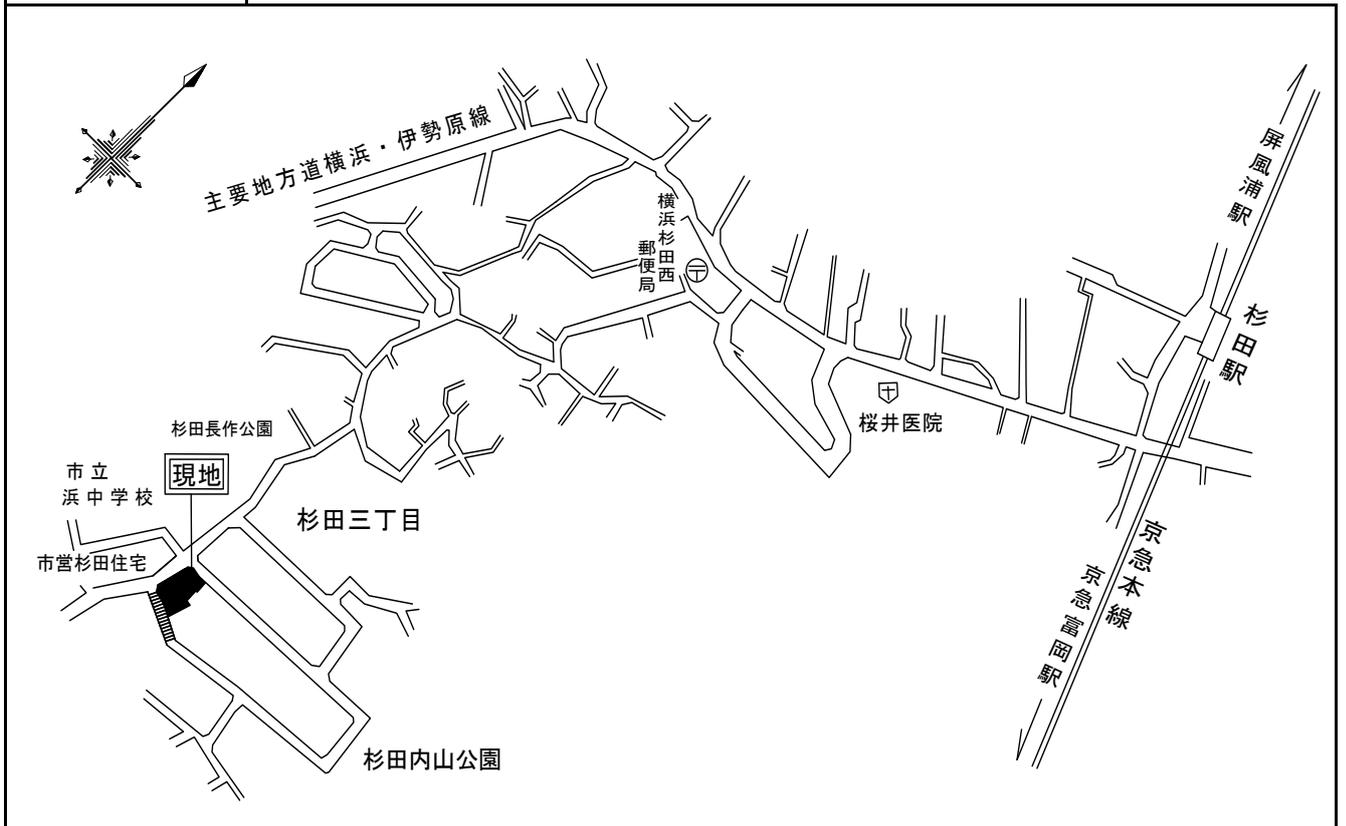
物件番号 2483

最低売却価格

7,860万円

所在地	横浜市磯子区杉田三丁目1226番4外2筆				
住居表示	横浜市磯子区杉田三丁目22番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	1226番4	宅地	150.57㎡	—	
	1226番5	宅地	173.80㎡	—	
	1226番110	宅地	151.95㎡	—	
	合計(3筆)		※1	476.32㎡	
道路と敷地の関係	A区画(1226番4)は北側で幅員約6.5mの舗装市道、西側で幅員約6.5mの舗装市道に接面 B区画(1226番5)は北側で幅員約6.5mの舗装市道、南西側で幅員約4.5mの階段状の舗装市道に接面 C区画(1235番11)は北西側で幅員約6.5mの舗装市道、南西側で幅員約4.5mの階段状の舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡
	その他の制限	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		フレッシュタウン杉田建築協定区域 ※2			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	有	北側道路配管(150mm)、南西側道路配管(50mm)、宅内引込25mm(H6.3.14)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491	
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081	
	都市ガス	有	北側道路配管(低圧75mm)、南西側道路配管(低圧50mm)、宅内引込30mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)ジェイコムイースト 0120-999-000	
公共施設等	磯子区役所		物件の北方	約3.3km	
	横浜市立杉田小学校		物件の北東方	約1.2km	
	横浜市立浜中学校		物件の北西方	約0.3km	
留意事項	<p>本物件は現況での取引となります。 本物件敷地内外に位置する工作物(塀壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。 ※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。) ※2 本物件は「フレッシュタウン杉田建築協定」区域内に位置しており、同協定の遵守が義務づけられています(売買契約書に明記)。同協定により、用途地域による制限のほか建築物の敷地、構造、用途及び形態について基準が定められています。なお、当該地は事前協議要望地区内の敷地のため、建物を建築するときは、あらかじめ、建築計画を運営委員会に届ける必要がありますので、ご注意ください。 ・本物件は戸建住宅用地指定となります。詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。なお、3区画とも建築協定により敷地の分割はできませんのでご注意ください。 ・本物件は周辺一帯の開発及び宅造許可(許可番号:第3開901号、第5規907号、許可年月日:平成3年7月18日、検査済証公告年月日:平成6年10月11日、完了公告年月日:平成7年1月25日 第65号)を得て造成された宅地です。 ・A区画は幅員約6.5mの舗装市道に接面するほぼ台形状の角地です。敷地内は概ね平坦です。 ・B区画は幅員約6.5mの舗装市道に間口3.02mが等高に、幅員約4.5mの階段状の市道にほぼ等高～約2.0m高く接面する不整形な二方路地です。上部駐車スペース(路地状部分)と下部敷地部分(建物建築敷地)の間には階段が設置され、下部敷地部分には防草シートが全面に敷設されています。 ・下部敷地の北西側隣接地は約3.9m、北東側隣接地は約2.3m高く、南東側隣接地は約1.8m低くなっています。また、北西及び北東側隣接地の擁壁に設置された水抜き穴からの排水処理施設は設置されていません。 ・南東側隣接地のブロック塀、花壇、タタキの一部が本物件の敷地内に位置しています。この取り扱いにつきましては、南東側隣接者との間で取り交わした「覚書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細につきましては、財政局取得処分課にお問い合わせください。 ・C区画は幅員約6.5mの舗装市道、幅員約4.5mの階段状の市道に接面する長方形の角地です。敷地内は概ね平坦です。 ・本物件の各敷地内には管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の近傍に「浜中学校」、「杉田長作公園」があり、校内放送、チャイム音、各種行事、施設の利用・運営等に伴い、止むを得ず発生する騒音があります。 ・本物件の南側近隣にJR根岸線が通過しています。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付け地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。</p>				
	「売払物件について」も必ずご確認ください。				
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)		

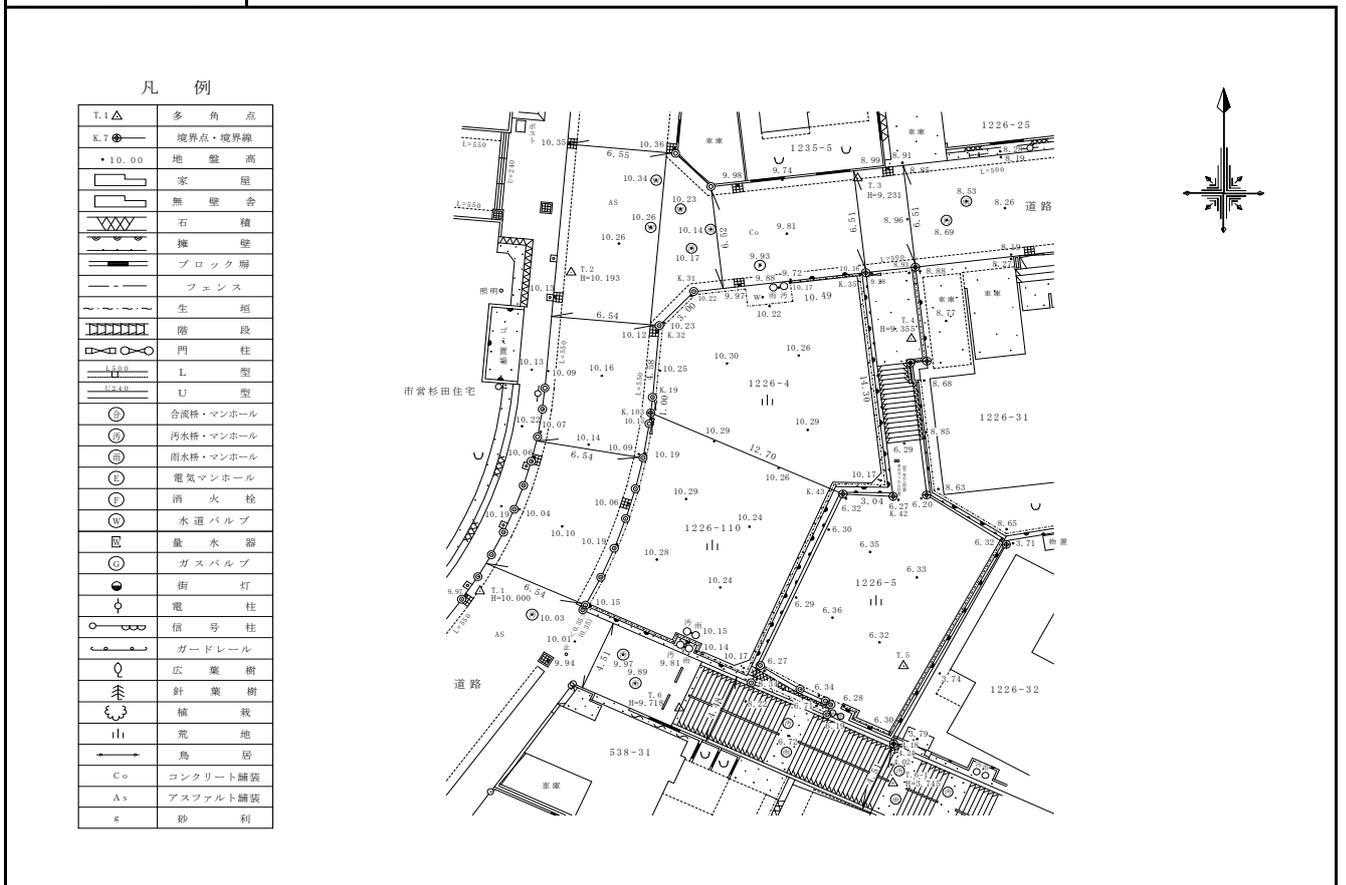
案内図



交通機関

京浜急行本線「杉田」駅から北西方約0.8km(道路距離) 徒歩約10分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2484

最低売却価格

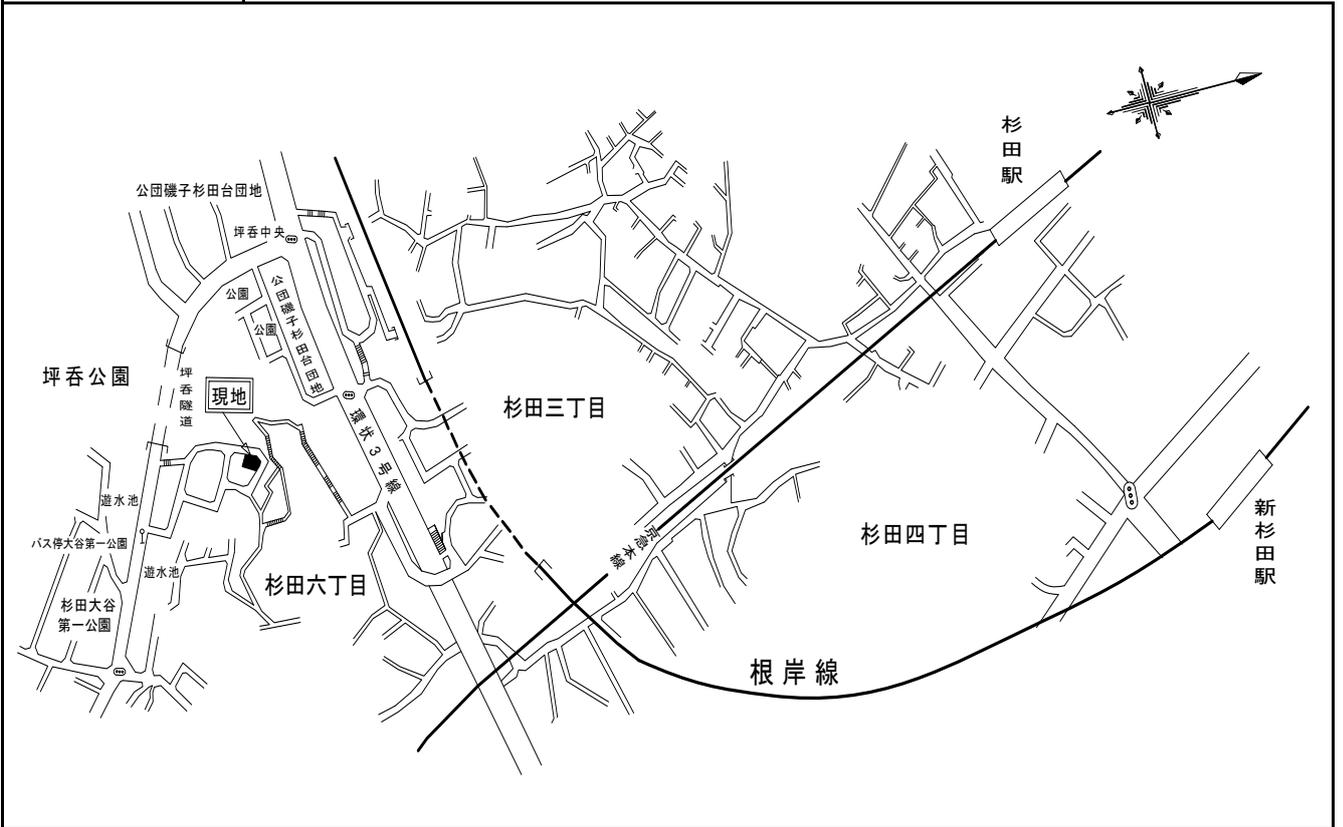
2,615万円

所在地	横浜市磯子区杉田六丁目979番109					
住居表示	横浜市磯子区杉田六丁目6番街区					
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積		
	979番109	宅地	161.18㎡	-		
	合計(1筆)		※1	161.18㎡	-	
道路と敷地の関係	北東側及び北西側で幅員約5.5mの舗装市道に接面					
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	125㎡	防火地域 防火指定なし
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)				
		緑化地域(都市緑地法)				
急傾斜崩壊危険区域 ※2						
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※3						
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-		
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771		
	上水道	有	前面道路配管(50mm)、宅内引込25mm(H3.5.21)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491		
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081		
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込25mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり ※4			
公共施設等	磯子区役所		物件の北東方	約3.6km		
	横浜市立梅林小学校		物件の北東方	約0.9km		
	横浜市立浜中学校		物件の北西方	約0.7km		
留意事項	本物件は現況での取引となります。					
	本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。					
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)					
	※2 当該敷地の一部は急傾斜地崩壊危険区域内に位置していますので、建築にあたっては横浜市建築基準条例第3条の2が適用されます。また、「急傾斜地崩壊危険区域」内で建築物を建築する場合は、別途、神奈川県知事(横浜治水事務所が担当)の許可が必要です。					
	※3 当該敷地の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:107-H21-096、箇所名:杉田6丁目1)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。					
	※4 テレビ難視聴対策のため、本物件地域内に無線テレビジョン放送用施設が設けられています。本物件の販売にあたって、売買契約と同時に「有線テレビジョン(CATV)放送用電線施設使用に関する覚書」を取り交わしていただきます(売買契約書に明記)。なお、詳細につきましては、財政局管財課にお問い合わせください。					
	・ 本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。					
	・本物件は宅地造成工事の許可(許可番号:第62規916号、許可年月日:昭和63年5月30日、検査済交付年月日:平成3年4月12日)を得て造成された宅地です。					
	・この宅地は、幅員約5.5mの北東側市道に約0.6m、幅員約5.5mの北西側市道に約1.0m高く接面する長方形の準角地です。敷地内は概ね平坦ですが、北東側道路境界部分、北西側道路境界の一部は法面を形成しています。また、敷地内の南東、南西及び北西側に樹木が植樹され、その枝の一部が北西側市道及び南西側隣接地上に位置しています。					
	・本物件の南東側隣接地は約0.5m、南西側隣接地は約0.9m、北西側隣接地は約1.0m低くなっています。					
・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。						
・南西側隣接地に設置されているカーポートの雨といの一部が本物件の敷地内に位置しています。この取り扱いについては、南西側隣接者との間で取り交わした「覚書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細につきましては財政局取得処分課にお問い合わせください。						
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
「売却物件について」も必ずご確認ください。						

本物件の売出人(連絡先)

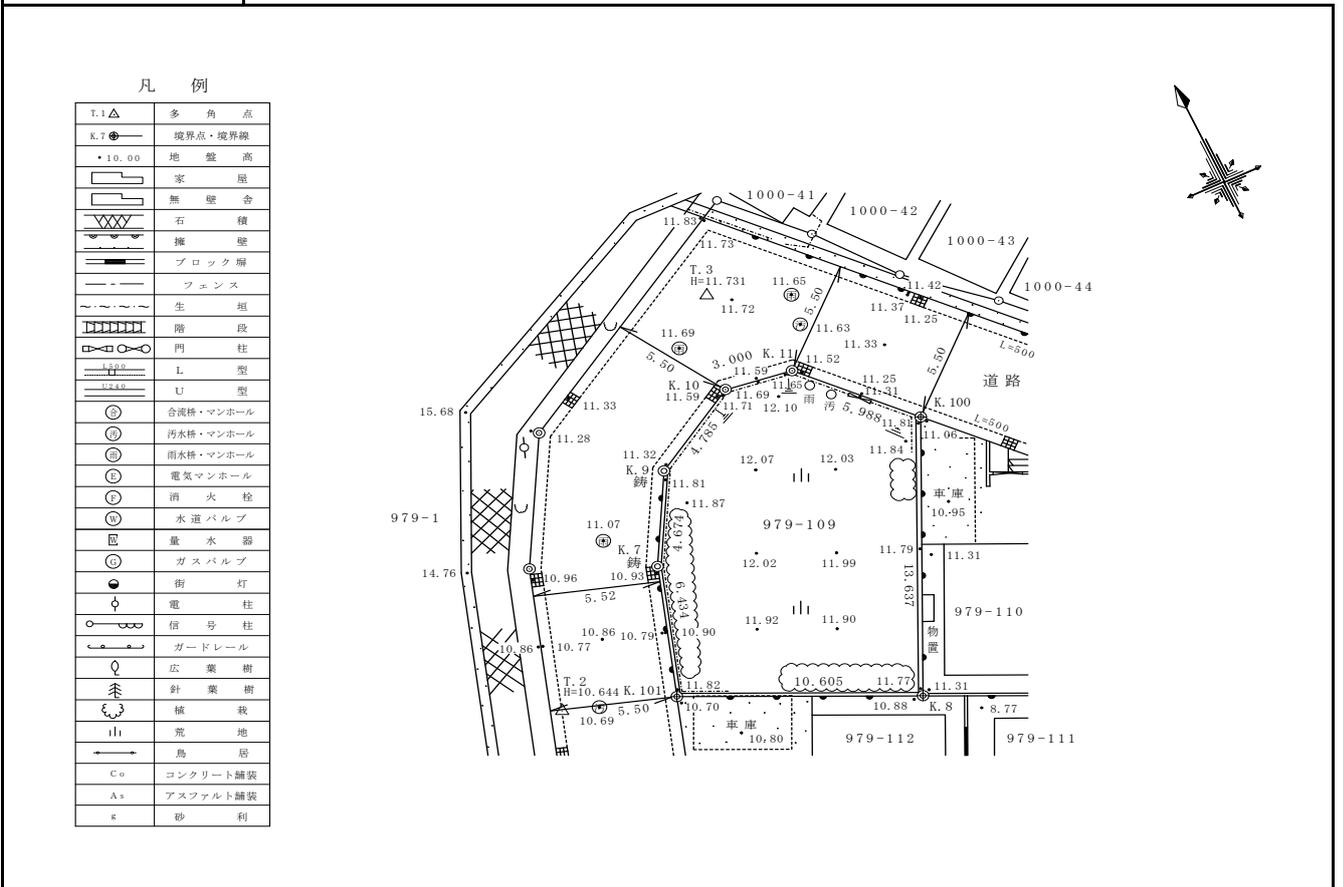
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関
 京浜急行本線「杉田」駅から南方約1.1km(道路距離) 徒歩約14分
 JR根岸線「新杉田」駅から南方約1.6km(道路距離) 徒歩約20分
 JR根岸線「新杉田」駅から横浜市営交通バス215系統「大谷第一公園」バス停下車徒歩約2分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2485

最低売却価格

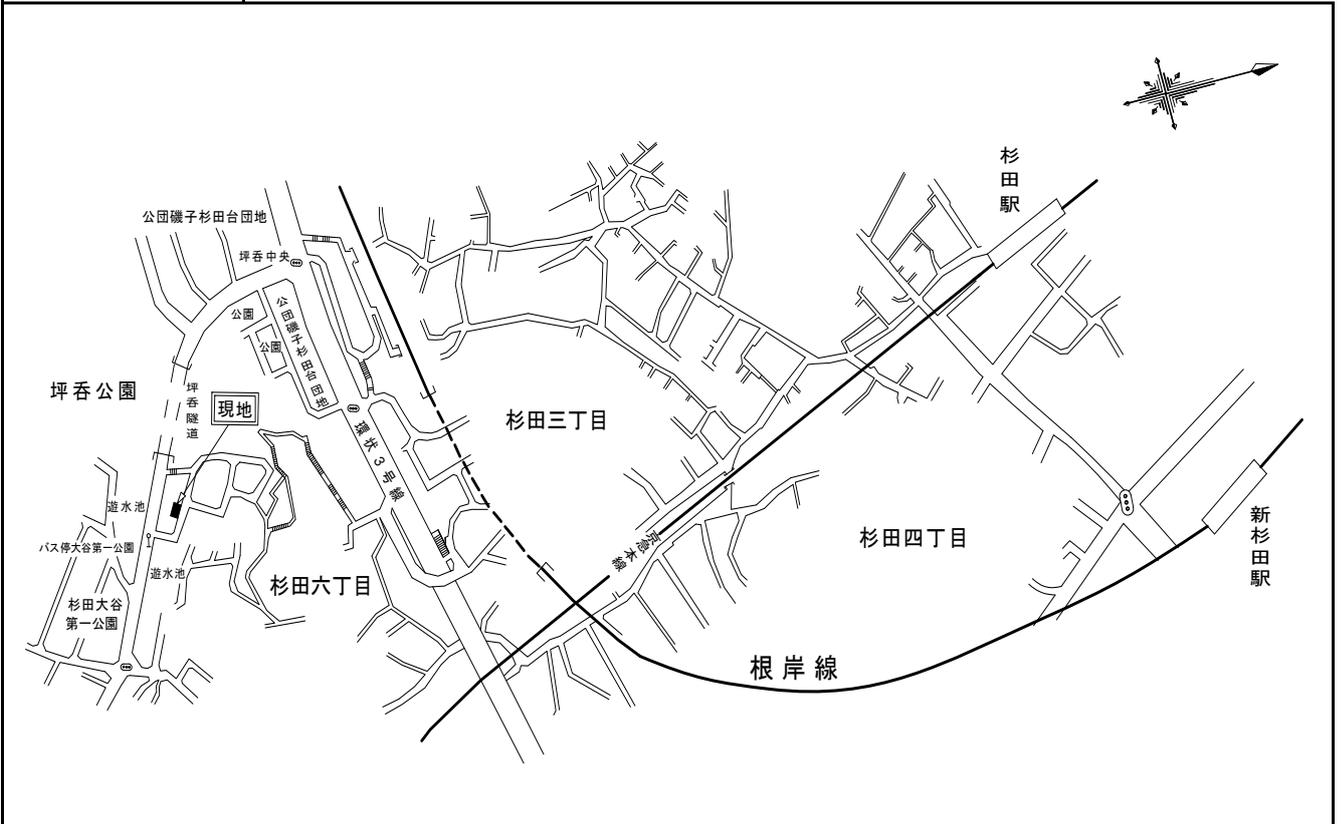
2,452万円

所在地	横浜市磯子区杉田六丁目979番122					
住居表示	横浜市磯子区杉田六丁目6番街区					
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積		
	979番122	宅地	151.17㎡	-		
	合計(1筆)	※1	151.17㎡	-		
道路と敷地の関係	北東側で幅員約5.5mの舗装市道に接面					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	125㎡	防火地域
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法) 土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※2				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター (第一) 0120-99-5771		
	上水道	有	前面道路配管(100mm)、宅内引込25mm(H3.5.21)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491		
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081		
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込25mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり ※3			
公共施設等	磯子区役所		物件の北東方	約3.7km		
	横浜市立梅林小学校		物件の北東方	約0.9km		
	横浜市立浜中学校		物件の北西方	約0.7km		
留意事項	<p>本物件は現況での取引となります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p>					
	<p>※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)</p>					
	<p>※2 当該地域の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:107-H21-096、箇所名:杉田6丁目1)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。</p>					
	<p>※3 テレビ難視聴対策のため、本物件地域内に無線テレビジョン放送用施設が設けられています。本物件の販売にあたって、売買契約と同時に「無線テレビジョン(CATV)放送用施設使用に関する覚書」を取り交わしていただきます(売買契約書に明記)。なお、詳細につきましては、財政局管財課にお問い合わせください。</p>					
	<p>・本物件は戸建住宅用地指定となります。詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。</p>					
	<p>・本物件は宅地造成工事の許可(許可番号:第59規904号、許可年月日:昭和59年6月14日、検査交付年月日:昭和59年8月6日)を得て造成された宅地です。</p>					
	<p>・この宅地は、幅員約5.5mの北東側市道に等高～約1.1m高く接面する長方形の一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、道路境界部分は法面を形成しています。また、民地境界側には防草シートが敷設されています。</p>					
	<p>・本物件には隣接地擁壁に設置された水抜き穴から流出する水を処理するため、敷地内にU字溝が設置されています。</p>					
	<p>・敷地内の北西角に東京電力の電柱(郷戸支線柱)及び支線1条が存在します。電柱及び支線の移設・撤去等の確認はしていません。</p>					
	<p>・本物件の南東側隣接地は約0.9m低く、北西側隣接地は約1.4m高、南西側隣接は等高になっています。</p>					
<p>・北西側隣接地の樹木の枝が本物件敷地上に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。</p>						
<p>・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。</p>						
<p>・本物件の南東側近隣に「杉田2号調整池」、南側近隣に「杉田3号調整池」があります。</p>						
<p>・本物件の周辺環境を現地にて十分確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。</p>						
<p>「売却物件について」も必ずご確認ください。</p>						

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

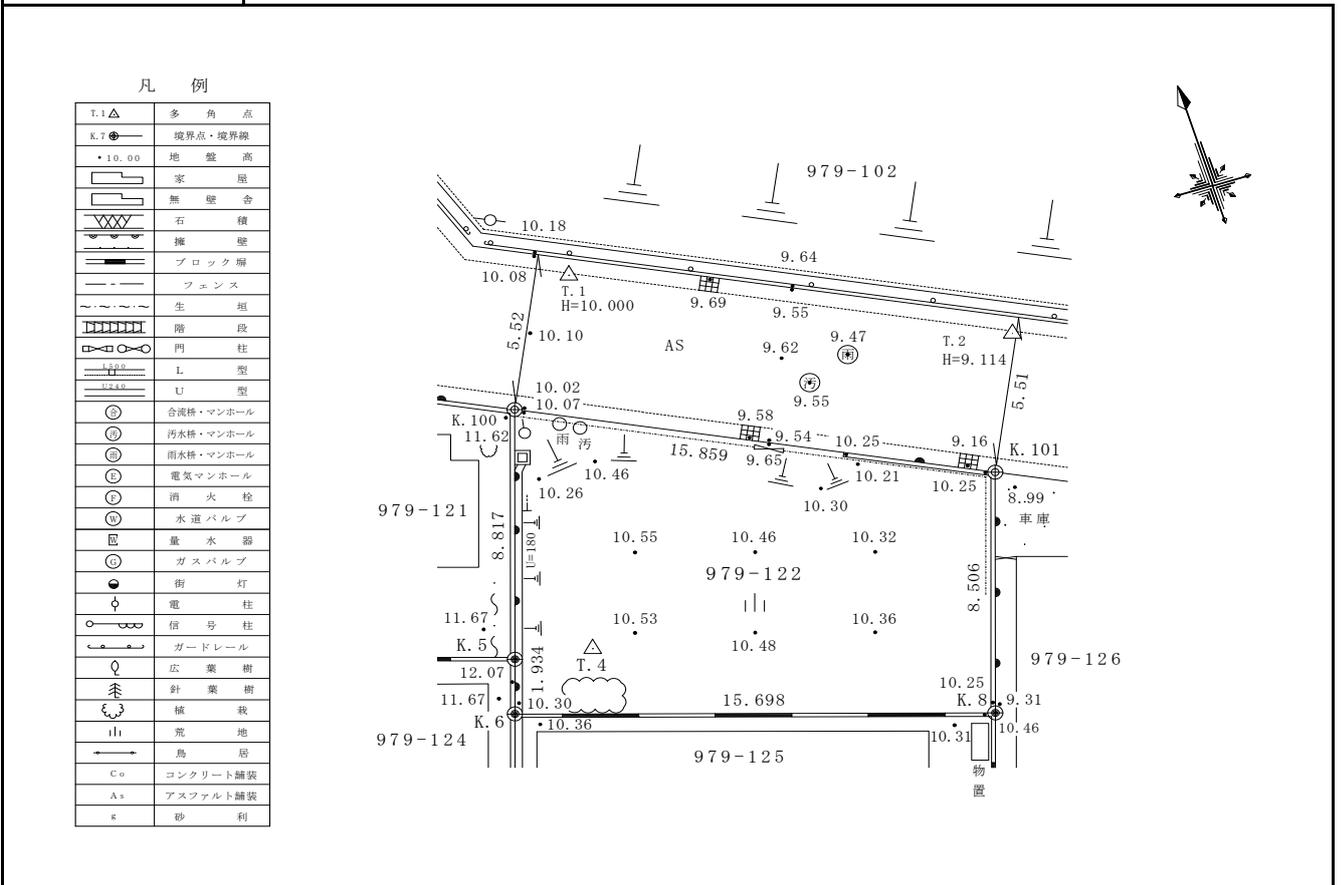
案内図



交通機関

京浜急行本線「杉田」駅から南方約1.2km(道路距離) 徒歩約15分
 JR根岸線「新杉田」駅から南方約1.7km(道路距離) 徒歩約21分
 JR根岸線「新杉田」駅から横浜市営交通バス215系統「大谷第一公園」バス停下車徒歩約1分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2486

最低売却価格

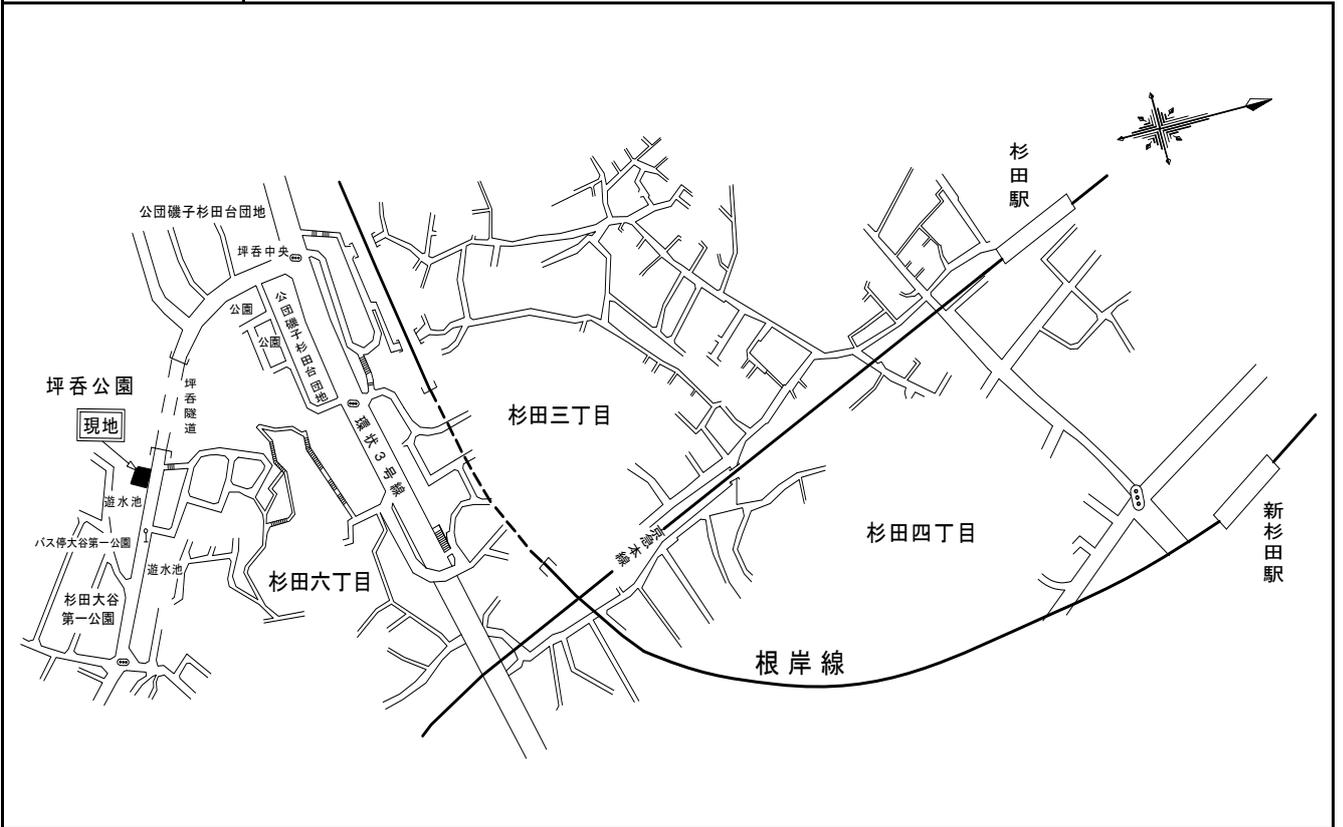
4,889万円

所在地	横浜市磯子区杉田七丁目979番107外1筆					
住居表示	横浜市磯子区杉田七丁目28番街区					
内訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積		
	979番107	宅 地	140.96㎡	—		
	979番108	宅 地	168.42㎡	—		
	合計(2筆)		※1	309.38㎡	—	
道路と敷地の関係	A区画(979番107)北東側で幅員約11.0mの舗装市道に接面 B区画(979番108)北東側で幅員約11.0mの舗装市道に接面					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125㎡	
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)				
		メール・ド磯子まちづくりルール(横浜市地域まちづくり推進条例) ※2				
緑化地域(都市緑地法)						
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※3						
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	—		
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771		
	上水道	有	前面道路配管(300mm)、宅内引込25mm(H1.2.6)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491		
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081		
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧200mm)、宅内引込25mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり ※4			
公共施設等	磯子区役所		物件の北東方	約3.7km		
	横浜市立小田小学校		物件の南東方	約0.9km		
	横浜市立小田中学校		物件の南東方	約1.0km		
留意事項	本物件は現況での取引となります。					
	本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。					
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)					
	※2 本物件は「メール・ド磯子まちづくりルール」区域内に位置しており、同ルールの遵守が義務付けられています(売買契約書に明記)。同ルールは良好な住宅地を維持するために必要な用途等の制限や暮らしのマナーの再確認など、建築物に関するルールや生活環境等のルールについて、区域内全員で共有し、守ることを目的としています。建築等の行為を行うときは、あらかじめ、運営委員会へ事前相談のうえ、届出等の手続きが必要となりますので、ご注意ください。なお、メール・ド磯子まちづくりルールに関しては、都市整備局地域まちづくり課へお問い合わせください。					
	※3 当該地域は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象:急傾斜地の崩壊、箇所番号:107-H21-096、箇所名:杉田6丁目1)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。					
	※4 テレビ難視聴対策のため、本物件地域内に有線テレビジョン放送用施設が設けられています。本物件の販売にあたって、売買契約と同時に「有線テレビジョン(CATV)放送用電線施設使用に関する覚書」を取り交わしていただきます(売買契約書に明記)。詳細につきましては、財政局管財課にお問い合わせください。					
	・ 本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。					
	・本物件は宅地造成工事の許可(許可番号:第1規925号、許可年月日:平成2年1月26日、検査済交付年月日:平成3年5月9日)を得て造成された雑壇上の2区画からなる宅地です。					
	・この2区画とも幅員約11.0mの舗装市道に等高に接面する長方形の一方路地です。これらの敷地の道路側には駐車スペースが設けられ、上部敷地部分と駐車スペースとの間にはRC擁壁が設置されています。この擁壁の高さは約2.7m~3.2mあります。また、駐車スペースから上部敷地への通路は未整備のままで、階段工事は施されていません。					
	・A及びB区画の南東側は隣接地に向かって緩やかな法面が形成されています。また、A区画の南西側は約1.9m、B区画の南西側は約1.7m高くなっています。					
・A区画の敷地内北東側に樹木が植樹され、その枝の一部が隣接地の敷地上に位置しています。						
・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。						
・本物件の前面道路は地区内幹線道路です。また、坪呑隧道に近接するため、車両の通過による騒音・振動・排気ガス等が生ずる場合もあります。						
・本物件の東側近隣に「杉田2号調整池」「杉田3号調整池」があります。また、南側近隣に高圧線が通過しています。						
・本物件の周辺環境を現地にて十分確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
「売払物件について」も必ずご確認ください。						

本物件の売出人(連絡先)

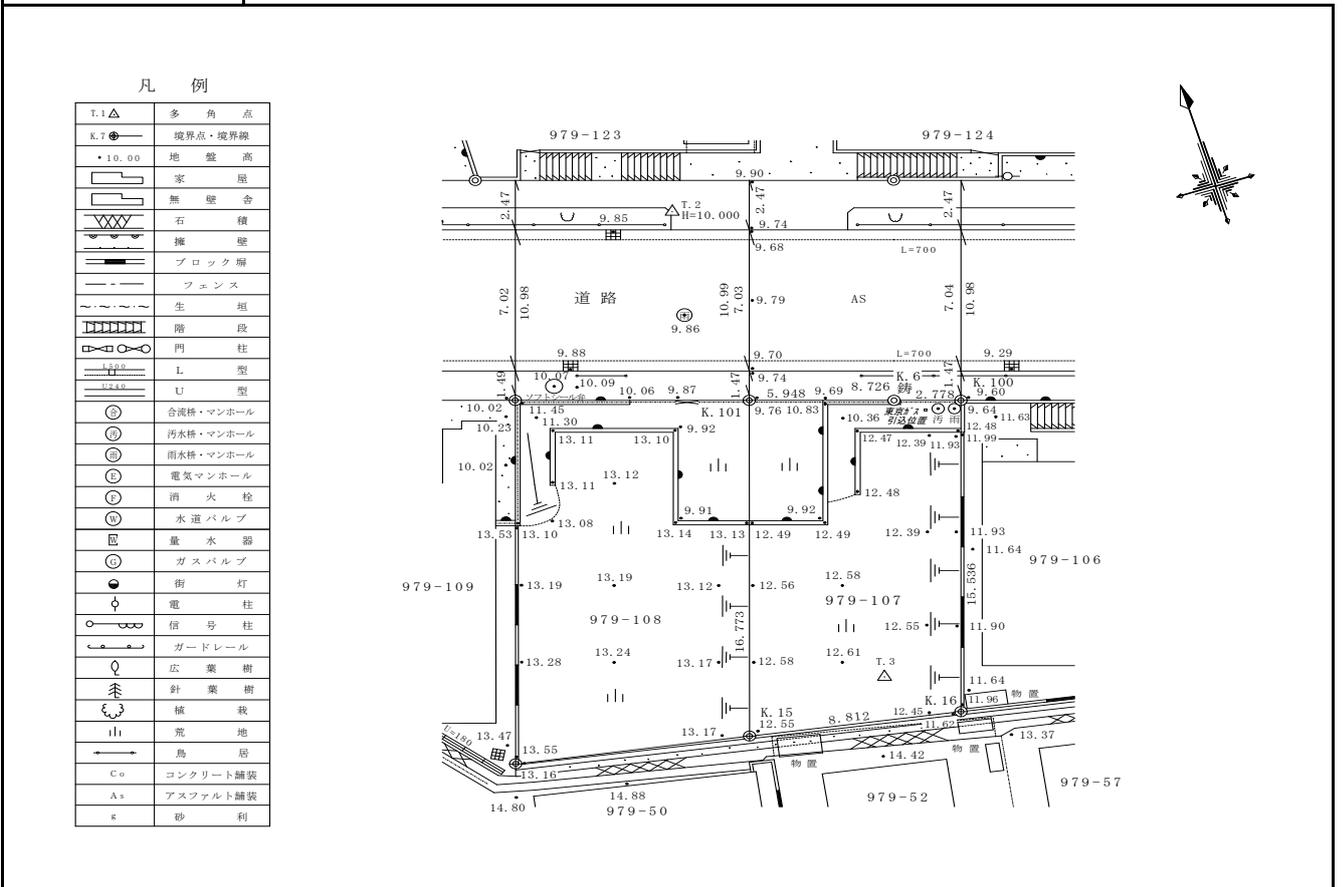
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関
 京浜急行本線「杉田」駅から南方約1.1km(道路距離) 徒歩約14分
 JR根岸線「新杉田」駅から南方約1.6km(道路距離) 徒歩約20分
 JR根岸線「新杉田」駅から横浜市営交通バス215系統「大谷第一公園」バス停下車徒歩約1分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2487

最低売却価格

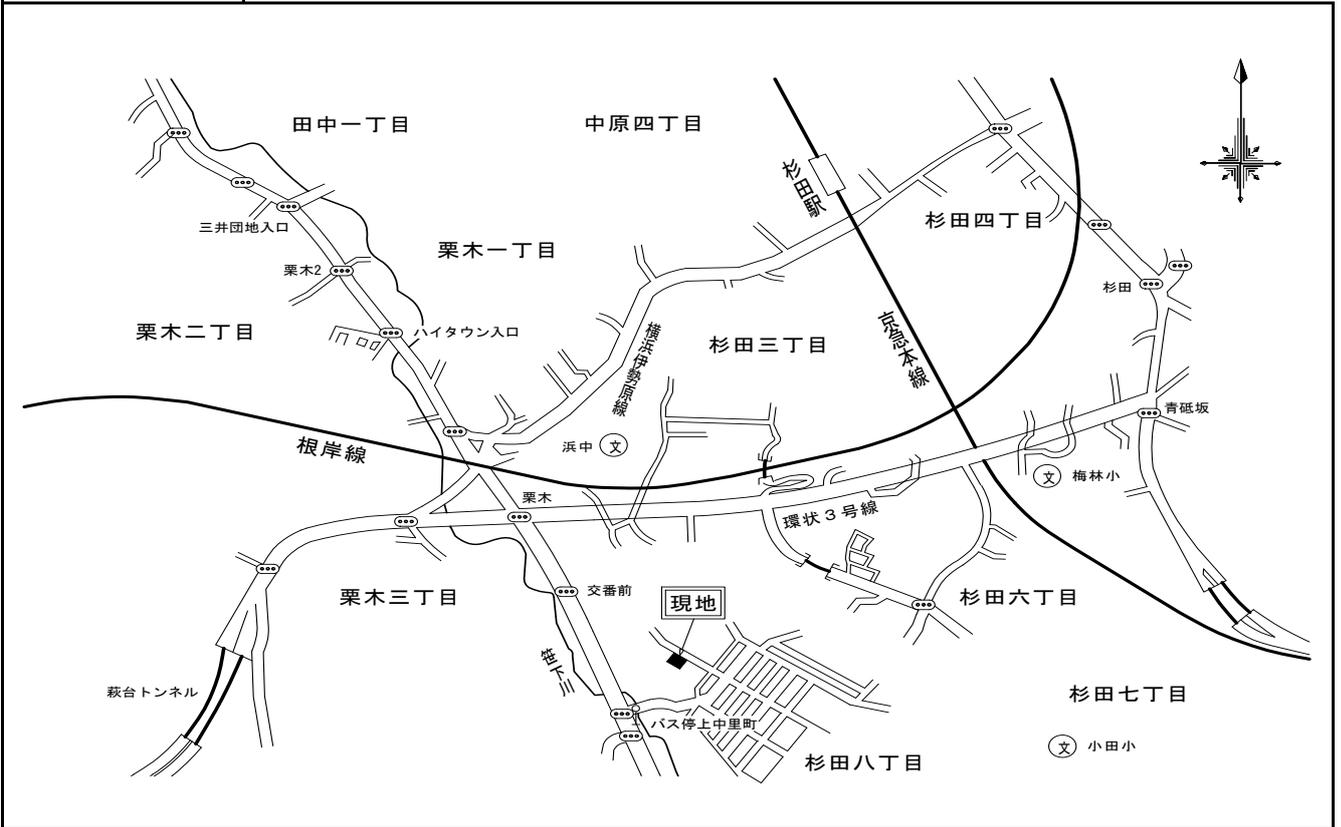
2,856万円

所在地	横浜市磯子区杉田八丁目1930番11				
住居表示	横浜市磯子区杉田八丁目3番街区				
内訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積	
	1930番11	宅 地	194.00㎡	-	
	合計(1筆)		※1	194.00㎡	-
道路と敷地の関係	北東側で幅員約6.5mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	80%
		外壁後退 距離	-	敷地面積 最低限度	125㎡
			高度地区		第1種高度地区
			防火地域		防火指定なし
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域) 日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法)				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理 施設の状況	施設の種類	状 況			事業所等
	電 気	可	前面道路に電柱あるが、引込柱等の配電設備の新設が必要		東京電力(株)神奈川カスタマーセンター (第一) 0120-99-5771
	上水道	有	前面道路配管(50mm)、宅内引込25mm(H7.10.23)		横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)		横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧150mm)、宅内引込30mm		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり		(株)ジェイコムイースト 0120-999-000
公共施設等	磯子区役所		物件の北方	約3.9km	
	横浜市立さわの里小学校		物件の南西方	約0.8km	
	横浜市立浜中学校		物件の北方	約1.0km	
留 意 事 項	本物件は現況での取引となります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。				
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)				
	・ 本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。				
	・本物件は周辺一帯の開発及び宅造許可(許可番号:第4開902号、第4規902号、許可年月日:平成5年3月6日、検査済証交付年月日:平成7年12月12日、完了公告年月日:平成8年7月15日 第627号)を得て造成された宅地です。				
	・本物件は幅員約6.5mの舗装市道に間口約3.7mが等高に接面する不整形な一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、専用通路部分には階段が設置されています。また、南東側隣接地の擁壁に設置された水抜き穴からの排水を処理するため、敷地内北東及び南東側にU字溝が設置されています。				
	・北西側隣接地は約1.8m、南西側隣接地は約1.5m低く、北東側隣接は等高～約1.3m、南東側隣接地は約0.7m高くなっています。				
	・本物件の敷地内の一部に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。				
	・本物件の北西側隣接地は「杉田遠道山公園」です。気象条件により砂埃が無い、児童等の歓声が聞こえる場合もあります。				
	・北西側隣接地(公園)の樹木の一部が本物件の敷地内に位置しています。樹木の剪定にあたっては、磯子土木事務所との協議が必要です。				
	・本物件の南東側隣接地は月極駐車場となっています。当該駐車場における車両の出入りに伴い、騒音・排気ガス等が生じる場合があります。				
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。					
「売払物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売払人(連絡先)

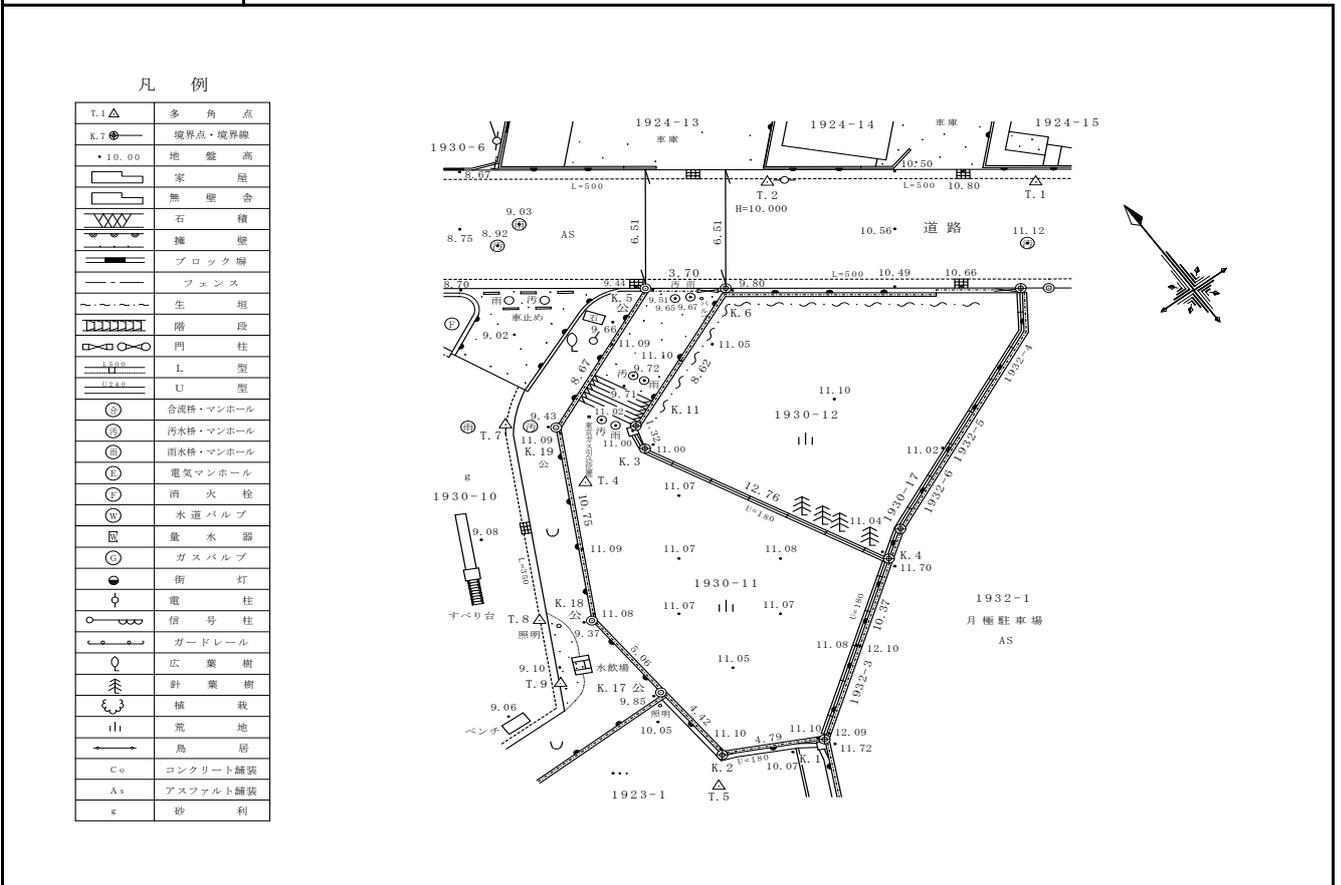
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関
 京浜急行本線「杉田」駅から南方約1.5km(道路距離) 徒歩約19分
 京浜急行本線「上大岡」駅から江ノ電バス 磯子団地循環・栗木・上中里団地循環「上中里町」バス停下車 徒歩約5分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 **2488**

最低売却価格

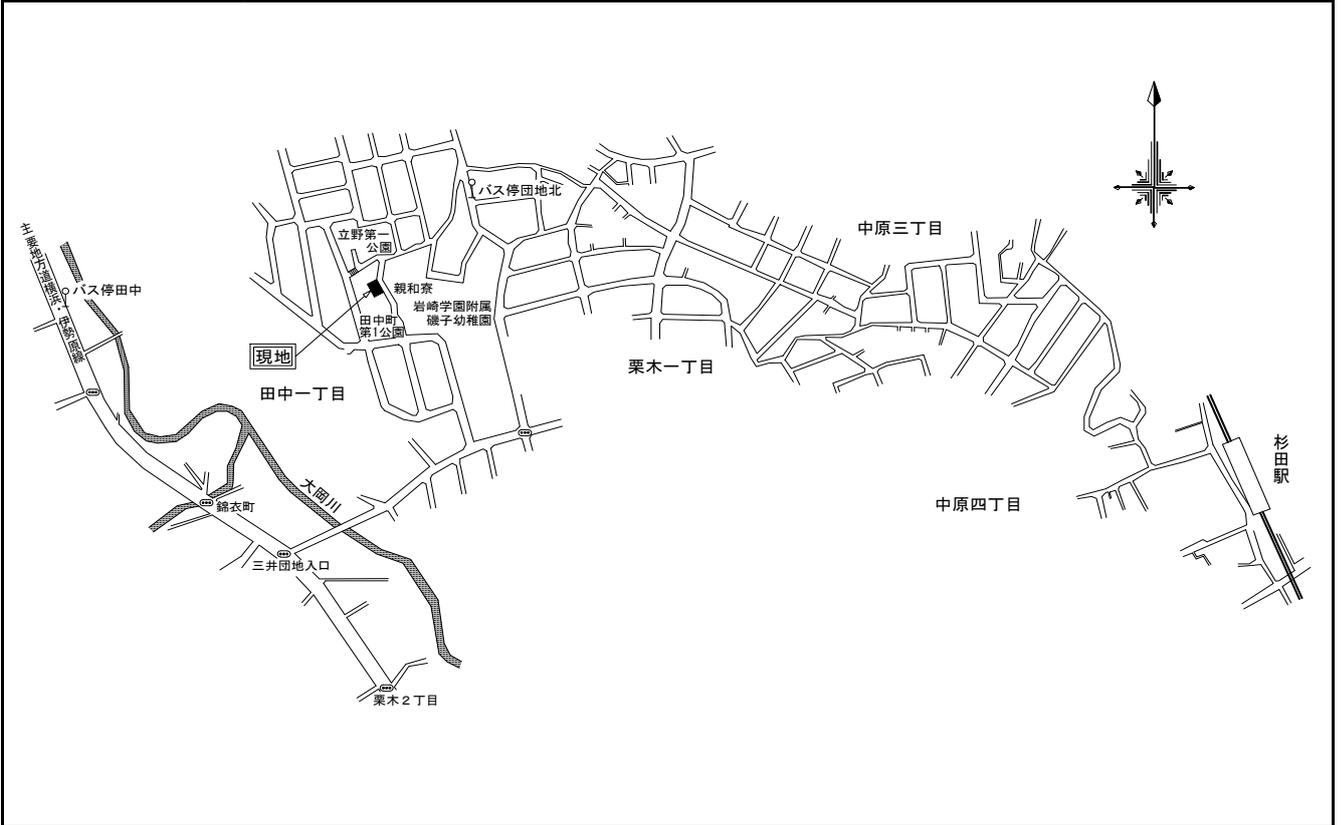
3,540万円

所在地	横浜市磯子区田中一丁目538番33				
住居表示	横浜市磯子区田中一丁目14番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	538番33	宅地	252.84㎡	-	
	合計(1筆)		※1	252.84㎡	-
道路と敷地の関係	東側で幅員約5.0mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡
	その他の制限	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法)			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	有	前面道路配管(70mm)、宅内引込25mm(S50.9.26)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491	
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081	
	都市ガス	可	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込ナシ	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)ジェイコムイースト 0120-999-000	
公共施設等	磯子区役所		物件の北東方	約2.7km	
	横浜市立日下小学校		物件の北西方	約0.8km	
	横浜市立浜中学校		物件の南東方	約1.2km	
留意事項	本物件は現況での取引となります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。				
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)				
	・本物件は戸建住宅用地指定となります。詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。				
	・本物件は周辺一帯の開発及び宅造許可(許可番号:第50開905号、第50規915号、許可年月日:昭和50年12月10日、検査済交付年月日:昭和51年5月24日、完了公告年月日:平成15年1月24日 第51号)を得て造成された宅地です。擁壁は経年による劣化のため、目地抜けなどの老朽化が見られます。				
	・本物件は幅員約5.0mの舗装市道に約0.8~1.8m高く接面する台形状の一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、西側隣接地側は緩やかに傾斜する法地を形成しています。また、敷地内の民地境界側には防草シートが敷設されています。				
	・北側隣接地は約1.5m高く、南側は約1.8m、西側は約0.8m低くなっています。				
	・北側隣接地の擁壁に水抜き穴が設置されていますが、この水を処理する排水施設(U字溝、枀等)は設置されていません。				
	・西及び北側隣接地の樹木の一部が本敷地内に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。				
	・本物件敷地内の一部に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。				
	・本物件の南側近隣に「田中町第1公園」があります。気象条件により児童の歓声が聞こえる場合があります。				
・周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。					
「売払物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売払人(連絡先)

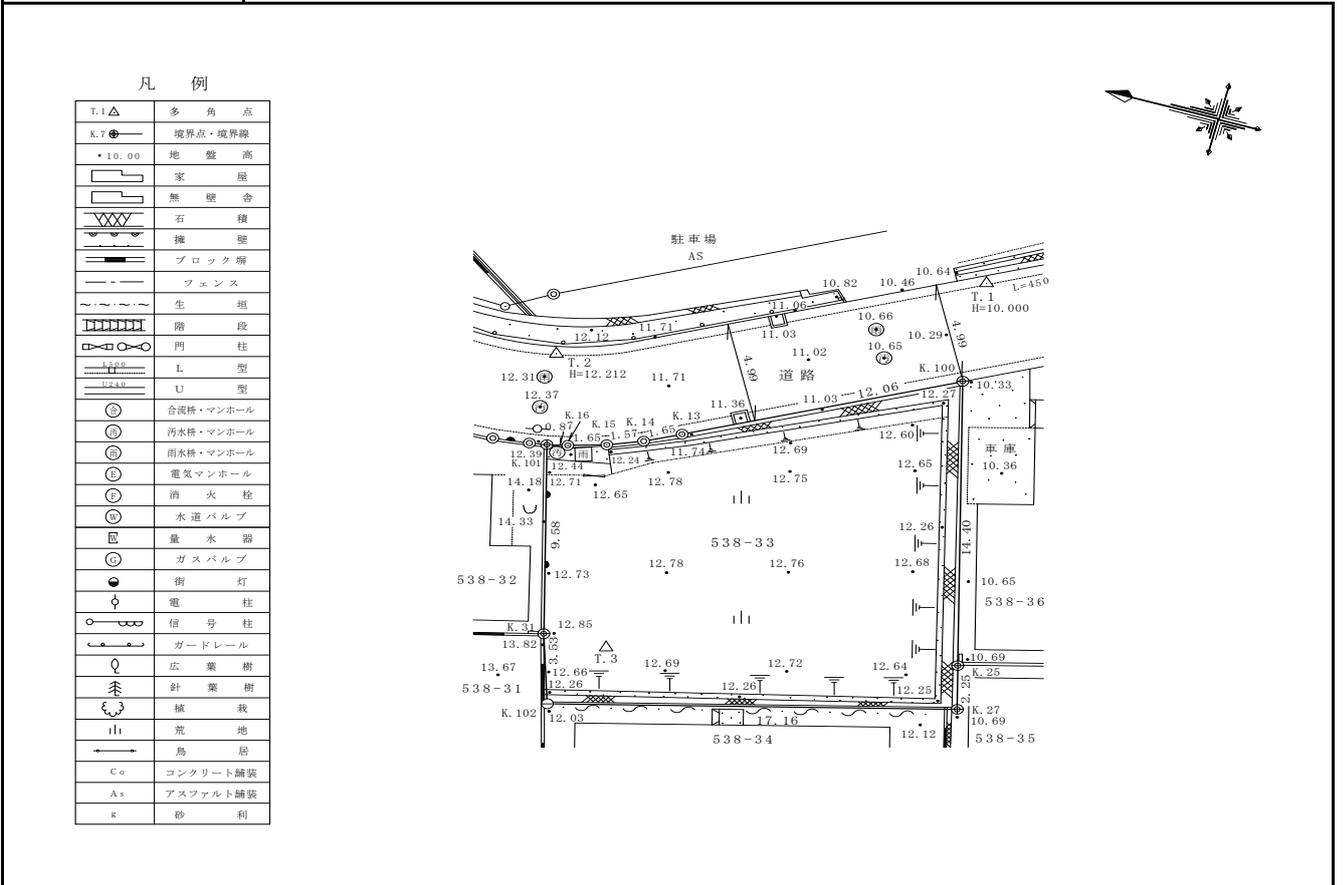
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関	京浜急行本線「杉田」駅から北西方約1.4km(道路距離) 徒歩約18分 京浜急行本線「上大岡」駅から江ノ電バス 磯子団地循環・栗木・上中里団地循環 「田中」バス停下車 徒歩約8分、京浜急行本線「屏風浦」駅から江ノ電バス 洋光台駅行「団地北」バス停下車 徒歩約3分
------	--

現況図



物 件 調 書

物件番号 2489

最低売却価格

2,789万円

所在地	横浜市金沢区西柴二丁目136番13					
住居表示	横浜市金沢区西柴二丁目32番街区					
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積		
	136番13	宅地	216.83㎡	-		
	合計(1筆)	※1	216.83㎡	-		
道路と敷地の関係	北東側で幅員約6.6mの舗装市道に接面					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40%	容積率	80%	
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	125㎡	防火地域
	その他の制限	建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)				
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法) 土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※2				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771		
	上水道	可	前面道路配管(150mm)、宅内引込なし	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491		
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市金沢区金沢土木事務所 045-781-2511		
	都市ガス	可	前面道路配管(低圧150mm)、宅内引込なし	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)JCN横浜 0120-4580-35(カスタマーセンター)		
公共施設等	金沢区役所		物件の南西方	約2.7km		
	横浜市立西柴小学校		物件の南方	約1.2km		
	横浜市立西柴中学校		物件の西方	約0.6km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。					
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)					
	※2 当該地の約半分は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:108-H22-088、箇所名:西柴2丁目1)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。					
	・本物件は幅員約6.6mの舗装市道にほぼ等高～約1m高く接面する台形状の一方路地です。敷地内はほぼ平坦です。					
	・本物件の敷地内に間知ブロックの擁壁が施工されています。この擁壁は周辺一帯の開発許可(許可番号:第48開1002号、許可年月日:昭和49年7月1日、検査済証交付年月日:昭和50年10月22日、完了公告年月日:昭和53年3月20日第86号)により築造されたものですが、経年による老朽化が見られます。					
	・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。					
	・本物件の北西境界に接して幅員約1.8mの市道が概ね南北に配されています。この市道は現実的には利用されておりません。また、建築基準法の道路でもありません。					
	・北西隣接地、南西隣接地の中木の枝が本物件敷地上に位置しています。また、南西側及び南東側住宅地の小木の一部が本物件敷地上に位置しています。					
	・敷地内南東及び南西側に防草シートが敷設されています。					
	・本物件の北西側隣接地前面道路上に、ごみ収集所が設置されています。					
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
「売却物件について」も必ずご確認ください。						

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

物 件 調 書

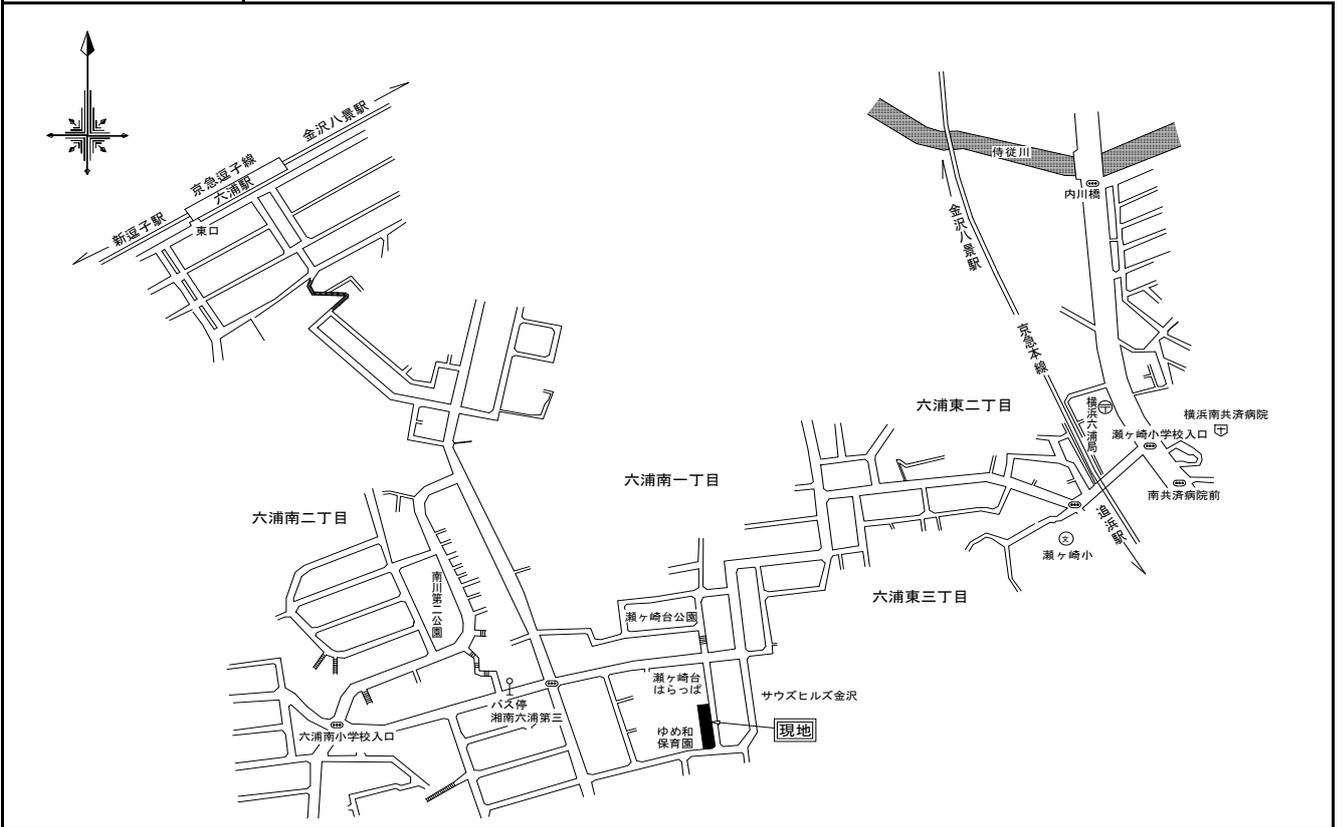
物件番号 2490

最低売却価格

6,591万円

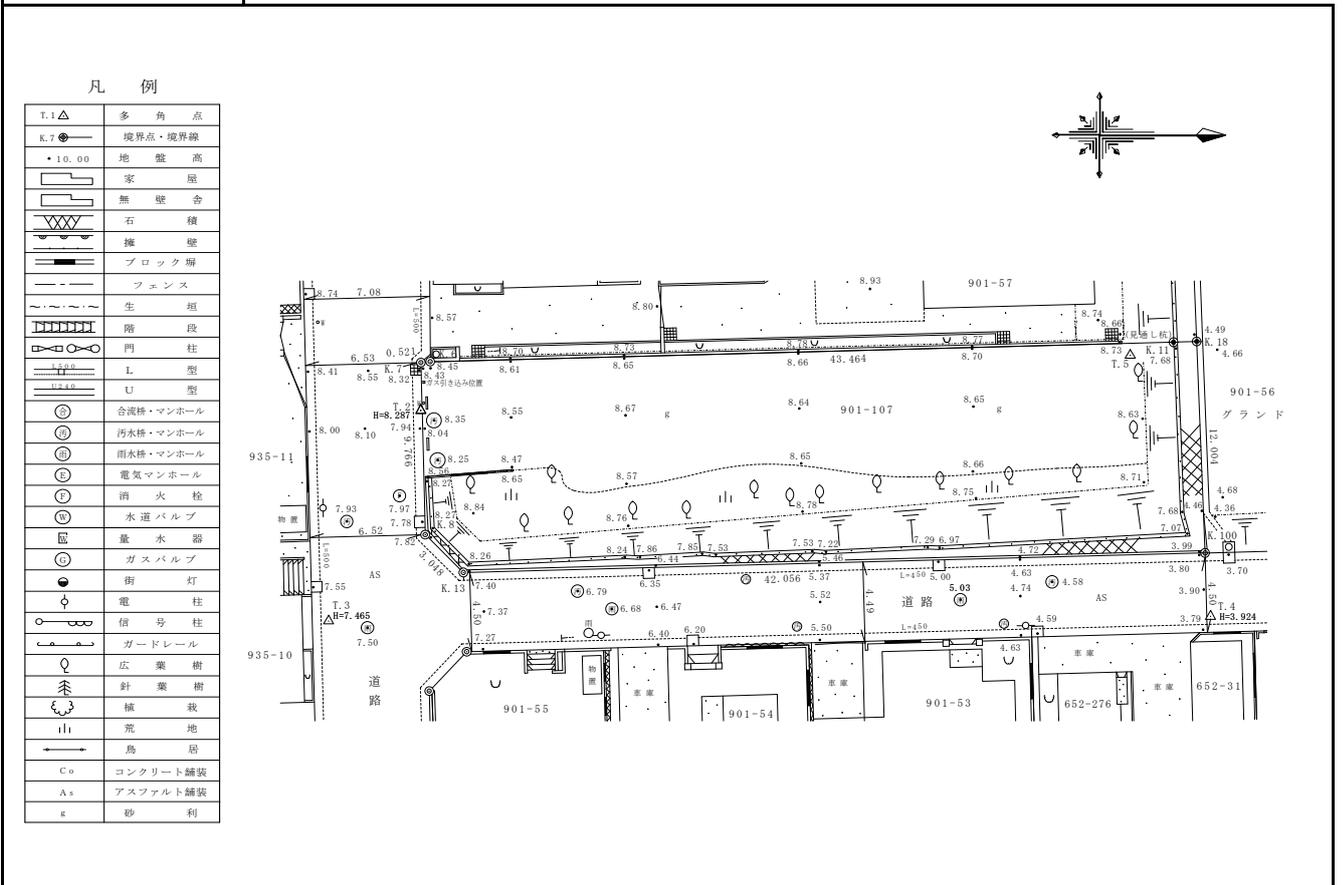
所在地	横浜市金沢区六浦東三丁目901番107						
住居表示	横浜市金沢区六浦東三丁目12番街区						
内訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積			
	901番107	宅 地	526.78㎡	-			
	合計(1筆)		※1	526.78㎡			
道路と敷地の関係	南側で幅員7.0mの舗装市道、東側で幅員4.5mの舗装市道に接面						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	100%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡	防火地域	準防火地域
	その他の制限	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)					
	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)						
	緑化地域(都市緑地法)						
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-			
供給処理施設の状況	施設の種類		状 況	事業所等			
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771			
	上水道	有	前面道路配管(100mm)、宅内引込50mm(S49.6.7)	横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491			
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市金沢区金沢土木事務所 045-781-2511			
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込50mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211			
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)JCN横浜 0120-4580-35 (カスタマーセンター)			
公共施設等	金沢区役所		物件の北東方	約2.6km			
	横浜市立瀬ヶ崎小学校		物件の北東方	約0.7km			
	横浜市立六浦中学校		物件の北東方	約1.1km			
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。						
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)						
	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は住宅地造成事業認可(認可番号:第7703号、認可年月日:昭和48年2月24日、検査済交付年月日:昭和50年10月21日、完了公告年月日:昭和52年7月15日 第181号)を得て造成された宅地です。擁壁は経年による劣化・老朽化が見られます。 ・本物件は南側幅員約7.0m、東側幅員約4.5mの舗装市道に接面する長方形の角地です。敷地内は概ね平坦です。敷地は南側道路より等高～約0.9高く、東側道路より約0.9～3.2m高く、北側隣接地より約3.2m高くなっています。 ・敷地の入口にはバリカーが設置されています。 ・敷地の南西側に大木(桜)と数本の中木、東及び北側には低木が多数所在します。このうち桜の木の枝が東側道路上に位置しています。 ・南側市道に設置された電柱(高谷139)からの電線と隣地宅地への引込線が敷地上空を通過しています。 ・敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の東側擁壁下にゴミ集積場が設置されています。移設・撤去等に関しては地元自治会と協議してください。 ・本物件西側隣接地は「ゆめ和ほいくえん」、北側は「瀬ヶ崎台はらっぱ」です。施設の利用・運営に伴い、止むを得ず発生する騒音(園児の歓声等)があります。 ・本物件の周辺環境を現地で十分確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付け地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。 						
	「売却物件について」も必ずご確認ください。						
	本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)				

案内図



交通機関 京浜急行逗子線「六浦」駅から南東方約0.9km(道路距離) 徒歩約11分
同駅から横浜京急バス 六1・六2系統「湘南六浦第三」バス停下車 徒歩約3分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2491

最低売却価格

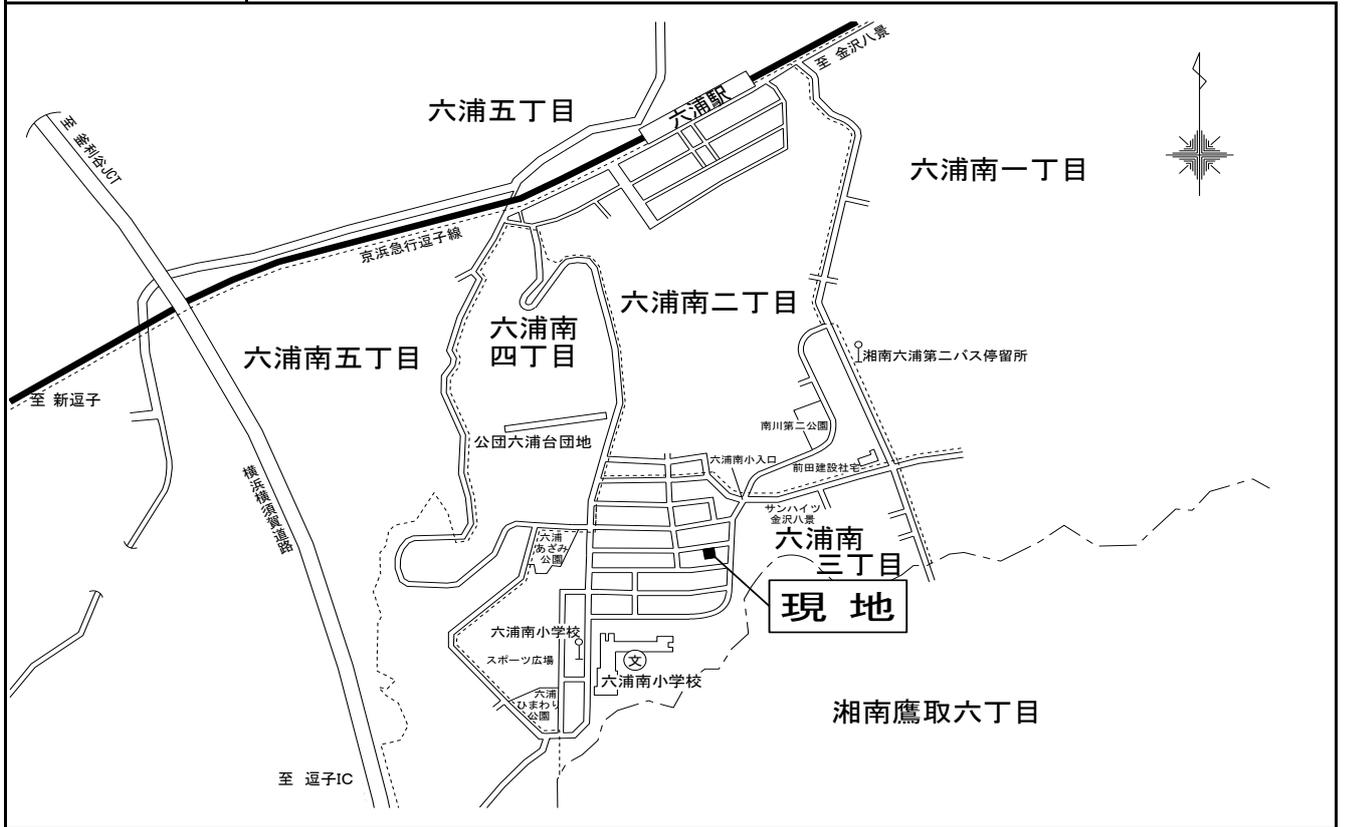
2,579万円

所在地	横浜市金沢区六浦南三丁目1352番55				
住居表示	横浜市金沢区六浦南三丁目11番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	1352番55	宅地	168.52㎡	—	
	合計(1筆)	※1	168.52㎡	—	
道路と敷地の関係	北側で幅員約4.5mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建築基準法	建ぺい率	50%	容積率	100%
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡
		日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法)			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	施設の種類	状 況			事業所等
	電気	可	地上配線		東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771
	上水道	有	前面道路配管(50mm)、宅内引込 25mm (H3.6.21)		横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491
	下水道	有	敷地内に雨水マス設置済(分流)		横浜市金沢区金沢土木事務所 045-781-2511
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込 25mm		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり		(株)JCN横浜 0120-4580-35 (カスタマーセンター)
公共施設等	金沢区役所		物件の北東方	約3.1km	
	横浜市立六浦南小学校		物件の南西方	約0.4km	
	横浜市立大道中学校		物件の北西方	約2.7km	
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。</p> <p>本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p> <p>※1 本物件は、公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付け地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は幅員約4.5mの舗装市道にはほぼ等高～約1.2m高く接面する整形な一方路地です。敷地内は概ね平坦で、東側隣接地より約1.8m、南側隣接地より約3m低く、西側隣接地より約1m高くなっています。 ・本物件の敷地内には擁壁が施工されています。この擁壁は開発許可(許可番号:第51開1001号、許可年月日:昭和51年12月7日、検査済交付年月日:昭和52年12月1日、完了公告年月日:昭和56年7月15日 第204号)を得て築造されたものですが、経年による劣化のため、市道沿い及び階段部分の擁壁は一部に破損や亀裂が生じるなど老朽化が見られます。 ・東側隣接地の擁壁に水抜き穴が設置されていますが、この水を処理する排水施設(U字溝、マス等)は設置されていません。 ・西側隣接地(公園)の管理フェンス、樹木の枝の一部が本物件の敷地内に位置しています。管理フェンスの撤去、樹木の剪定にあたっては、金沢土木事務所との協議が必要です。 ・本物件の前面道路上にゴミ集積所が設置されています。移設・撤去等に関しては地元自治会と協議してください。 ・本物件の西側隣接地に「六浦しらゆり公園」があり、気象条件により砂埃が舞い、児童等の歓声が聞こえる場合もあります。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周囲の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。 				
「売却物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売出人(連絡先)

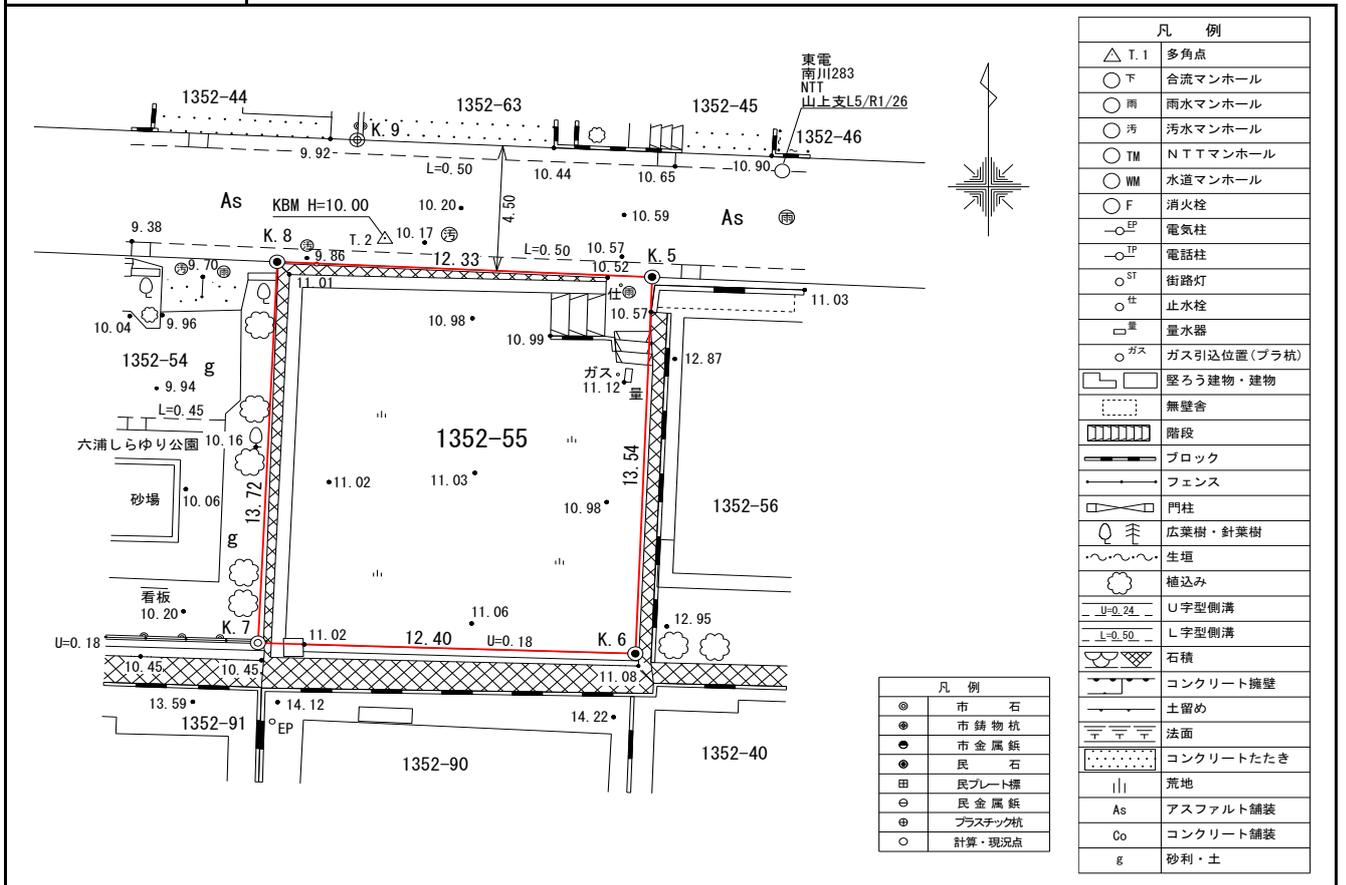
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関 京浜急行逗子線「六浦」駅から南方約1.0km（道路距離）徒歩約12分
 同駅から横浜京急バス 六1・六3系統「六浦南小学校」バス停下車 徒歩約3分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2492

最低売却価格

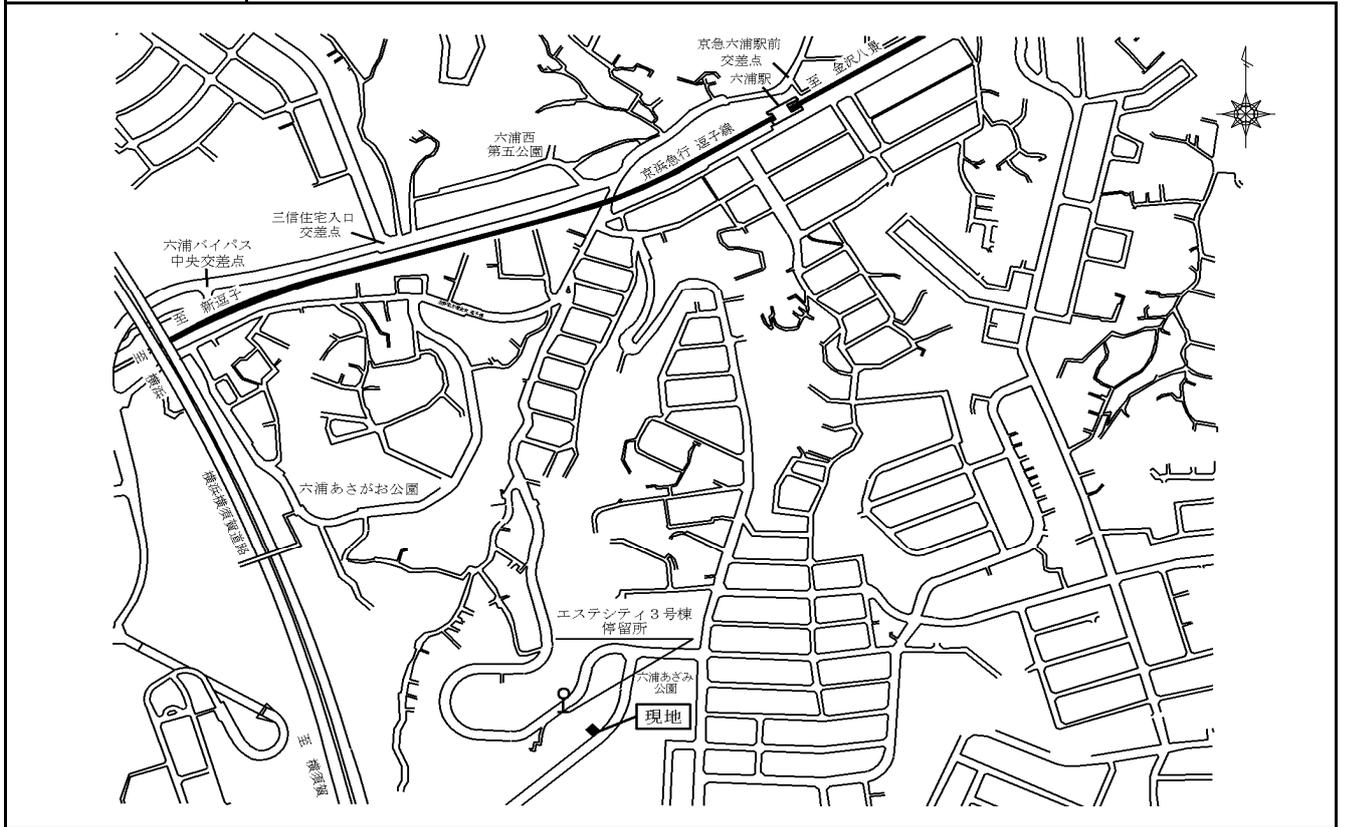
3,001万円

所在地	横浜市金沢区六浦南四丁目1948番10				
住居表示	横浜市金沢区六浦南四丁目19番街区				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	1948番10	宅地	189.78㎡	-	
	合計(1筆)	※1	189.78㎡	-	
道路と敷地の関係	南東側で幅員約9.5mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡
	その他の制限	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)			
	緑化地域(都市緑地法)				
	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※2				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類		状 況		事業所等
	電気	可	地上電線		東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771
	上水道	有	前面道路配管(150mm)、宅内引 25mm(S62.6.19)		横浜市水道局南部第一給水維持課 045-833-7491
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)		横浜市金沢区金沢土木事務所 045-781-2511
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧200mm)、宅内引込 25mm		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり		(株)JCN横浜 0120-4580-35(カスタマーセンター)
公共施設等	金沢区役所		物件の北東方	約3.4km	
	横浜市立六浦南小学校		物件の南東方	約0.4km	
	横浜市立大道中学校		物件の北西方	約2.8km	
留 意 事 項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p>				
	<p>※1 本物件は、公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付け地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。) ※2 当該地の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:108-H22-162、箇所名:六浦南4丁目2)に位置しています。詳細については、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。</p>				
	<p>・本物件は幅員約9.5mの舗装市道にほぼ等高～約1.5m低く接面する台形状の一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、緩やかに西方に傾斜しているため雨水が隣接地に流入しやすい構造となっています。このため、敷地内の排水に関する「覚書」を隣接地権者と取り交わしましたので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細につきましては、財政局取得処分課にお問い合わせください。</p>				
	<p>・南西側隣接地は宅地、北側隣接地はマンション敷地として使用されています。また、西側隣接地は緑地となっており、北西に向かって下り傾斜の斜面地を形成しています。</p>				
	<p>・本物件の敷地内に擁壁が施工されています。この擁壁は開発許可(許可番号:第61開1001号、許可年月日:昭和58年6月21日(変更許可年月日:昭和61年9月8日)、検査済交付年月日:昭和62年9月4日、完了公告年月日及び番号:昭和63年12月24日、第533号)を得て築造されたものですが、部分的に経年による劣化・老朽化が見られます。なお、南西側隣接地に設置された擁壁からの排水施設(U字溝、マス等)は設置されておりません。</p>				
	<p>・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。</p>				
	<p>・敷地内には樹木が数本所在しますが、このうちの南西側に位置する樹木の一部が隣接地の敷地上に位置しています。また、北側隣接地の樹木の枝が本敷地上に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。</p>				
	<p>・本物件の敷地の南東部分の上空を南北方に東京電力の電線が通過しています。</p>				
	<p>・前面市道の歩道には車の出入りのための切り下げ部分はありません。切り下げ工事及び費用負担に関する問い合わせは金沢土木事務所にご相談ください。</p>				
	<p>・本物件の近隣には「六浦あざみ公園」、「スポーツ広場」があります。気象条件により砂埃が舞い、児童等の歓声が聞こえる場合もあります。なお、「六浦あざみ公園」内に高圧線の鉄塔(大道線No.7)が所在します。</p>				
<p>・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周囲の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。</p>					
「売却物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

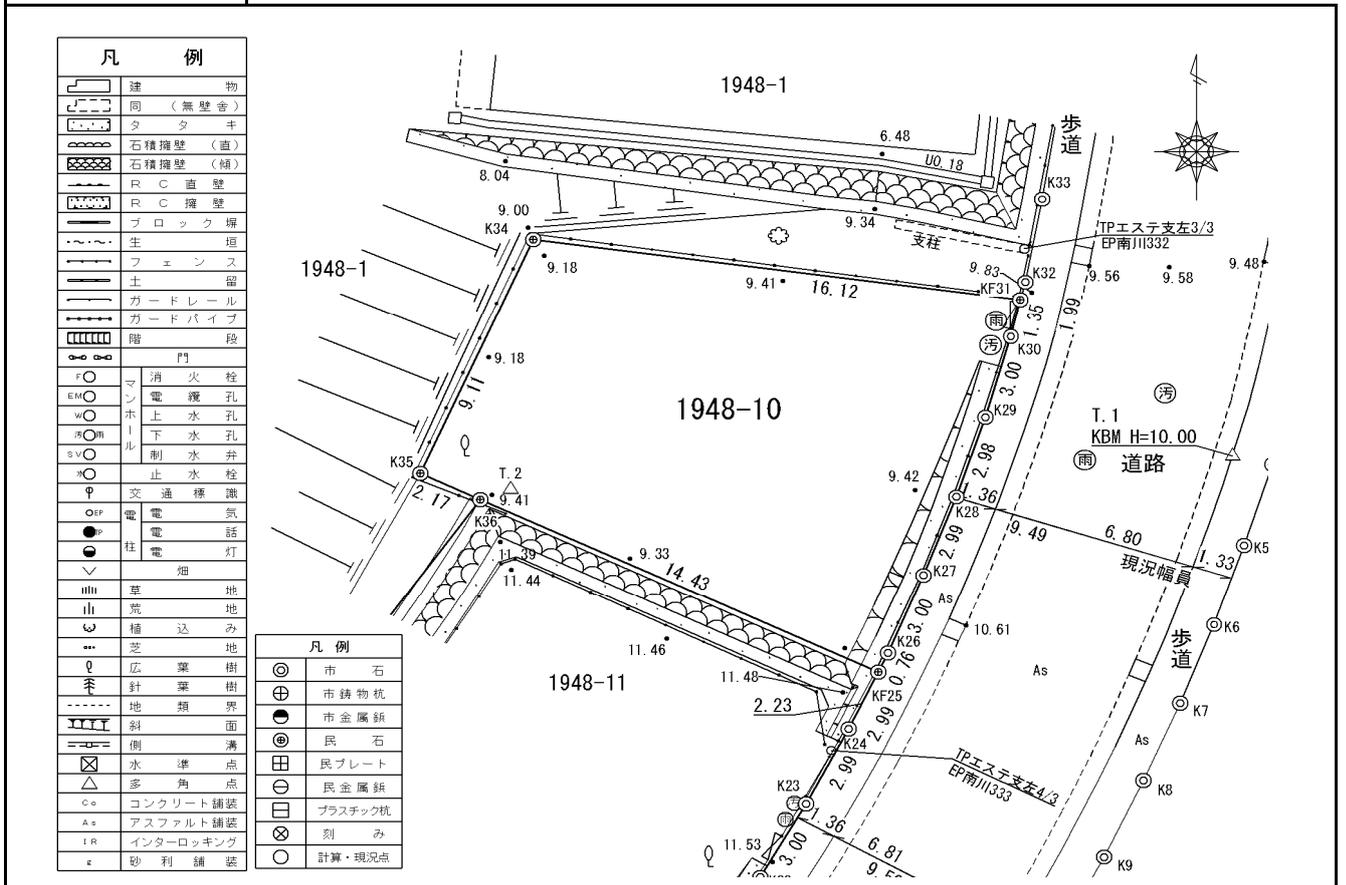
案内図



交通機関

京浜急行電鉄逗子線「六浦」駅から南西方約0.9km(道路距離) 徒歩約11分
同駅から横浜京急バス 六1・六3系統「エステシテイ3号棟」バス停下車 徒歩約3分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2494

最低売却価格

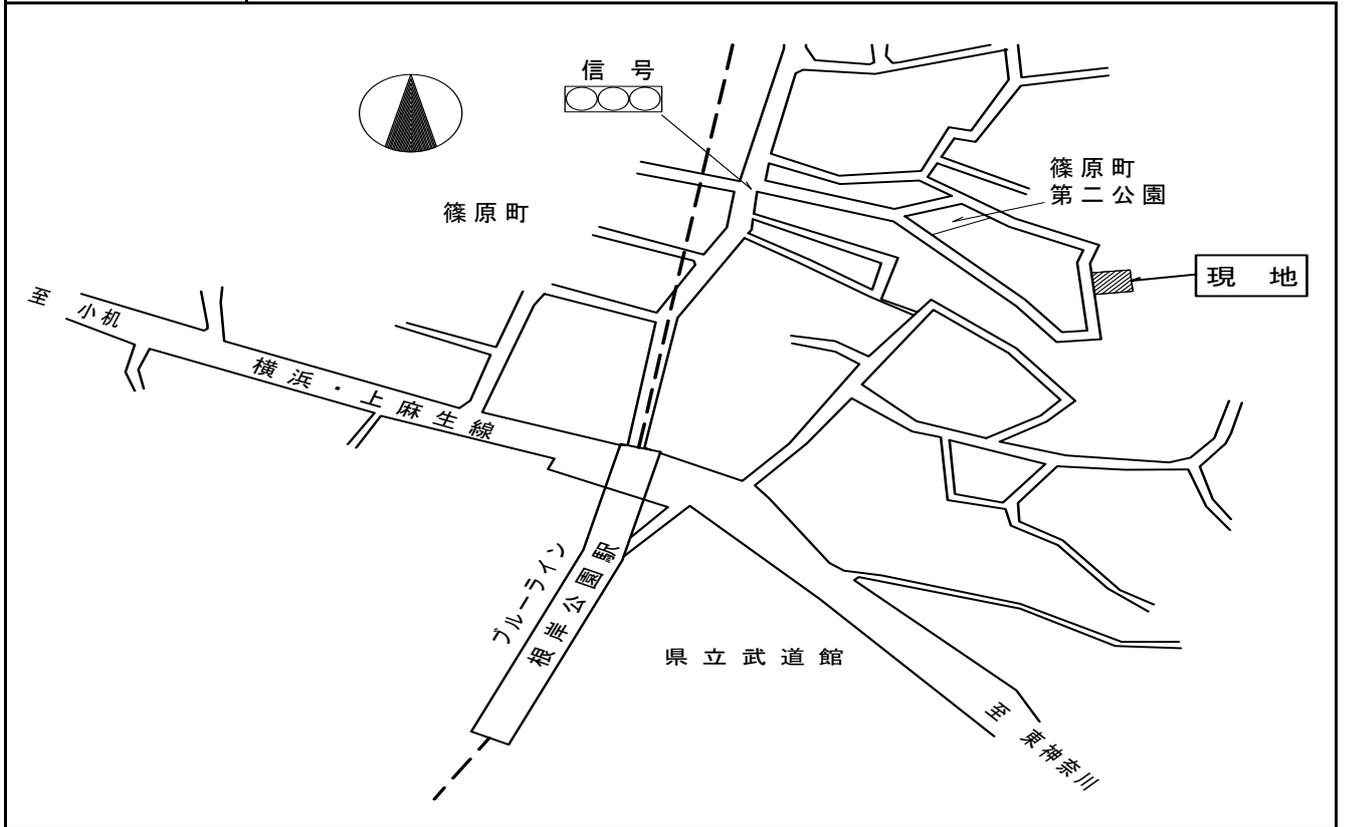
4,617万円

所在地	港北区篠原町1090番3				
住居表示	-				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	1090番3	宅地	219.85㎡	-	
	合計(1筆)		※1	219.85㎡	
道路と敷地の関係	西側で幅員約6.5mの舗装市道に接面				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡
	その他の制限	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)			
	緑化地域(都市緑地法)				
	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法) ※2				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況	事業所等	
	電気	可	地上電線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	有	前面道路配管100mm、宅内引込25mm (S57.2.23)	横浜市水道局北部第一給水維持課 045-531-4181	
	下水道	有	敷地内に汚水・雨水マス設置済(分流)	横浜市港北区港北土木事務所 045-531-7361	
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込25mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	YOUテレビ(株) 0120-317-230(お客様センター)	
公共施設等	港北区役所		物件の北東方	約3.3km	
	横浜市立篠原西小学校		物件の北西方	約0.9km	
	横浜市立篠原中学校		物件の北東方	約1.0km	
留 意 事 項	本物件は現況での取引となります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、植木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。				
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は法務局備え付けの地積測量図と許容誤差の範囲内にあります。)				
	※2 当該敷地の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:109-H22-125、箇所名:篠原町9)に位置しています。詳細につきましては、神奈川県砂防海岸課にお問い合わせください。				
	・本物件は戸建住宅用地指定となります。 詳細につきましては、戸建住宅用地指定の売買契約書(一括払:第10条、契約保証金払:第11条)をご確認ください。				
	・本物件は周辺一帯の開発及び宅造許可(許可番号:第56開1101号、第56規1105号、許可年月日:昭和56年9月22日、検査済証交付年月日:昭和57年5月29日、完了公告年月日:昭和58年3月15日 第98号)を得て造成された宅地です。擁壁は経年による劣化のため、目地抜けなどの老朽化が見られます。特に、西側擁壁の目地部分から樹木の幹が伸びています。				
	・本物件は幅員約6.5mの舗装市道に等高～約1.3m高く接面する長形状の一方路地です。敷地内は概ね平坦ですが、南側隣接地より約1.8m低く、北側隣接地より約1.4m、東側隣接地より約0.2m～約1.6m高くなっています。				
	・敷地内の南東側及び南西側に切り株があります。				
	・南側隣接地の擁壁に水抜き穴が設置されていますが、この水を処理する排水施設(U字溝、枡等)は設置されていません。				
	・南側隣接地の樹木の枝が本物件の敷地上に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。				
	・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。				
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の立付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合がありますことをご了承ください。					
「売却物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売出人(連絡先)

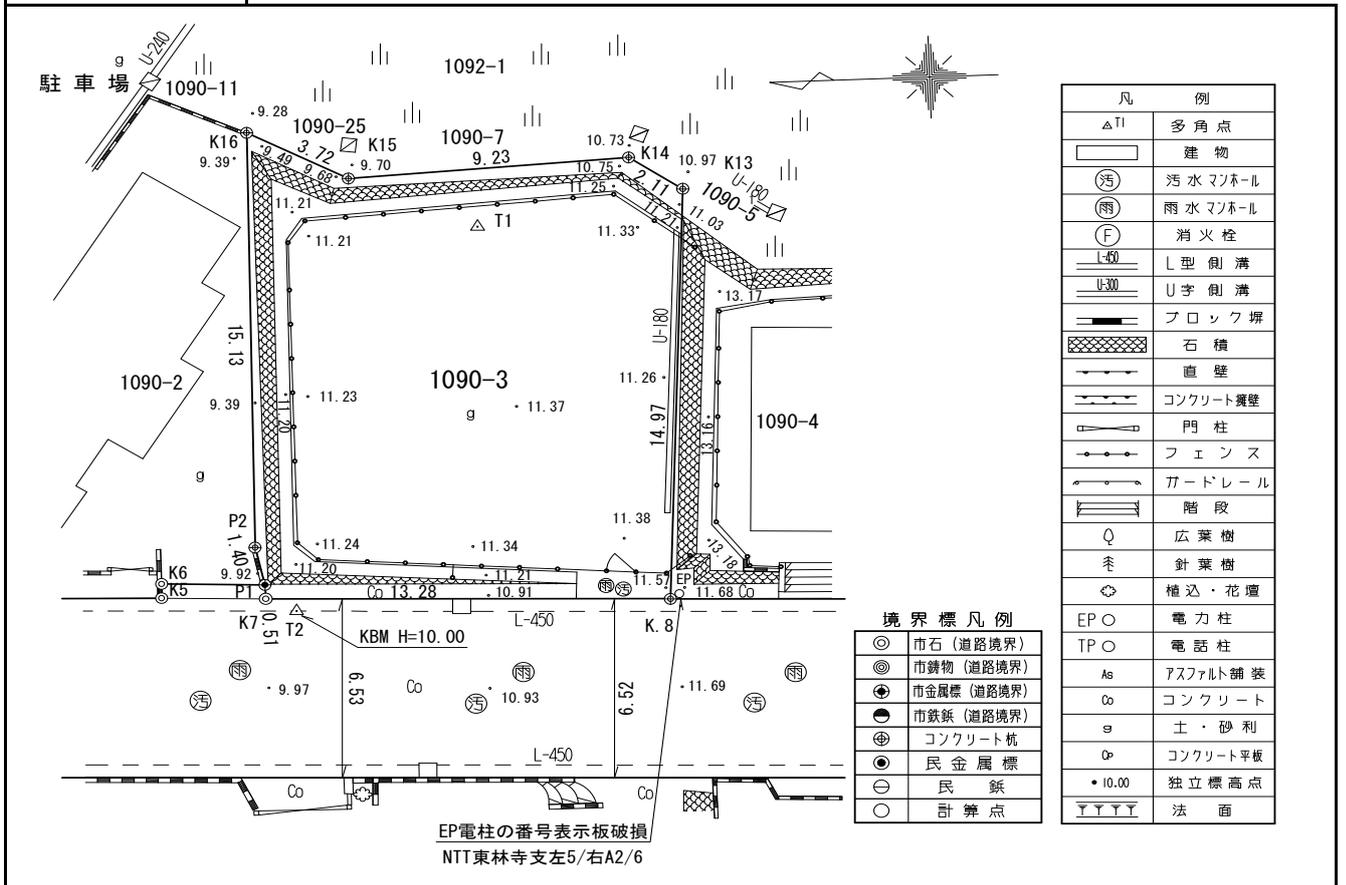
横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図



交通機関	市営地下鉄ブルーライン「岸根公園」駅より北東方約0.4km(道路距離) 徒歩約5分
------	---

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2495

最低売却価格

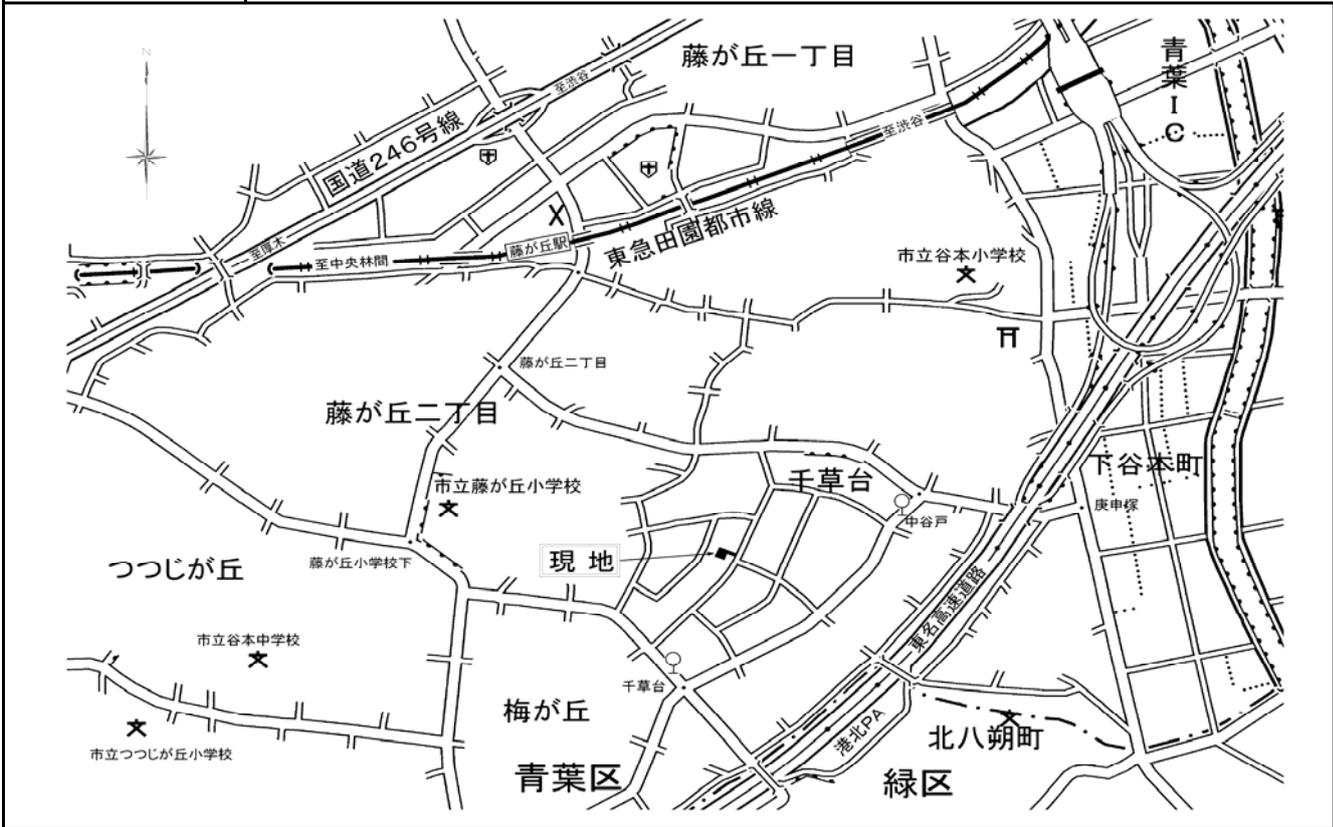
3,958万円

所在地	横浜市青葉区千草台29番7						
住居表示	-						
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積			
	29番7	宅地	422.34㎡	-			
	合計(1筆)		※1	422.34㎡			
道路と敷地の関係	東側で約6.5mの舗装市道に接面						
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域		
	建築基準法	建ぺい率	50%	容積率	80%		
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	125㎡	防火地域	防火指定なし
		建築基準法第22条区域 (火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要がある区域)					
		日影規制区域(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法)					
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-			
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等				
	電気	可	地上配線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771			
	上水道	可	前面道路配管(100mm)、宅内配管なし	横浜市水道局西部第二給水維持課 045-974-2331			
	下水道	有有	敷地内に汚水樹設置済み(分流) 敷地内に宅地浸透樹設置済	横浜市青葉区青葉土木事務所 045-971-2300			
	都市ガス	なし	前面道路に配管なし	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211			
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	イツ・コミュニケーションズ(株) 0120-109-199(カスタマーセンター)			
公共施設等	青葉区役所		物件の北方	約2.6km			
	横浜市立藤が丘小学校		物件の西方	約0.6km			
	横浜市立緑が丘中学校		物件の南東方	約0.5km			
留意事項	<p>本物件は現況での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p>						
	<p>※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は土地区画整理事業における換地図と許容誤差の範囲内にあります。)</p>						
	<p>・本物件は下谷本第2土地区画整理事業(許可日:昭和39年6月25日、換地処分公告日:昭和43年8月5日)で造成された宅地で、幅員約6.5mの舗装市道に間口約3.6mが等高に接面する袋状の一方路地です。この画地は入口より奥に向かって上りスロープとなっており、西側及び東側は法面となっております。また、最も高い部分(南西角)、最も低い部分(北東角)と宅盤の間にそれぞれ数メートルの高低差があります。雨水が北東角(専用通路部分)に流出しやすい構造となっておりますので、排水処理にご留意ください。</p>						
	<p>・本物件の北西隣接地の擁壁に水抜き穴が設置されていますが、この水を処理する排水設備(U字溝、枡等)は設置されていません。</p>						
	<p>・北東、南東、南西側隣接地の樹木の枝が本敷地上に位置しています。剪定にあたっては隣接地権者等との協議が必要です。</p>						
	<p>・本物件敷地内に樹木、切り株、東側法面部分に土留めのためのコンクリート板等があります。</p>						
	<p>・本物件の専用通路の南側(29-8との境界線上)のフェンス付堀の一部が本敷地内に位置しています。その取扱いについては「現況工作物に関する確認書」を取り交しておりますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細につきましては、財政局取得処分課にお問合せください。</p>						
	<p>・本物件の北東側隣接地のポール(本敷地内フェンスに設置されている)、敷石、引込み線等の一部が本物件の敷地上に位置しています。</p>						
	<p>・本物件の北東側において、電柱の一部が本物件の敷地内に位置しています。移設・撤去等の可否は確認していません。</p>						
	<p>・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。なお、この管理フェンスの一部が北側隣接地の敷地内に位置しています。</p>						
<p>・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。</p>							
「売却物件について」も必ずご確認ください。							

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

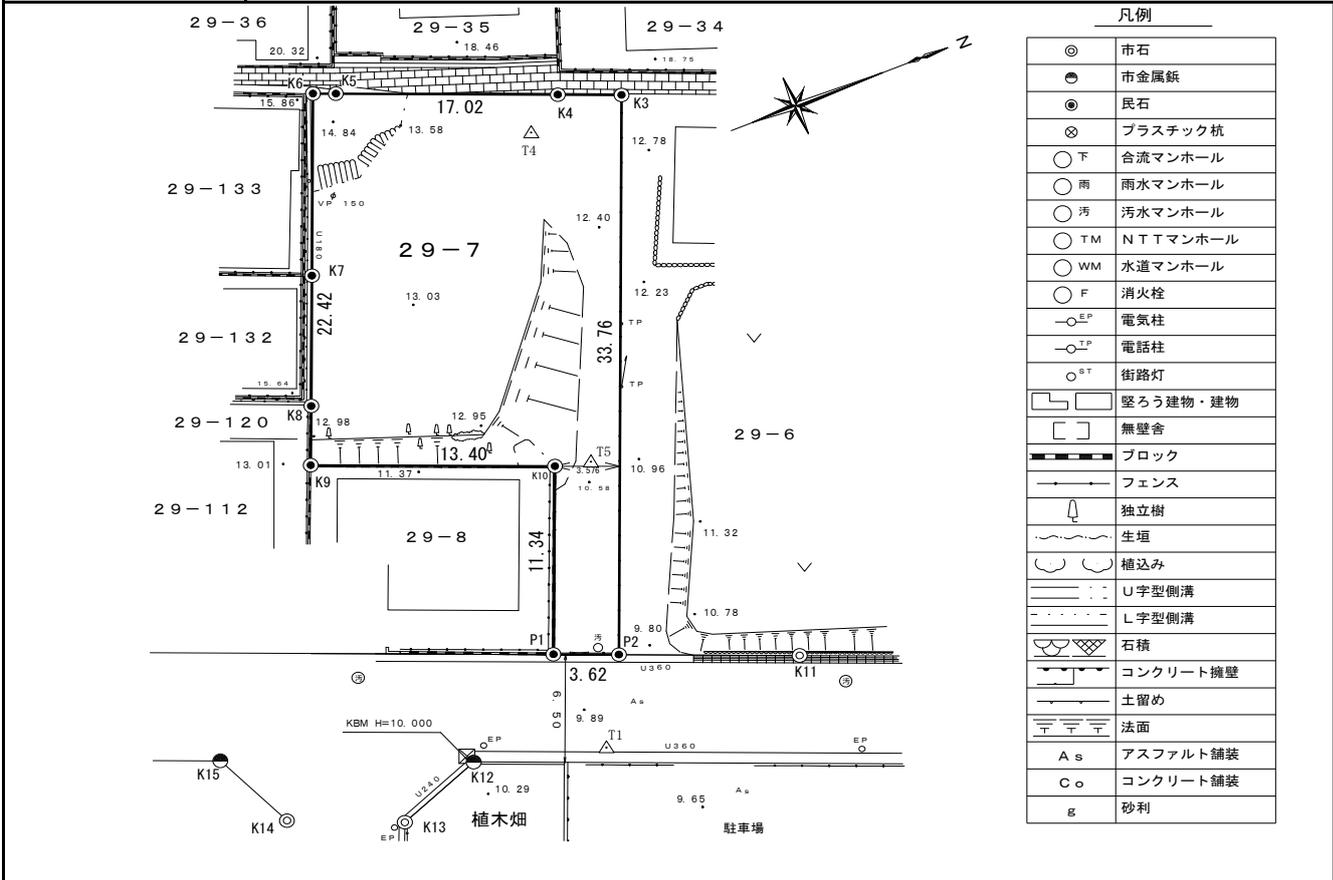
案内図



交通機関

東急田園都市線「藤が丘」駅から南東方約0.94km(道路距離) 徒歩約12分
 同駅から東急バス 青83系統(復路)、又は東急田園都市線「青葉台」駅から 青81(往路)・青82(循環)系統、「千草台」バス停下車 徒歩約4分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2496

最低売却価格

5,694万円

所在地	横浜市瀬谷区三ツ境132番6外1筆				
住居表示	-				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	132番6	宅地	174.47㎡	-	
	132番7	宅地	170.57㎡	-	
	合計(2筆)		※1	345.04㎡	-
道路と敷地の関係	A区画(132番6) 南側で幅員約5.8mの舗装市道に、東側で幅員約3.6mの舗装市道に接面 B区画(132番7) 南側で幅員約5.8mの舗装市道に、西側で幅員約3.9mの舗装市道に接面 ※2				
法令に基づく制限	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	50%	容積率	100%	高度地区 第1種高度地区
	外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡	防火地域 準防火地域
	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)			
	緑化地域(都市緑地法)				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	可	地上配線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	有	東側市道配管(100mm、宅内引込25mm、平成7年9月11日) 西側市道配管(150mm、宅内引込25mm、平成12年12月25日)	横浜市水道局西部第一給水維持課 045-363-1541	
	下水道	有	敷地内にマス設置済(分流)	横浜市瀬谷区瀬谷土木事務所 045-364-1105	
	都市ガス	可	南側・東側・西側道路配管(低圧50mm)、宅内引込なし	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)ジェイコムイースト 0120-999-000	
公共施設等	瀬谷区役所		物件の北方	約0.7km	
	横浜市立三ツ境小学校		物件の南方	約0.15km	
	横浜市立原中学校		物件の南方	約0.9km	
留意事項	<p>本物件は、現状での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。</p> <p>※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は国土調査による成果と許容誤差の範囲内にあります。) ※2 A区画の東側道路(瀬谷425号線)及びB区画の西側道路(瀬谷322号線)は建築基準法第42条第2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックの必要があります。道路中心線の位置及びセットバックの距離等については、横浜市建築局建築道路課にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件は元市営三ツ境A住宅内の宅地で、A区画は現況幅員約5.8mの南側市道及び現況幅員約3.6mの東側市道にほぼ等高に接面する長方形の角地です。また、B区画は現況幅員約5.8mの南側市道及び現況幅員3.9mの西側市道にほぼ等高に接面する長方形の角地です。敷地内は概ね平坦です。 ・本物件の敷地内の一部に管理柵(木柵)が設置されています。この柵は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・北側隣接地の樹木の枝が本物件敷地上に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。 ・A区画の南東角の市道沿いにゴミ集積場が所在します。移設・撤去等に関しては地元自治会と協議してください。なお、ゴミ集積所に設置されているマットは自治会の所有物ですので、ご注意ください。 ・NTT東日本の電柱(NTT向原支R1/3)及びその支線がB区画の西側市道沿いに存在します。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。 				
	「売却物件について」も必ずご確認ください。				
	本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)		

案内図

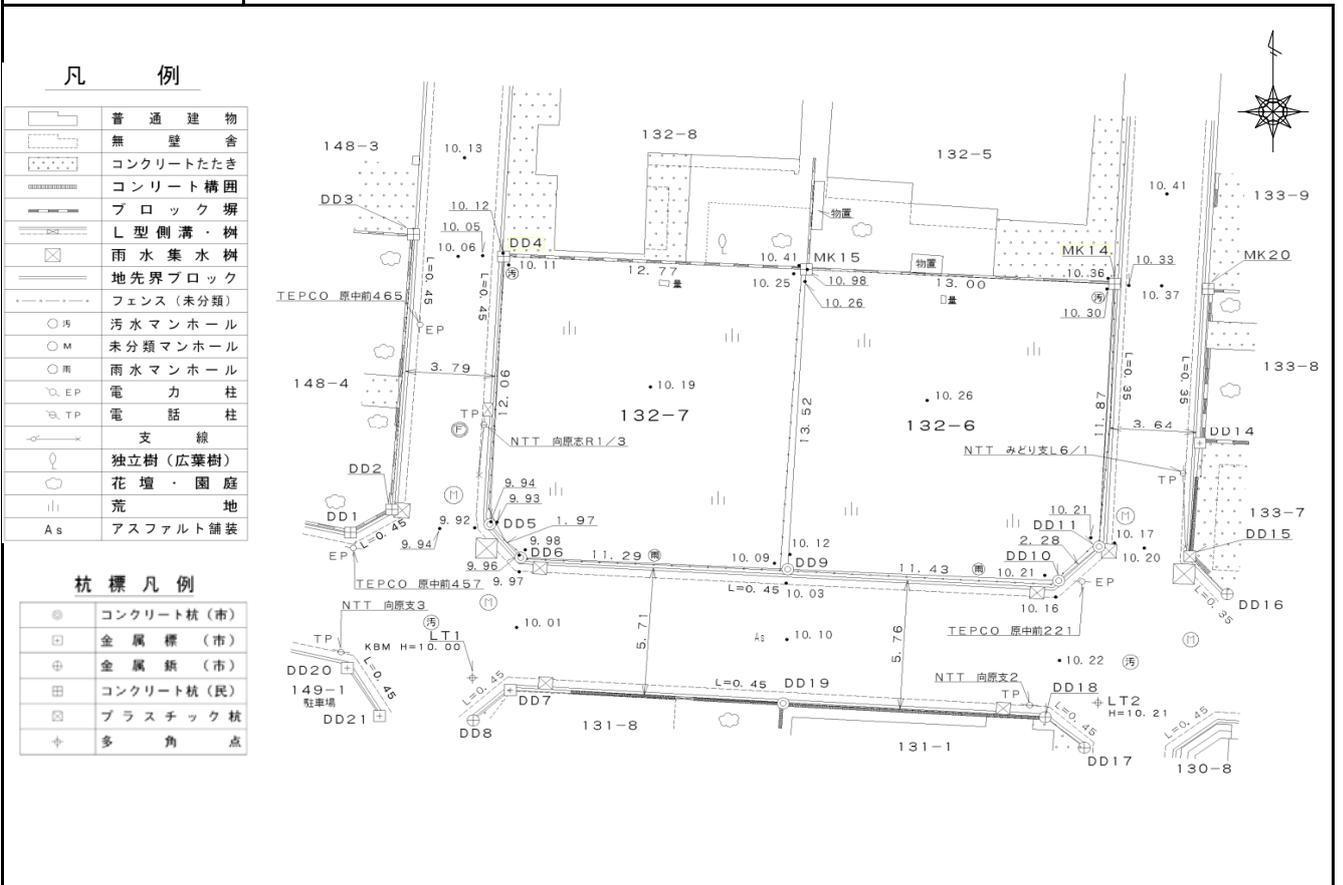


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平25情使、第109号)」

交通機関

相模鉄道本線「三ツ境」駅南口から南西方約0.8km(道路距離) 徒歩約10分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2497

最低売却価格

3,750万円

所在地	横浜市瀬谷区三ツ境145番5				
住居表示	-				
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	145番5	宅地	180.27㎡	-	
	合計(1筆)		※1	180.27㎡	-
道路と敷地の関係	南西側及び南東側で現況幅員約3.85mの舗装市道に接面 ※2				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%
		高度地区	第1種高度地区	防火地域	準防火地域
	外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡	
	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)				
	緑化地域(都市緑地法)				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	なし	負担等の内容	-	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	可	地上配線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	可	南西市道配管(50mm)、宅内引込なし	横浜市水道局西部第一給水維持課 045-363-1541	
	下水道	有	敷地内にマス設置済(分流)	横浜市瀬谷区瀬谷土木事務所 045-364-1105	
	都市ガス	有	南東側市道配管(低圧50mm)、宅内引込25mm	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
	CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)ジェイコムイースト 0120-999-000	
公共施設等	瀬谷区役所		物件の北方	約0.5km	
	横浜市立三ツ境小学校		物件の南方	約0.2km	
	横浜市立原中学校		物件の南方	約1.0km	
留意事項	本物件は、現状での引渡しとなります。				
	本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。				
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は国土調査による成果と許容誤差の範囲内にあります。)				
	※2 本物件の東側道路(瀬谷319号線)は建築基準法第42条第2項道路に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築するには道路中心線から水平距離で2mのセットバックの必要があります。道路中心線の位置及びセットバックの距離等については、横浜市建築局建築道路課にお問い合わせください。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は元市営三ツ境A住宅内の宅地で、現況幅員約3.85mの南西側及び南東側市道にはほぼ等高に接面する長方形の角地です。敷地内は概ね平坦です。 ・本物件の敷地内の一部に管理柵(木柵)が設置されています。この柵は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・北東側及び北西側隣接地の樹木の枝が本物件敷地上に位置しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要です。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。 				
「売却物件について」も必ずご確認ください。					

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図

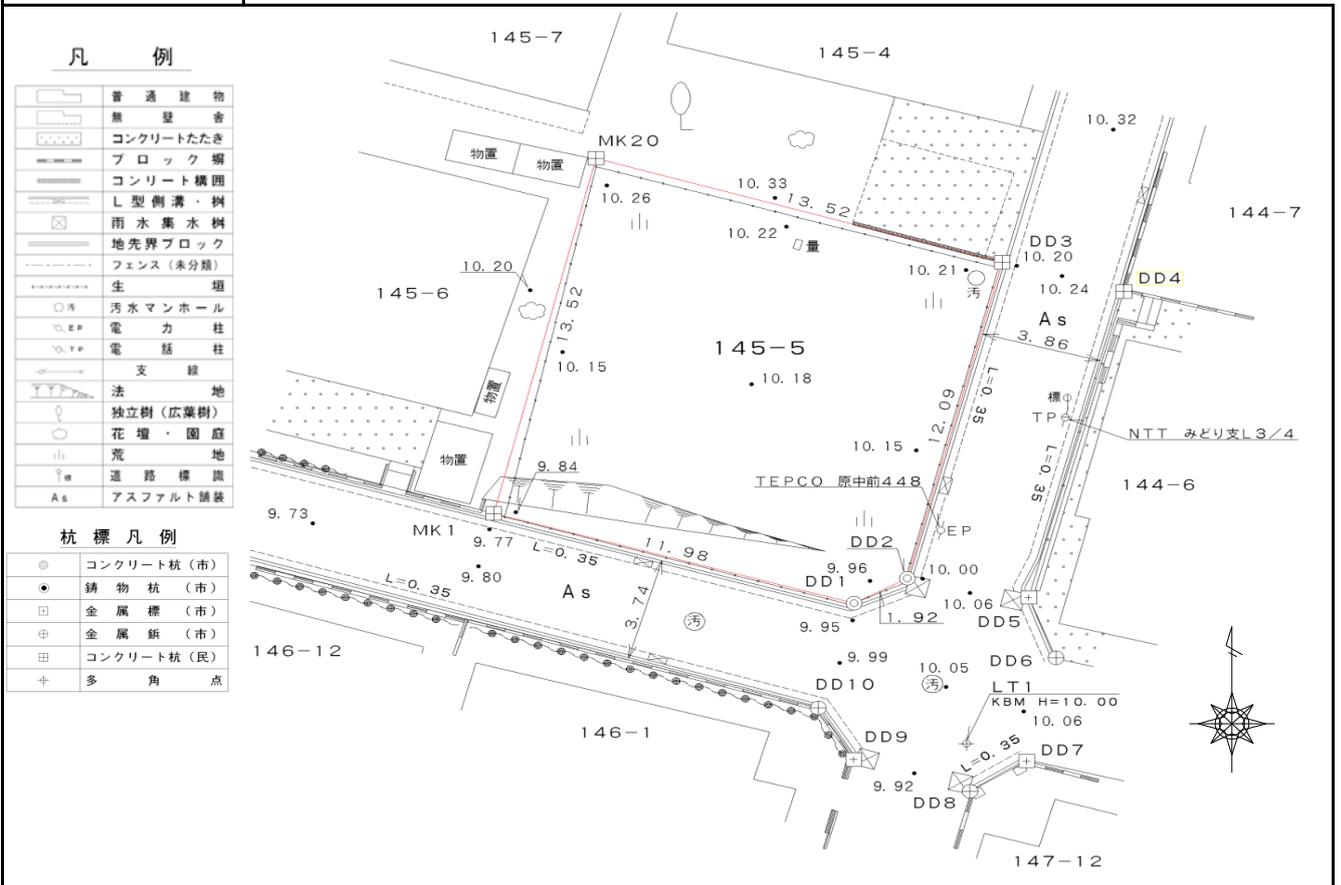


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平25情使、第109号)」

交通機関

相模鉄道本線「三ツ境」駅南口から南西方約0.8km(道路距離) 徒歩約10分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2498

最低売却価格

3,335万円

所在地		横浜市瀬谷区三ツ境150番3			
住居表示		-			
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	150番3	宅地	163.46㎡	-	
合計(1筆)		※1	163.46㎡	-	
道路と敷地の関係		南側で幅員約5.9mの舗装市道、西側で幅員約3.9mの舗装市道に接面 ※2			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	100㎡
	日影規制(建築基準法) (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)				
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法) 緑化地域(都市緑地法)			
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	なし	負担等の内容	-
供給処理 施設の状況	施設の種類の状況		事業所等		
	電気	可	地上配線	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター(第一) 0120-99-5771	
	上水道	可	南側道路配管(150mm)、北西側道路配管(50mm)、宅内引込なし	横浜市水道局西部第一給水維持課 045-363-1541	
	下水道	有	敷地内にマス設置済(分流)	横浜市瀬谷区瀬谷土木事務所 045-364-1105	
	都市ガス	可	南側及び北西側道路配管(低圧50mm)、宅内引込なし	東京ガス(株)お客様センター 0570-002211	
CATV	可	前面道路にCATV施設敷設あり	(株)ジェイコムイースト 0120-999-000		
公共施設等	瀬谷区役所		物件の北方	約0.7km	
	横浜市立三ツ境小学校		物件の南方	約0.01km	
	横浜市立原中学校		物件の南方	約0.9km	
留意事項	本物件は、現状での引渡しとなります。 本物件敷地内外に位置する工作物(擁壁・フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市は対応いたしません。				
	※1 本物件は公簿面積により販売します。(現況測量の結果、境界点間距離及び面積は国土調査による成果と許容誤差の範囲内にあります。)				
	※2 本物件の北西側道路(瀬谷343号線)は建築基準法第42条第2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックの必要があります。道路中心線の位置及びセットバックの距離等については、横浜市建築局建築道路課にお問い合わせください。				
	・本物件は元市営三ツ境A住宅内の宅地で、幅員約5.9mの南側道路に、幅員約3.9mの北西側道路にほぼ等高に接面する長方形の角地です。敷地内は概ね平坦です。 ・本物件の敷地内の一部に管理柵(木柵)が設置されています。この柵は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の南側市道沿いにNTT東日本の電柱(NTT三ツ境幹R6/23D)及び支線、西側市道沿いにNTT東日本の電柱(NTT三ツ境幹R1/R6/23D)が存在します。 ・本物件の南側市道を挟んで「三ツ境小学校」が所在します。校内放送、各種行事、施設の利用・運営に伴い、止むを得ず発生する騒音があります。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建築される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。				
	「売却物件について」も必ずご確認ください。				

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 取得処分課 045-671-2264)

案内図

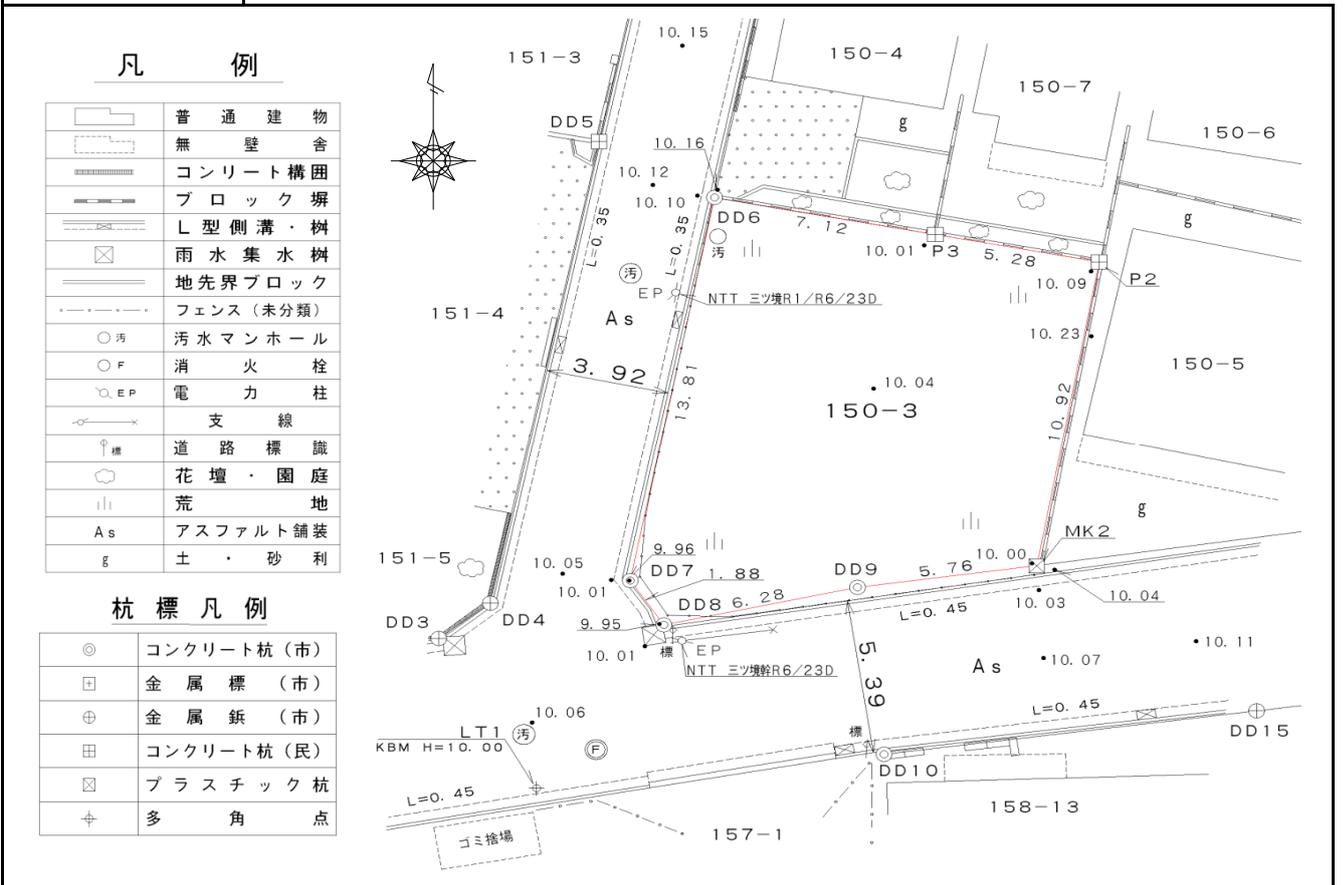


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平25情使、第109号)」

交通機関

相模鉄道本線「三ツ境」駅南口から南西方約1.0km(道路距離) 徒歩約12分

現況図



ヨコハマの土地売ります!

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

横浜市
契約事務受任者
横浜市財政局長

申 込 者	住所	
	刀辨	
	氏名	実印
	電話	() -
代 理 人	住所	
	刀辨	
	氏名	実印
	電話	() -

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する従事する者でないこと。
- (3) 横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に定められた者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

入札参加物件

物件番号	所 在 地	地積 (㎡)

注) 1 複数の物件を申し込む場合は、この頁をコピーして、物件ごとに申し込んでください。

2 代理人により申し込む場合は、必ず委任状(次頁のもの)を添付してください。

3 落札となった場合は、入札保証金は契約保証金又は売買代金に充当することができます。
また、契約保証金払のときは、契約保証金を売買代金に充当することができます。

受 付 印

添付書類

- 1 個人の場合 住民票及び印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)
- 2 法人の場合 資格証明書及び印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)

受 付 印

委 任 状

代 理 人 住 所

氏 名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市有財産等の売払における一般競争入札参加及び契約説明会に関する一切の権限

物 件 番 号 : _____

物 件 所 在 地 : _____

区 分 : 土 地

数 量 : _____ . _____ m²

平 成 年 月 日

委 任 者

住 所

氏 名

実印

添付書類

個人の場合：印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

- 注) 1 委任者及び代理人双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 実印を押印してください。

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔一括払〕

売払人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同日かつ契約締結前までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（かし担保）

第8条 乙は、この契約締結後に、売買物件に数量の不足その他かくれたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあつては、第7条に定める引き渡しの

日から2年間は、この限りではない。

(特約)

第9条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第11条 乙は、第9条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとしたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に定める違約金又は第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第19条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うもの

とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物件明細書

財産の区分	土地			
財産の所在	地目	地積 (㎡)		価格
		公簿	実測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合計 (筆)	—			
売買代金	円			

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔戸建住宅用地指定・一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同日かつ契約締結前までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（かし担保）

第8条 乙は、この契約締結後に、売買物件に数量の不足その他かくれたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあつては、第7条に定める引き渡しの

日から2年間は、この限りではない。

(特約)

第9条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(用途指定)

第10条 乙は、売買物件を所有権移転の日（以下「指定期日」という。）から5年間（以下「指定期間」という。）戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。

(建築工事)

第11条 乙は、売買物件において、所有権移転の日から5年以内（以下「完了期限」という。）に住宅の建築工事を完了しなければならない。

(買戻しの特約)

第12条 甲は、乙が指定期日から起算して5年を経過する日までに、第10条から第11条の各条項に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、売買契約に要した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等乙の負担した一切の費用は償還しないものとする。

2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。

3 第1項の規定による買戻しの期間は、指定期日から10年とする。

(買戻しの登記及び抹消)

第13条 買戻しの特約の登記及び買戻しの手続きは、すべて甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

2 甲は、第10条の指定期間が満了した場合において、乙が第10条から第11条の各条項に定める義務に違反する事実がないものと認めたときは、買戻しの特約を解除するものとする。ただし、甲は、乙が売買物件の所有権を売買等により第三者へ移転するため、第10条から第11条の各条項に定める義務に違反しないことを、詳細な理由を付した願書を提出し、甲がその事実を確認できた場合には、指定期間満了前であっても、買戻しの特約を解除することができるものとする。

3 前項により買戻しの特約を解除する場合、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を嘱託するものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 15 条 乙は、第 9 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第 12 条に定めるところにより買戻権を行使するときは、金〔売買代金の 1 割〕円を違約金として甲に支払わなければならない。

4 前 3 項の違約金は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第 2 3 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第 17 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 12 条第 1 項に定めるところにより買戻権を行使したとき、又は第 16 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、

その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に定める違約金又は第18条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(相隣関係等への配慮)

第23条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第24条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横 浜 市
契 約 事 務 受 任 者
横 浜 市 財 政 局 長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			
売 買 代 金	円			

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同日かつ契約締結前までに、契約保証金として金〔契約保証金額〕円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により平成 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(かし担保)

第9条 乙は、この契約締結後に、売買物件に数量の不足その他かくれたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第8条に定める引き渡しの日から2年間は、この限りではない。

(特約)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団

排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める違約金又は第15条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とす

る。

(相隣関係等への配慮)

第20条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			
売 買 代 金	円			

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。
（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔落札金額〕円とする。
（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同日かつ契約締結前までに、契約保証金として金〔契約保証金額〕円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により平成 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(かし担保)

第9条 乙は、この契約締結後に、売買物件に数量の不足その他かくれたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第8条に定める引き渡しの日から2年間は、この限りではない。

(特約)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(用途指定)

第11条 乙は、売買物件を所有権移転の日(以下「指定期日」という。)から5年間(以下「指定期間」という。)戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。

(建築工事)

第12条 乙は、売買物件において、所有権移転の日から5年以内(以下「完了期限」という。)に住宅の建築工事を完了しなければならない。

(買戻しの特約)

第13条 甲は、乙が指定期日から起算して5年を経過する日までに、第11条から第12条の各条項に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、売買契約に要した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等乙の負担した一切の費用は償還しないものとする。

2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。

3 第1項の規定による買戻しの期間は、指定期日から10年とする。

(買戻しの登記及び抹消)

第14条 買戻特約の登記及び買戻しの手続きは、すべて甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

2 甲は、第11条の指定期間が満了した場合において、乙が第11条から第12条の各条項に定める義務に違反する事実がないものと認めたときは、買戻しの特約を解除するものとする。ただし、甲は、乙が売買物件の所有権を売買等により第三者へ移転するため、第11条から第12条の各条項に定める義務に違反しないことを、詳細な理由を付した願書を提出し、甲がその事実を確認できた場合には、指定期間満了前であっても、買戻しの特約を解除することができるものとする。

3 前項により買戻しの特約を解除する場合、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を囑託するものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

(実地調査等)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第16条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第13条に定めるところにより買戻権を行使するときは、金〔売買代金の1割〕円を違約金として甲に支払わなければならない。

4 前3項の違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第18条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 13 条第 1 項に定めるところにより買戻権を行使したとき、又は第 17 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、甲が現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 21 条 甲は、第 18 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 16 条に定める違約金又は第 19 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 22 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第 23 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 24 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 25 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うもの
とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して
各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

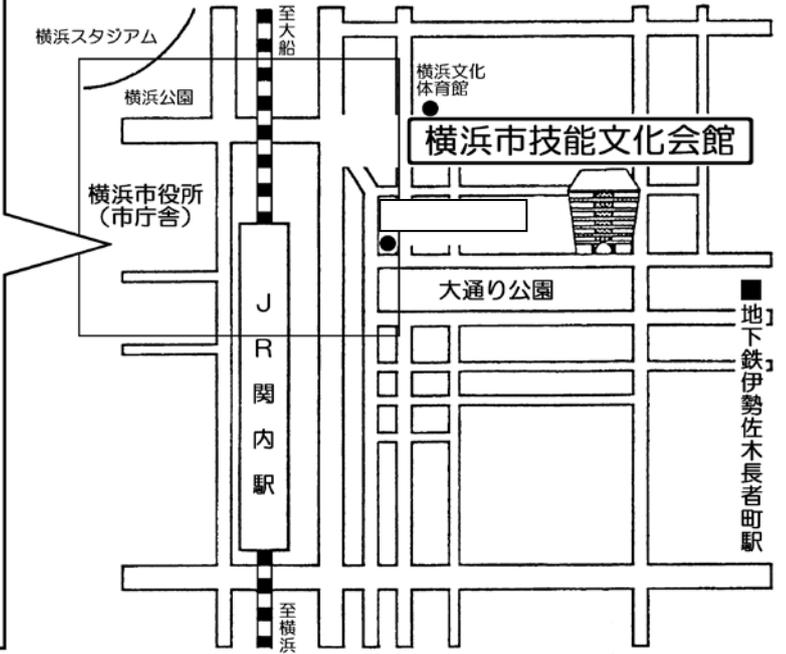
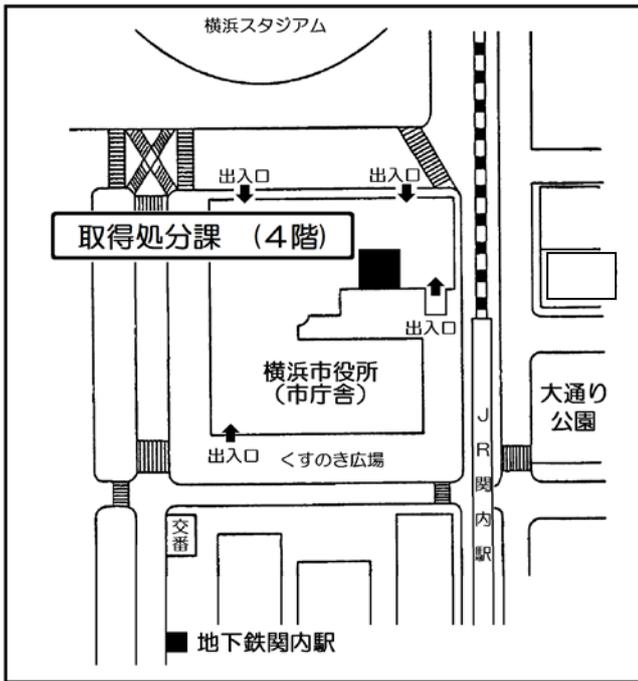
買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計 (筆)	—			
売 買 代 金	円			

横浜市財政局管財部取得処分課
平成26年5月発行
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045(671)2264
FAX 045(662)5369

【案内図】



財政局 取得処分課
(参加申込受付場所)
JR 関内駅 (南口) からすぐ
市営地下鉄関内駅から徒歩2分

横浜市技能文化会館 (入礼会場)
JR 関内駅 (南口) から徒歩5分
市営地下鉄伊勢佐木長者町駅から徒歩3分
横浜市中区万代町2丁目4番地の7
電話 045-681-6551 (代)

【問い合わせ先】

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市財政局取得処分課
(横浜市庁舎4階 409号室)
電話 045-671-2264
E-mail : za-uriti@city.yokohama.jp

ヨコハマの土地売ります！～市有地公募販売のホームページアドレス～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/uriti/>